

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月27日
【計算期間】	第14期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
【ファンド名】	サムスンKODEX200 証券上場指数投資信託[株式]
【発行者名】	サムスン資産運用株式会社 (Samsung Asset Management Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表理事社長 具 聖勳 (Koo Sunghoon)
【本店の所在の場所】	大韓民国ソウル特別市中区太平路2街150 (150, Taepyeongno2-ga, Jung-gu, Seoul, Korea)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 伊 東 啓
【代理人の住所又は所在地】	〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 田 口 祐 樹 弁護士 山 本 明
【連絡場所】	〒100-8124東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	03-6250-6200
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- 注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、以下の語はそれぞれ以下の意味を有するものとします。
- ・ 「本ファンド」
サムスンKODEX200 証券上場指数投資信託[株式]を意味します。
 - ・ 「資産運用会社」
サムスン資産運用株式会社を意味します。
 - ・ 「韓国」
大韓民国を意味します。
 - ・ 「営業日」
韓国取引所の開場日を意味します。
 - ・ 「受益者」
本ファンドの受益証券を保有する者を意味します。
 - ・ 「信託契約」
本ファンドの信託契約を意味します。
 - ・ 「払込資産構成内訳」
資産運用会社が本ファンドの設定又は交換のために、現金、構成銘柄株式等の内訳として韓国証券市場で公告するもの(Portfolio Deposit File)を意味します。
 - ・ 「HSBCソウル支店」
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branchを意味します。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ウォン」は韓国の法定通貨であるウォンを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ウォン = 0.0945円の換算率(2016年4月12日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

本ファンドは、韓国総合株価指数200(以下「KOSPI200」という。)をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をKOSPI200の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することを目的とします。

信託金の限度額

証券取引所における本ファンドの受益証券の取引状況やトラッキング・エラー率等を考慮して資産運用会社が定めます。

ファンドの基本的性格

本ファンドは、KOSPI200をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をKOSPI200の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することをその運用目的とし、証券市場に上場されて取引される韓国資本市場と金融投資業に関する法律(以下「資本市場法」という。)第229条第1号による証券投資信託であり、資本市場法第234条による上場指数投資信託です。よって、本ファンドは証券上場指数投資信託に分類されます。

本ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

(イ) 受益証券を上場します。

本ファンドの受益証券は、下記の取引所で時価により株式と同様に売買することができます。

韓国取引所

東京証券取引所

韓国取引所における売買単位は1口ですが、東京証券取引所における売買単位は10口です。

取引方法は株式と同様です。売買手数料などについては、詳しくは証券会社等にお問い合わせください。

(ロ) 本ファンドの設定は株式によって行います。

本ファンドの設定は原則として株式によって行います。

本ファンドは、指定参加者が、資産運用会社に投資信託の設定を要請し、投資者から直接払込を受けたり、販売会社を通じて投資者から払込を受けた払込金等を、設定単位に相当する資産に代えて資産運用会社を代理して受託会社に払い込むことによって設定されます。

投資者が指定参加者に払込金等を払い込む場合、当該投資者は、原則として、指定参加者が投資信託の設定を要請する日(以下「設定要請日」という。)に、資産運用会社が証券市場に公告する払込資産構成内訳と同じ内訳の払込金等を、設定要請日から3営業日後までに払い込まなければなりません。

本ファンドの設定単位は、50,000口です。

なお、本ファンドの設定は韓国で行われ、日本国内において設定することはできません。

(ハ) 受益証券と株式を交換することができます。

受益者は、本ファンドの受益証券の販売会社又は指定参加者に対して、設定単位又は設定単位の倍数でのみ受益証券の交換を請求することができます。

受益者から受益証券の交換請求を受けた販売会社は、指定参加者に対して本ファンドの受益証券の交換を要求します。

なお、本ファンドの交換は韓国で行われ、日本国内において受益証券と株式を交換することができません。

ファンドの特色

(イ) 本ファンドは、KOSPI200をベンチマークとして、1口当たり純資産価額の変動率をKOSPI200の変動率とほぼ等しくなるように投資信託財産を運用することをその運用目的とします。

KOSPI200とは

() KOSPI200の概要

KOSPI200は、韓国取引所での全体上場銘柄のなかから、市場代表性、業種代表性及び流動性を勘案して決定された200銘柄によって算出される株価指数です。KOSPI200算出の基準日は、1990年1月3日であり、基準指数は、100ptです。

() 指数算出方法

KOSPI200は、かつては韓国総合株価指数(KOSPI)と同じく上場株式数を加重値で使用した時価総額式株価指数でしたが、2007年6月15日以降、非浮動株式数の半分と浮動株式数の全部の合計数を加重値で使用した時価総額式株価指数となっています。2007年12月14日以降は、浮動株式数を加重値で使用した時価総額式株価指数となります。その算式は次の通りです。

$$\text{KOSPI200} = \frac{\text{構成銘柄の比較時点の時価総額}}{\text{構成銘柄の基準時点の時価総額}} \times 100$$

個別銘柄は、市況によってその特性が時々刻々変化しますので、KOSPI200が全体市況をより詳しく表すために、個別銘柄の特性変化に合わせて適切にその構成銘柄を入れ替えます。構成銘柄の変更時期は、定期変更と特別変更に分けられ、定期変更は、毎年6月の第二木曜日(6月物最終取引日)の次の取引日に変更された銘柄で指数が算出できるように定期的に変更されており、特別変更は、構成銘柄の中で上場廃止、管理銘柄指定、合併等の事由でKOSPI200の構成銘柄として不適当だと認定される場合、随時、指数算出機関である韓国取引所により実施されています。

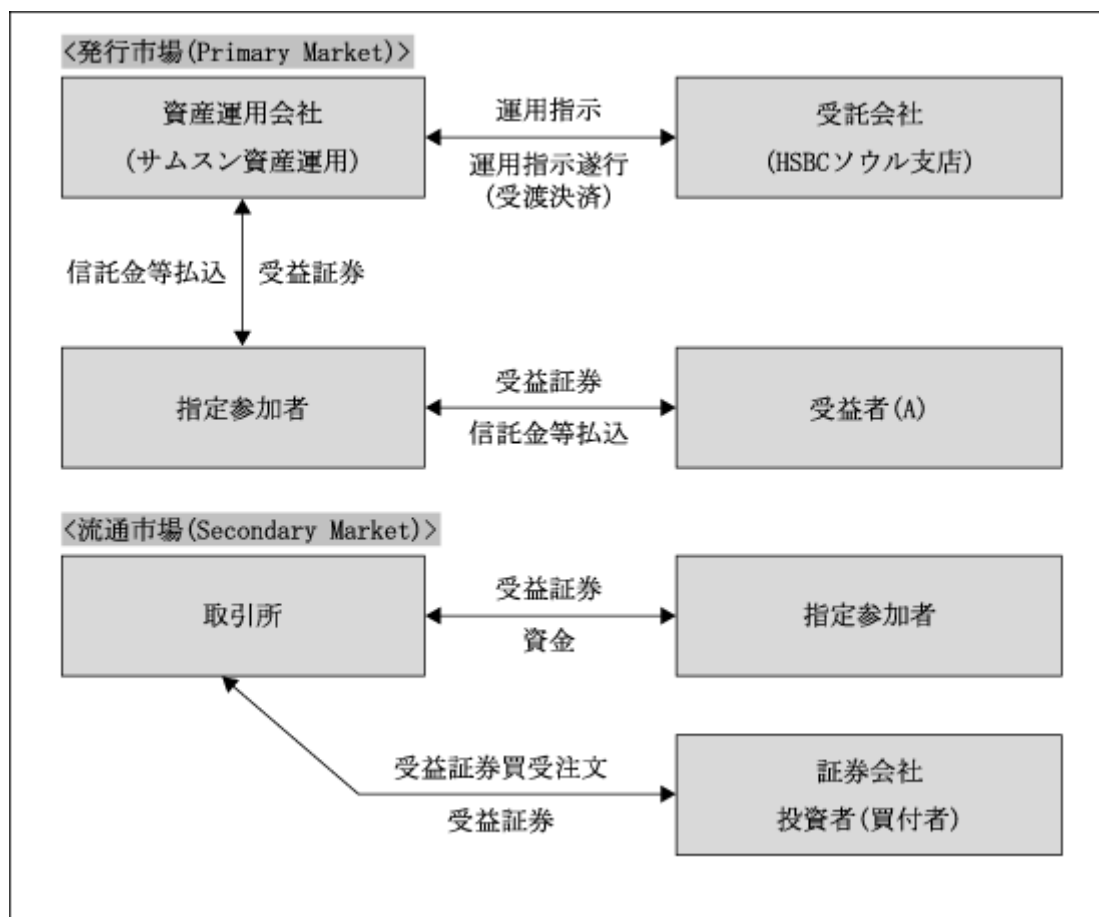
(ロ) 年5回(原則として1月、4月、7月及び10月の最終営業日並びに会計期間終了日。但し、会計期間終了日が営業日でない場合はその直前営業日)を分配基準日とします。但し、常に分配を行うわけではありません(後記「2 投資方針 (4) 分配方針」参照)。

(2) 【ファンドの沿革】

日 時	沿 革
2002年10月11日	信託契約締結、当初設定
2002年10月14日	韓国証券取引所上場
2007年11月19日	東京証券取引所上場

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



資産運用会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
サムスン資産運用株式会社	資産運用会社	2002年10月11日付でHSBCソウル支店との間で信託契約を締結しています。本ファンドの運用会社として、投資信託財産の価額がKOSPI200の収益率と連動するように投資信託財産を運用し、指定参加者の本ファンド設定の請求に対して承認の可否を決定し、交換に応じます。 なお、上記の信託契約は、資本市場法の施行に対応するため、2009年5月3日付で全面改訂されました。
HSBCソウル支店	受託会社	2002年10月11日付で資産運用会社との間で信託契約を締結しています。投資信託財産の保管・管理、資産運用会社の有価証券等の取得・売却等の運用指示に基づく有価証券等の購入代金の支払、有価証券等の売却による証券の引渡、投資有価証券等の利子及び配当の受領、受益証券の交換資産の支払等の業務を遂行します。 なお、上記の信託契約は、資本市場法の施行に対応するため、2009年5月3日付で全面改訂されました。
韓国預託決済院	一般事務管理会社	2009年10月1日付で資産運用会社との間で事務管理契約を締結しています。資産運用会社から本ファンドの基準価格の算出、本ファンドの運営に関する事項の公示・公告業務の委託を受け、その業務を遂行します。
1. 新韓金融投資株式会社	指定参加者	2002年10月11日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。その役割は、資産運用会社に対する投資信託の設定・交換要請業務及び投資信託の設定に際して、払込金等を設定単位に相当する資産に変更するための投資証券の売買又は委託売買業務等を遂行することです。
2. サムスン証券株式会社		2002年10月11日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
3. 韓国投資証券株式会社		2002年10月11日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
4. シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社 ソウル支店		2002年10月11日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
5. ドイツ証券株式会社		2002年10月11日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
6. 大宇証券株式会社		2005年2月1日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
7. 現代証券株式会社		2005年2月25日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
8. ユアンタ証券株式会社		2006年2月1日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
9.メリッツ総合金融証券株式会社	指定参加者	2006年2月1日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
10.ハイ投資証券株式会社		2006年2月27日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
11.SK証券株式会社		2006年7月31日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
12.ゴールドマン・サックス証券株式会社ソウル支店		2007年1月9日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
13.ユジン投資証券株式会社		2007年6月8日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
14.NH投資証券株式会社		2007年7月18日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
15.ミレアセット証券株式会社		2007年10月31日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
16.KTB投資証券株式会社		2009年7月13日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
17.東部証券株式会社		2009年3月31日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
18.KB投資証券株式会社		2009年3月31日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
19.教保証券株式会社		2008年11月25日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
20.大信証券株式会社		2008年7月11日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
21.JPモルガン証券株式会社		2008年6月25日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
22.リーディング投資証券株式会社		2009年5月2日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
23.LIG投資証券株式会社		2009年8月25日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
24.キウム証券株式会社		2011年12月1日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
25.クレディ・スイス証券株式会社ソウル支店		2002年10月11日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
26.ハナ金融投資証券株式会社		2009年3月31日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
27.イーベスト投資証券株式会社		2014年2月3日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
28.ハンファ投資証券株式会社		2013年3月8日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
29.CLSAコリア証券株式会社		2014年8月20日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。
30.SG証券株式会社		2014年5月20日付で資産運用会社との間で指定参加者契約を締結しています。役割は同上です。

資産運用会社の概況

(イ) 設立準拠法

韓国商法

(ロ) 会社の目的

資産運用会社は次の事業を営むことを目的とします。

1. 資本市場法に定める資産運用業(投資信託の設定・交換、投資信託財産の運用・運用指示、投資会社財産の運用)
2. 投資諮問業務
3. 投資一任業務
4. 一般事務管理会社の業務
5. 勤労者退職給与保障法による退職年金事業者の業務
6. 不動産賃貸業務
7. 信託業
8. 不動産開発業務
9. 投資仲介業(投資信託証券の投資仲介に限る)
10. 投資売買業(投資信託証券の投資売買に限る)
11. ファンド又は証券に関連する資料の出版及び販売に関する業務
12. ファンド又は証券に関連する財産権、商標権等の権利行使に関する業務
13. ファンド又は証券に関連する電産サービス提供又はソフトウェアの貸与・販売業務
14. 資本市場法又はその他法令により認められている事業
15. その他上記1～14に付随する一切の業務

(ハ) 資本金の額(2015年12月31日現在)

93,430,000,000ウォン(8,829,135,000円)

(二) 会社の沿革

日 付	沿 革
1998年9月15日	サムスン生命投資信託運用株式会社設立登記(払込資本金300億ウォン)
9月30日	証券投資信託運用業許可取得
10月1日	サムスン投資信託証券から営業権譲受(受託高合計8兆ウォン)
11月2日	営業開始
12月4日	サムスングループ系列社編入
1999年12月29日	旧サムスン投資信託運用と合併(払込資本金632億ウォン、管理資産20兆ウォン)
2000年3月3日	資本金300億ウォン有償増資(払込資本金932億ウォン)
3月30日	会社商号変更登記(サムスン生命投資信託運用 → サムスン投資信託運用)
2002年10月14日	KODEX200 ETF 韓国取引所上場
2007年11月1日	香港現地法人設立
2010年4月1日	会社商号変更登記(サムスン投資信託運用 → サムスン資産運用)
2011年8月29日	本店所在地変更登記(大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞36-1 → 大韓民国ソウル特別市中区太平路2街150)
2014年7月21日	筆頭株主変更(サムスン証券→サムスン生命)
2014年10月23日	上海リサーチセンター設立
2015年2月1日	サムスン生命からニューヨーク現地法人を引受
2015年11月30日	サムスン生命からロンドン現地法人を引受

(ホ) 大株主の状況

(2015年12月31日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
サムスン生命保険株式会社 (Samsung Life Insurance Co.,Ltd.)	ソウル特別市中区太平路2街 サムスン生命ビル5階	18,257,610	97.7%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

以下に記載する法令は、全て本ファンドの設定国である韓国の法令をいいます。

資本市場法

2007年7月に国会で議決され、2009年2月4日から施行された資本市場法は、資本市場に関連する金融産業の競争と革新を推進し、資本市場における投資者保護制度を先進国並みに整備(以下「先進化」という。)する目的で制定されました。

資本市場法は、これまで資本市場を規律してきた15の法律のうち、証券取引法、先物取引法、間接投資資産運用業法、信託業法、総合金融会社に関する法律、韓国証券先物取引所法の6つの法律を統合し、その他の9つの法律については、関連規程を一括整備する等、資本市場関連法令・規制を改革したものです。

資本市場法の主な特徴は、金融投資商品概念の包括的規制、経済的実質による金融投資業の機能別規律、金融投資会社の業務範囲拡大、より厳格な投資勧誘規制の導入などによる投資者保護制度の先進化などです。

金融投資商品は、「1) 利益を得る、又は損失を回避する目的で、2) 現在又は将来のある時点において金銭等を支払うことを約定することにより取得することとなる権利で、3) 元本損失可能性(投資性)を負担するもの」と定義されます。従って、元本損失の可能性のある金融商品であれば、原則として金融投資商品に該当することになり、資本市場法が包括する金融投資商品の範囲が大幅に広がりました。資本市場法の施行に伴い、韓国の金融商品は、銀行預金などの貯金商品、災害や各種の事故発生時の経済的損失を補償する保険商品、金融投資商品に区分されます。

金融投資業は、金融投資商品の直接売買、又は第三者のための売買仲介など、投資者の金融投資商品取引をサポートする金融業です。資本市場法では、証券業、資産運用業、先物業、信託業など、これまで個々の法律により規制されていた資本市場関連金融業を「金融投資業」に統合し、金融投資業をその経済的機能により「投資売買業」、「投資仲介業」、「集合投資業(資産運用業)」、「信託業」、「投資諮問業」、「投資一任業」の6つに再分類しました。金融投資業の統合と機能別再分類により、これまで個々の法令による営業規制の結果生じていた規制差異が解消されるなど、合理的な規制体系となりました。

金融投資業を営む金融投資会社の営業範囲が大幅に拡大しました。これまで証券会社、資産運用会社は、それぞれ異なる法令により具体的に定められた証券業又は資産運用業のみを営むことができました。しかし、現在では、金融投資会社は機能別に再分類された6つの金融投資業の全てを兼営することができ、金融投資業を営むうえで関連のある新たな業務も開発して自由に営むことができます。このことは、金融投資商品の範囲拡大に伴い金融投資会社が多様な金融投資商品を開発し、投資者の需要に積極的に応じることができるようにしたものです。

金融投資商品を取引する投資者を保護するために、金融投資会社の金融投資商品に対する投資勧誘規制が大幅に強化されました。金融投資会社が投資者に金融投資商品を販売する際、投資者の投資目的と財産状況などを把握し(顧客を知る義務)、投資者に投資目的などに適合した商品を勧誘(適合性原則)しなければならず、商品の内容とリスクを十分に理解させる(説明義務)など、金融投資商品の取引手続きが法的に厳格に規制され、金融投資会社の損害賠償責任など法的責任が大幅に強化されました。

資本市場法は法律と大統領令、規定など下位法規で構成されており、関心事項について正確に理解するためには、法律と関連下位規定などを全て調べてみる必要があります。例えば、金融投資商品が法的にどのように定義されているのかを知りたい場合、金融投資商品を定義している資本市場法第3条を確認するだけでは不十分です。資本市場法が金融投資商品の概念定義に必要な具体的な事項を大統領令で別途定めるよう規定しているからです。

上記以外にも、資本市場法令が委任した範囲内で、金融委員会又は金融監督院が法令施行に必要な詳細事項を定めるようにする場合があり、韓国取引所と金融投資協会などの自主規制機関も法令の委任範囲内で商取引制度、投資勧誘方法など営業に関する詳細事項を定め運営しています。

(注) 2009年2月4日の資本市場法施行とともに、証券業協会、資産運用協会、韓国先物協会が統合して金融投資協会となりました。

商法等

資産運用会社は、商法上の株式会社又は一定の金融機関であることが求められ、金融監督当局の許可を得て金融投資業を営みます。商法の規定は、特に会社型集合投資機構に多く適用されます。資本市場法は、会社型集合投資機構に対して、同法が特別に定めたものを除いては、商法の規定が適用されるようにしています。また集合投資機構の合併及び解散等に関する事項は、商法の内容と集合投資機構という特性を勘案して商法の関連内容を準用しています。

この他にも、行為及び集合投資関連者に関する法律として株式会社の外部監査に関する法律、独占規制及び公正取引に関する法律等があります。

(5) 【開示制度の概要】

日本における開示

(イ) 金融商品取引法上の開示

日本において受益証券の募集又は売出しがなされないため、有価証券届出書は作成されません。同様に金融商品取引法に基づく目論見書も作成・交付されません。

資産運用会社は、本ファンドの財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、本ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局又はEDINETにおいて閲覧することができます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

本ファンドの受益証券は、東京証券取引所に上場しているため、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」という。)に基づく届出は行われず、投信法に基づく運用報告書も作成されません。

(ハ) 東京証券取引所規則に基づく開示

下記 (ロ)と同様の開示が、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)を通じてなされます。

韓国における開示

（イ）監督官庁に対する開示

1. 営業報告書

- （ ）資産運用会社は投資信託財産に関する毎四半期の営業報告書を作成し、毎四半期終了後2ヶ月以内に金融委員会及び金融投資協会に提出します。
- （ ）資産運用会社は投資信託財産に関する営業報告書を下記のように区分して作成します。
 - 本ファンドの設定状況又は投資匿名組合の出資金の変動状況
 - 投資信託財産の運用状況と受益証券の基準価格表
 - 議決権開示義務のある法人について議決権行使の有無及びその内容が記載された書類
 - 投資信託財産に含まれる資産のうち株式の売買回転率と資産の委託売買による各投資仲介業者の取引金額・手数料とその割合

2. 決算書類

資産運用会社は、本ファンドに次の事由が発生した時、その事由発生日から2ヶ月以内に決算書類を金融委員会及び金融投資協会に提出します。

- 本ファンドの会計期間終了
- 本ファンドの契約期間又は存続期間の終了
- 本ファンドの解約又は解散

（ロ）受益者に対する開示

1. 資産保管・管理報告書

受託会社は本ファンドの会計期間の終了、本ファンドの契約期間又は存続期間の終了等、いずれかの事由が発生した日から2ヶ月以内に、次の事項が記載された資産保管・管理報告書を作成して、受益者に交付します。但し、受益者が随時変わるなど受益者の利益を害するおそれがない場合は、資産保管・管理報告書を受益者に交付しないこともあります。

- 信託契約の主要変更事項 / ファンドマネージャーの変更 / 受益者総会の決議内容等

2. 信託契約変更に関する開示

- （ ）資産運用会社は信託契約を変更する際、受託会社と変更契約を締結します。この時、信託契約のうち次の事項を変更するには事前に受益者総会の決議が必要です。
 - 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬、その他の手数料の引き上げ
 - 受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場と金融投資業に関する法律施行令(以下「資本市場法施行令」という。)第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)
 - 信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)
 - 投資信託タイプの変更(投資信託を設定する時から、異なるタイプの投資信託に転換することが予定されており、その内容が信託契約書に表示されている場合は除く。)
 - 主な投資対象資産の変更
 - 資産運用会社の合併・分割・分割合併、金融委員会の措置又は命令による資産運用会社の変更に該当しない資産運用会社の変更
 - 交約(交換)禁止型投資信託への変更
 - 交約(交換)代金の支払い日の延期

- () 資産運用会社は信託契約を変更した場合は、ホームページ等を利用して開示しなければならず、受益者総会の決議により信託契約を変更した場合は、開示するとともに、これを受益者に通知しなければなりません。

3. 次に定める事項が発生した時は、遅滞なく資産運用会社(www.samsungfund.com)販売会社及び金融投資協会(www.kofia.or.kr)のホームページに開示し、資産運用会社・販売会社の本店支店及び営業所に掲示するとともに、電子メールで受益者に通知しなければなりません。

- ファンドマネージャーが替わる場合、その事実と替わったファンドマネージャーの運用経歴(運用したファンドの名称、投資信託財産の規模と収益率を意味する。)
- 解約(交換)延期又は解約(交換)再開の決定及び事由
- 大統領令に定める不良資産が発生した時、その明細と償却率
- 受益者総会の決議内容
- 目論見書の変更(法令等の改正又は金融委員会の命令による変更や信託契約の変更に伴う目論見書の変更、簡単な文句修正等の軽微事項を変更する場合は除く。)
- 資産運用会社の合併、分割、分割合併又は営業の譲渡・譲受
- 資産運用会社又は一般事務管理会社が基準価格を誤って算定し、これを修正変更する時は、その内容
- 設定及び設立後1年目の日に元本額が50億ウォン未満の場合、その事実と本ファンドが資本市場法第192条第1項の但書に基づき解約されうるという事実(但し、存続期間中は追加設定(募集)できる投資信託に限る。)
- 設定及び設立から1年が経過した後、1月間続けて元本が50億ウォン未満の場合、その事実と本ファンドが資本市場法第192条第1項但書に基づき、解約されうるという事実(但し、存続期間中は追加設定(募集)できる投資信託に限る。)
- その他に受益者の投資判断に重大な影響を及ぼしうる事項として金融委員会が定める事項

4. 投資信託財産の議決権行使に関する開示

- () 資産運用会社は投資信託財産に属する株式の議決権行使の内容等を次の方法で開示します。

- 合併、営業の譲渡・譲受、役員の任命、定款変更等、経営権の変更に関連する事項について議決権を行使する場合：議決権の具体的行使内容と事由
- 議決権開示対象法人について議決権を行使する場合：議決権の具体的な行使内容と事由
- 議決権開示対象法人について議決権を行使しない場合：議決権を行使しない具体的事由

- () 議決権行使に関する開示は次の方法で行います。

議決権を行使する株式を発行した法人が株券上場法人である場合は、株主総会日から5日以内に韓国取引所を通じて議決権行使の内容等を開示すること

5. 受益者に対する公告等

資産運用会社、受託会社又は販売会社が受益者に対して、日刊紙に公告する時は韓国において発行される毎日経済新聞に公告し、2紙以上の日刊紙に公告する時は韓国において発行される韓国経済新聞にも公告します。

(6) 【監督官庁の概要】

設立の経緯

金融監督院は金融監督機構の設置等に関する法律(1997年12月31日制定)によって銀行監督院、証券監督院、保険監督院、信用管理基金など4つの監督機関が統合して1999年1月2日に設立されました。

旧金融監督委員会(監督政策機能)と旧財政経済省(金融政策機能)が統合し、現在は政策を担当する金融委員会と執行機関である金融監督院に分離しています。

設立の目的

金融機関に対する検査及び監督業務などを行い、健全な信用秩序と公正な金融取引慣行を確立し、預金者及び投資者など金融需要者を保護することで国民経済の発展に寄与することです。

ファンド関連担当部署は資産運用監督室であり、資産運用監督室は資産運用会社の許認可及び監督、証券届出書の審査、ファンド関連の統計データの作成及び分析業務などを担当しています。また韓国取引所関連の担当部署は金融投資監督局であり、金融投資監督局は証券会社・先物会社の業務及び財務健全性の監督、設立などの許認可、韓国取引所・先物市場・債券市場の管理監督、外国人投資登録に係る事項などを担当しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

本ファンドの運営目的を達成するために資産運用会社は、KOSPI200構成銘柄の中より信用リスクを勘案したうえで投資可能対象銘柄を構成し、当該投資可能対象銘柄の中でトラッキング・エラーを勘案して銘柄群をサンプリングします。資産運用会社は、このようにサンプリングされた銘柄群とKOSPI200の派生商品である株価指数先物等で投資信託財産を運用することをその運用方針とします。

ポートフォリオ構成

本ファンドは、基本的にKOSPI200を構成する株式に投資をしますが、時価総額の低い株式について指数に占める比率が過度に低い場合、又は流動性の問題がある場合には、それらの株式に対する投資比率を調整せず又はそれらの株式に対して投資しないことがあります。

KOSPI200の構成が変更された場合、本ファンドはKOSPI200に含まれない株式に投資することとなる可能性があります。

ポートフォリオ調整

本ファンドは、その投資目的達成のために、次のような多様な株式市場環境の変化又は投資対象銘柄の環境変化に対応して、随時又は定期的に投資信託財産内の投資銘柄の入れ替え、比率の調整を行います。このような継続的なポートフォリオの調整を通じて、本ファンドの投資収益率は、ベンチマークであるKOSPI200の収益率と同様又は類似の収益率を実現することとなります。

- ・ KOSPI200構成銘柄の定期的又は随時の入れ替え時
- ・ KOSPI200構成銘柄の有償増資又はCB転換等による時価比重変動時
- ・ 投資信託財産に含まれている構成銘柄の倒産時
- ・ 投資信託財産に含まれている構成銘柄の合併、分割等の事由発生時

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類及び資産運用の方法は、次の通りです。

- () 資本市場法第4条第4項に定める持分証券の株券、新株引受権の表示されているもの、法律により直接設立された法人が発行した出資証券(証券上場法人が発行したもの及び証券市場で企業公開のために発行した公募株に限る。)(以下「株式」という。)
- () 資本市場法第5条第2項による上場派生商品(以下「派生商品」という。)
- () 投資信託財産として保有する証券の貸与
- () 資本市場法第110条により受託者が発行した受益証券、同法第9条第21項に定める投資信託証券(以下「投資信託証券」という。)
- () 資本市場法施行令第268条第4項の規定による受託会社の固有財産との取引

上記にかかわらず、資産運用会社は、交換を円滑にし、投資待機資金を効率的に運用するために必要な場合、次の方法で運用することができます。

- () 短期貸付(30日以内の金融機関間の短期資金取引による資金供与をいう。)
- () 金融機関への預金(満期1年以内の商品に限る。)

(3) 【運用体制】

本ファンドの運用は、資産運用会社により、本ファンドの運営に関する内部規則に従い、以下の体制で行われる。

モデルポートフォリオ構築

パッシブ本部ETF運用チームは、株式運用本部リサーチチームの作成する各個別銘柄に関するデータベースをもとに、本部インデックス構成モデルによるモデルポートフォリオを構築します。

ターゲットポートフォリオ構築

パッシブ本部は、モデルポートフォリオをもとに、ターゲットポートフォリオを構築します。

売買の実行

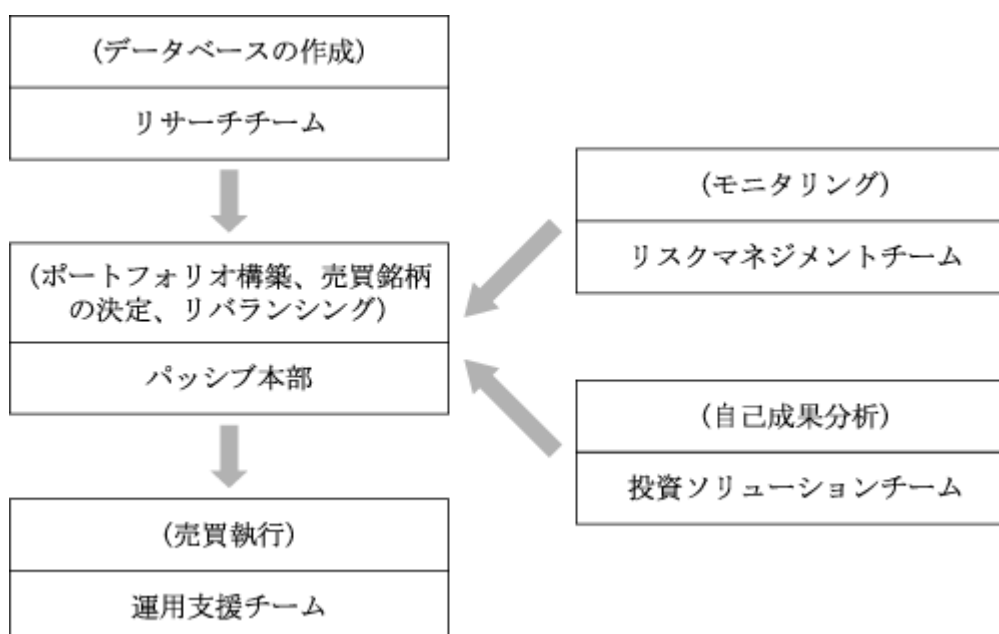
パッシブ本部は、具体的な投資銘柄を決定し、運用支援チームが売買を実行します。日々の売買が投資方針や投資制限に合致しているかについては、リスクマネジメントチームがモニタリングします。

自己成果分析

投資ソリューションチームは、毎週水曜日に、運用成果の分析を行います。

ポートフォリオ調整

自己成果分析の結果、トラッキング・エラーが認識された場合、パッシブ本部はリスクマネジメントチームと協働してターゲットポートフォリオの修正を行います。



(4) 【分配方針】

本ファンドは、一般投資信託とは異なり、会計期間終了による利益を分配しません。その代わりに投資信託財産の過度な現金保有等によるトラッキング・エラー率の最小化等のために、次のように投資信託分配金を支払うことができます。

支払基準日：1月、4月、7月及び10月の最終営業日並びに会計期間終了日。但し、会計期間終了日が営業日でない場合はその直前営業日

支払時期：支払基準日の翌営業日から7営業日以内

対象受益者：支払基準日現在、本ファンドの受益証券を保有している受益者

分配金：資産運用会社が定める分配率を基準に算出した金額

開示：資産運用会社は、投資信託分配金の支払基準日(以下「分配金支払基準日」という。)から3営業日前までに投資信託分配金の支払についての具体的な事項を韓国取引所に開示

支払場所：受益者の委託売買口座(分配金支払基準日に本ファンドの受益証券を保有している口座をいう。)が開設されている販売会社、指定参加者又は証券会社で投資信託分配金を支払います。

資産運用会社は、次のいずれかに該当する利益金の分配を留保し、利益金が0より少ない場合も、分配を留保します。

- a. 資本市場法第234条による上場指数投資信託がKOSPI200の構成銘柄を入れ替えること又は派生商品へ投資することで計算される利益
- b. 資本市場法第238条により評価した投資信託財産の評価益

(5) 【投資制限】**投資制限**

資産運用会社は、投資信託財産の運用において、次の行為を受託会社に指示することができません。但し、法令及び規則で例外的に認めた場合には、この限りでなく、次の行為に関連する法令及び規則が変更された場合には、その変更内容に従います(信託契約第36条)。

- () 本ファンドの資産総額の10%を超過して、投資信託財産を、資本市場法施行令第84条に定める資産運用会社の利害関係人(資産運用会社の大株主及び系列会社は除く。)との間の次の各項目のいずれかに該当する取引で運用する行為
 - ア. 資本市場法第83条第4項による短期貸付
 - イ. 売戻条件付買入(証券を一定期間後、売り戻すことを条件に買入を行う場合をいう。)
- () 本ファンドの資産総額の30%を超過して同一銘柄の証券に投資する行為。この場合、同一法人等が発行した証券のうち、持分証券(その法人等が発行した持分証券と関連する証券預託証券を含む。以下本「投資制限」において同じ。)と持分証券を除く証券とは、同一銘柄とみなします。
- () 投資信託財産により、同一法人等が発行した持分証券の総数の20%を超過して投資する行為
- () そのリスク評価額が、本ファンドの資産総額の10%を超過する派生商品の取引をする行為
- () KOSPI200の構成銘柄数の50%未満に投資する行為
- () 資本市場法施行令第251条の規定により、毎日公告する払込資産構成内訳に含まれるもので、時価総額を基準にKOSPI200の95%以上を構成する銘柄に投資しない行為
- () 本ファンドの資産総額の20%を超過して同じ投資信託の投資信託証券に投資する行為。但し、上場指数投資信託の投資信託証券は本ファンドの資産総額の30%まで投資できます。

- () 私募投資信託(私募投資信託に相当する外国私募投資信託を含む。)の投資信託証券に本ファンドの資産総額の5%を超過して投資する行為
- () 投資信託の投資信託証券を販売する投資売買業者又は投資仲介業者が受け取る販売手数料及び販売報酬とその投資信託が投資する他の投資信託の投資信託証券を販売する投資売買業者(外国投資売買業者を含む。)又は投資仲介業者(外国投資仲介業者を含む。)が受け取る販売手数料及び販売報酬の合計が資本市場法施行令第77条第4項の限度を超過して投資信託証券に投資する行為
- () 投資信託財産で同じ投資信託の投資信託証券総数の20%を超過して投資する行為。この場合、その比率の計算は投資する日を基準とします。

上記及び下記「投資限度」の制限にかかわらず、次に定める事由により、やむを得ず上記()乃至()、()、()及び()又は下記「投資限度」の()の制限を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその制限に適合するようにしなければなりません。但し、不渡り等で売却が不可能な証券は、売却が可能な時期までこれをその制限に適合しているとみなします。

- a. 投資信託財産に属する投資対象資産の価格変動
- b. 本ファンドの一部解約
- c. 担保権の実行等の権利行使
- d. 投資信託財産に属する証券を発行した法人の合併又は分割合併
- e. その他の投資対象資産の追加取得なしに制限を超過することになった場合

投資限度

資産運用会社は、投資信託財産の運用において、次の制限を受けます(信託契約第35条)。

- () 株式への投資は、本ファンドの資産総額の60%以上とします。
- () 証券の貸付は、本ファンドが保有する証券総額の50%以下にします。
- () 投資信託証券への投資は本ファンドの資産総額の30%以下とします。
- () 上記()及び()の資産に対する投資は、本ファンドの資産総額の50%を超過してはなりません。

上記()及び()の制限にかかわらず、次のいずれかの期間又は事由に該当する場合は、その制限を適用しません。但し、下記d.及びe.の事由に該当する場合には、投資比率を違反した日から15日以内にその制限に適合するようにしなければなりません。

- a. 本ファンドの当初設定日から1ヶ月間
- b. 本ファンドの会計期間終了日直前の1ヶ月間
- c. 本ファンドの契約期間終了日直前の1ヶ月間
- d. 連続する3営業日の追加設定又は交換請求が、通算して、それぞれ本ファンドの資産総額の10%を超過する場合
- e. 投資信託財産である証券等の資産の価格変動により、上記()及び()の制限に違反することになる場合

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

価格変動リスク

信託財産を株式に投資することによって、本ファンドは有価証券の価格変動、利子率等その他マクロ経済における指標の変化による危険にさらされます。また、信託財産の価値は、投資対象銘柄発行会社の事業環境、財務状況及び信用状態の悪化により急激に変動することがあります。

デリバティブ投資リスク

デリバティブ(先物)は、少ない証拠金で巨額の決済が可能となるレバレッジ効果があるため、現物資産に直接投資する場合に比べてはるかに高い危険にさらされることがあります。

トラッキング・エラー発生リスク

本ファンドは、ベンチマークであるKOSPI200とほぼ同じ収益率を実現することをその投資目的としています。投資信託報酬、委託売買手数料等、関連費用の支出、部分複製によるポートフォリオ構成等、現実的制限のためにKOSPI200と同じ収益率が実現されない可能性があります。したがって、本ファンドの収益率とKOSPI200の収益率が同じであることを前提とする投資は、当該トラッキング・エラーのために、予想し難い損失を被ることがあります。

上場廃止リスク

関連規定で定めている限度を超過して本ファンドのトラッキング・エラーが発生し、当該トラッキング・エラーが一定期間以上持続される場合、関連規定により本ファンドは、上場を廃止しなければなりません。また、本ファンドが目標とする指数(KOSPI200)が算定できない又は利用できなくなる場合には、上場を廃止しなければなりません。これらの場合、本ファンドの信託契約は解約され、残余資産を分配することになります。残余資産分配時までの期間に流通市場を通じた受益証券の現金化を行うことが難しくなる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

上記の4つのリスクに対するファンドのリスク管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

本ファンドはインデックス・ファンドであるため、株価変動に対する別段のリスク管理体制はありません。ベンチマークであるKOSPI200を追跡した収益率を目指して運用会社は最善を尽くしています。

デリバティブ投資リスク

本ファンドのデリバティブ取引に伴うリスク評価額は、本ファンドの資産総額の10%未満に制限されます。

トラッキング・エラー発生リスク

本ファンドはKOSPI200に追従した収益率を目指して、完全複製又は最適化法を用いてポートフォリオ構成を行います。現在は最適化法(Optimization)を用いているため、トラッキング・エラーが発生することがありますが、本ファンドの運用ガイドラインに定める一定の限度内でトラッキング・エラーを管理することになっています。トラッキング・エラーが目標値から外れる場合、直ちにポートフォリオ調整(リバランシング)によりポートフォリオを再構成します。配当金及び超過収益によって発生するプラスのトラッキング・エラーは四半期投資分配金支払いのような方法で投資者に現金で支払うことによりトラッキング・エラーを縮小します。

上場廃止リスク

トラッキング・エラーに関しては、上記の通り、ポートフォリオ調整を行うことによってこれを縮小する体制を構築しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

区 分		対象会社	報酬算定(費用支払)基準
投資信託 報酬	運用報酬	サムスン資産運用株式会社	投資信託財産の平均残高 (注1)の年0.12%(注2)
	指定参加者 (AP)報酬	新韓金融投資株式会社 サムスン証券株式会社 韓国投資証券株式会社 シティグループ・グローバル・ マーケット証券株式会社ソウル支店 ドイツ証券株式会社 大宇証券株式会社 現代証券株式会社 ユアンタ証券株式会社 メリッツ総合金融証券株式会社 ハイ投資証券株式会社 SK証券株式会社 ゴールドマン・サックス証券株式会社ソウル支店 ユジン投資証券株式会社 NH投資証券株式会社 ミレアセット証券株式会社 KTB投資証券株式会社 東部証券株式会社 ハナ金融投資株式会社 LIG投資証券株式会社 ハンファ投資証券株式会社 KB投資証券株式会社 教保証券株式会社 大信証券株式会社 JPモルガン証券株式会社 リーディング投資証券株式会社 キウム証券株式会社 クレディ・スイス証券株式会社ソウル支店 イーベスト投資証券株式会社 CLSAコリア証券株式会社 SC証券株式会社	投資信託財産の平均残高 (注1)の年0.005%(注3)
	受託報酬	HSBCソウル支店	投資信託財産の平均残高 (注1)の年0.01%
	一般事務報酬	韓国預託決済院	投資信託財産の平均残高 (注1)の年0.015%
	合 計	投資信託財産の平均残高(注1)の年0.15%	

(注1) 毎日の本ファンドの純資産総額(直前日の貸借対照表上に計上された本ファンドの資産総額から負債総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)を投資信託報酬の計算期間(以下「報酬計算期間」という。)の初日から報酬計上当日まで累積して合わせた金額を、報酬計算期間中の日数で割った金額をいいます。

(注2) 運用報酬率(運用報酬の投資信託財産の平均残高に対する比率)は、平成28年2月4日付で年0.23%から年0.12%に変更されました。

(注3) 指定参加者報酬率(指定参加者報酬の投資信託財産の平均残高に対する比率)は、平成25年4月30日付で年0.01%から年0.005%に変更されました。

報酬計算期間は、本ファンドの分配金支払基準日(但し、会計期間終了日を除く。以下本「(3) 管理報酬等」において同じ。)を基準に算出しますが、具体的な報酬計算期間は、以下の通りです。資産運用会社は、報酬計算期間中、投資信託報酬を毎日投資信託勘定元帳に計上して、当該報酬期間が終了する時に、受託会社に当該投資信託報酬を投資信託財産から引き出すことを指示します。報酬計算期間中、発生した投資信託報酬は、投資信託分配金の支払日に支払われます。

- a. 当初設定日以後初めて到来する報酬計算期間：
当初設定日から当初設定日以後最初に到来する分配金支払基準日の次々回の分配金支払基準日まで
- b. 上記a.の報酬計算期間以後到来する報酬計算期間：
直前の報酬計算期間終了日の翌日から到来する毎分配金支払基準日まで
- c. 信託契約解約時の報酬計算期間：
上記a.又はb.の報酬計算期間終了日の翌日から信託契約の解約日まで

これらの投資信託報酬を対価とする役務の内容は以下の通りです。

- a. 運用報酬：
ファンドの運用に関する業務の対価として、管理会社に支払われます。
- b. 指定参加者報酬：
ファンドの設定/交換に関する業務の対価として、指定参加者に支払われます。
- c. 受託報酬：
ファンド財産の保管及びファンドの管理監督に関する業務の対価として、HSBCソウル支店に支払われます。
- d. 一般事務報酬：
ファンドの一般会計処理に関する業務の対価として、韓国預託決済院に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

次の費用は、投資信託財産の運用等、投資信託運営に必要とされる費用です。該当業務に必要とされる金額の限度に制限はありません。かかる費用は、資産運用会社の指示に従って受託会社が投資信託財産から引き出して支払います。

- (1) 証券及び派生商品等の売買手数料
- (2) 証券及び派生商品等の預託及び決済費用
- (3) 投資信託財産の会計監査費用
- (4) 受益者名簿管理費用
- (5) 全受益者で構成される受益者総会関連費用
- (6) 投資信託財産に関する訴訟費用
- (7) 証券等の資産の価格情報費用
- (8) 投資信託財産の運用に必要な指数の使用料等の知的財産権費用
- (9) 上場手数料及び年賦課金等の受益証券の上場関連費用
- (10) その他これに準ずる費用で投資信託財産の運用等に要する費用
- (11) 推定NAV算出等の韓国取引所を通じた投資信託関連情報算出費用

(5) 【課税上の取扱い】

日本

本ファンドの日本の受益者に対する日本の税法上の課税については、以下のような取扱いとなります(本書提出日現在)。

() 個人に支払われるファンドの分配金は、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、分配金額にかかわらず申告不要とすることができます。また、確定申告する場合は、申告する上場株式等(公募株式投資信託を含み、以下同様。)の配当所得の金額の合計額について、申告分離課税とすることも総合課税とすることもできます。申告不要とした場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。

() 法人(公共法人等を除く。)が分配金を受け取る場合は、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課され、その合計額の源泉徴収が行われます。法人の益金不算入の適用は認められません。

() 個人が受益証券を譲渡した場合、受益証券は、その譲渡損益について税法上、上場株式等として取扱われるため、その課税方法は以下の通りとなります。

受益証券の譲渡価額(邦貨換算額)から当該受益者の取得価額等(邦貨換算額)を控除した金額が株式等の譲渡所得の金額となり、20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税となります。

また、損失が生じた場合には、当該損失は、他の上場株式等の譲渡損益及び上場株式等の配当等との損益通算、損益通算後の損失を翌年以降3年間繰り越すことが可能となります。

源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、上記の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。

() 分配金及び譲渡の対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

韓国

次の投資信託又は受益者に関連する税務事項の案内は、本書提出日現在の内容を参考用に提示するものであり、今後税法の改正及び政府の政策変更等の事由により、内容が変わることがあります。

(イ) 投資信託に対する課税：原則として別途の所得課税の負担なし

() 投資所得に対する課税は、所得が発生する投資信託の段階での課税、受益者に利益を分配する段階での課税に分かれます。

- () 投資信託の段階では所得に対する別途の税金の負担はしないことを原則としており、外国源泉徴収税額は次の範囲を限度として還付を受けています。

$$\text{還付税額} = \text{外国納税額} \times \text{還付比率}$$

還付比率：(課税対象所得金額 / 国外源泉課税対象所得金額)
但し、還付比率 > 1 の場合は 1、還付比率 < 0 の場合は 0 とする

- () 発生所得に対する税金の他に投資財産の購入、保有、処分等により発生する取得税、登録税、証券取引税及びその他税金については投資信託の費用として処理しています。
- (口) 受益者に対する課税：源泉徴収の原則
- () 受益者はファンドから利益の支払いを受ける日(特約により元本に繰入れる日及び信託契約期間が延長される日を含む。)に課税利益に対する税金が源泉徴収されます。投資信託の受益証券を口座間の振替え、口座の名義変更、現物譲渡の方法で取引する場合も、保有期間中に発生した課税利益に対する税金を源泉徴収しています。但し、該当するファンドからの課税利益を計算する際、ファンドが投資する韓国取引所上場証券(債券及び外国投資信託証券等は除く。)及びこれを対象とする先物、ベンチャー企業の株式等で発生する売買・評価損益を分配する場合、当該売買・評価損益は課税対象となる配当所得金額から除いています。

上場指数投資信託(ETF)の保有期間課税の適用・施行

韓国所得税法施行規則第13条に基づき、2010年7月1日(以下「施行日」)以降、保有期間中に発生した利益について配当所得税が適用されています。保有期間の課税については下記の基準が適用されます。但し、韓国内株式型のETF(韓国取引所で取引される株式の価格のみを基準とする指数の変動にそのまま連動することを目指すETF)については、保有期間課税が適用されません。また、下記の基準は参考用として記載したものであり、各投資者のより詳細なETFの課税標準及び売買内訳の管理、源泉徴収に関する事項については、当該取引をなさる証券会社又は指定参加者(Authorized Participant)にお問い合わせください。

- a. 現金分配時：ETF決算時の分配金額について保有期間中の課税標準増加分を上限として、所得税が源泉徴収されます。
- 分配金額は、分配付課税標準基準価格から分配落課税標準基準価格を差引いた金額と現金分配金額のうち少ない金額です。
 - 課税標準増加分は分配課税標準基準価格から買付課税標準基準価格を差引いた金額です。
- b. 売却時：ETF売却、交換、解約及び解散時(以下「売却時点」という。)では保有期間中の課税標準増加分と売買差益を比較して少ない金額で課税標準額が計算され、課税留保金額がある場合は、課税標準増加分と売買差益の計算時にそれぞれ合算して計算します。
- 売買差益は、売却時点の課税標準基準価格から買付時点の課税標準基準価格を差引いた金額です。
 - 課税留保金額は、分配金額から決算時点の課税標準増加分を差引いた金額であり、金額が「0」より小さい場合は、「0」として計算します。
 - 韓国取引所で、一つの口座で同一のETFを2回以上買付けた場合、買付数量加重平均価格を算出して、買付課税標準基準価格を算定します。
- c. 買付課税標準基準価格の適用基準：保有期間課税を適用する際、施行日前に買付けて施行日以降に売却する場合は、施行日の課税標準基準価格を買付課税標準基準価格として適用します。但し、買付時の課税標準基準価格が施行日の課税標準基準価格より高い場合は、買付時の課税標準基準価格を適用します。
- () 所得に対する課税率(韓国の居住者の場合)
- a. 個人受益者の場合：所得の15.4%(住民税を含む。)
 - b. 一般法人の場合：14%(非課税法人の場合、なし。)

居住者個人が受け取るファンドからの課税利益については15.4%(所得税14%、地方所得税1.4%)の税率で源泉徴収されます。この所得は、個人の年間金融所得の合計額(利子所得と配当所得)が利子所得等の総合課税基準額以下の場合は、分離課税として源泉徴収され納付義務は終結します。年間金融所得の合計額(利子所得と配当所得)が利子所得等の総合課税基準額を超過する場合は、利子所得等の総合課税基準額を超過する金額を、他の総合所得(不動産賃貸所得、事業所得、勤労所得、その他の所得)と合算して個人所得税率で総合課税されます。

韓国の国内法人が受取る投資信託の課税利益は14%の税率で源泉徴収(金融機関等の場合は除く。)されます。この所得は、法人の決算時点で投資信託から受取る所得と法人の他の所得の全体を合算した所得に対して法人税率を適用して課税し、以前納付した源泉徴収税額は、納付済税額として控除を受けます。

() 日韓租税条約及び外国税額控除

日本の居住者たる実質受益者に対する分配金に係る所得については、いずれも所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約(以下「日韓租税条約」という。)の規定が適用されます。その結果、税率は15%が上限とされるため、日本の居住者である受益者の場合は15%の割合で源泉徴収されることとなります。

この源泉徴収については、日本国において外国税額控除の適用を受けることができる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2015年12月31日現在)

資産の種類	国名(注1)	時価合計(ウォン)	投資比率(%) (注3)
株式	韓国	4,757,649,301,270 (449,597,858,970円)	98.27%
派生商品(注2)	韓国	45,685,500,000 (注2) (4,317,279,750円)	0.94%
現金及び現金同等物	韓国	18,370,444,908 (1,736,007,044円)	0.38%
その他の資産(負債控除後)		65,329,099,643 (6,173,599,916円)	1.35%
合計(純資産総額)		4,841,348,845,821 (457,507,465,930円)	100.00%

(注1) 株式及び派生商品については取引される取引所の所在地、現金及び現金同等物については所在地を記載しています。

(注2) 名目金額を記載しています。

(注3) 投資比率とは本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(イ) 評価額上位銘柄明細

< 株式 >

(2015年12月31日現在)

順位	銘柄	発行地	業種	数量 (株)	帳簿価額		時価		投資比率 (%)
					単価	合計金額	単価	合計金額	
					(千ウォン)	(千ウォン)	(千ウォン)	(千ウォン)	
1	サムスン電子	韓国	電気・電子	794,646	1,260	1,001,253,960	1,260	1,001,253,960	21.09
2	現代自動車	韓国	輸送装備	1,108,826	149	165,215,074	149	165,215,074	3.48
3	SKハイニックス	韓国	電気・電子	4,182,760	31	128,619,870	31	128,619,870	2.71
4	NAVER	韓国	サービス	189,408	658	124,630,464	658	124,630,464	2.63
5	新韓金融持株会社	韓国	金融	3,066,042	40	121,261,961	40	121,261,961	2.55
6	現代モータース	韓国	輸送装備	489,304	247	120,613,436	247	120,613,436	2.54
7	韓国電力	韓国	電力・ガス	2,308,410	50	115,420,500	50	115,420,500	2.43
8	LG化学	韓国	化学	335,410	329	110,182,185	329	110,182,185	2.32
9	起亜自動車	韓国	輸送装備	1,894,080	53	99,628,608	53	99,628,608	2.10
10	アモレバシフィック	韓国	化学	232,814	415	96,501,403	415	96,501,403	2.03
11	POSCO	韓国	鉄鋼・金属	532,710	167	88,696,215	167	88,696,215	1.87
12	SKテレコム	韓国	通信	406,438	216	87,587,389	216	87,587,389	1.85
13	KB金融持株	韓国	金融	2,631,982	33	87,250,203	33	87,250,203	1.84
14	サムスン物産	韓国	流通	611,630	140	85,628,200	140	85,628,200	1.80
15	KT&G	韓国	その他製造	789,200	105	82,471,400	105	82,471,400	1.74
16	サムスン生命	韓国	保険	718,172	110	78,998,920	110	78,998,920	1.66
17	サムスン火災	韓国	保険	256,490	308	78,870,675	308	78,870,675	1.66
18	LG生活健康	韓国	化学	67,082	1,050	70,436,100	1,050	70,436,100	1.48
19	SKイノベーション	韓国	サービス	501,142	130	65,148,460	130	65,148,460	1.37
20	SK	韓国	サービス	252,544	241	60,736,832	241	60,736,832	1.28
21	サムスンSDS	韓国	サービス	224,922	254	57,130,188	254	57,130,188	1.20
22	LG	韓国	サービス	678,712	71	48,052,810	71	48,052,810	1.01
23	ハナ金融持株	韓国	金融	2,012,460	24	47,494,056	24	47,494,056	1.00
24	その他	韓国		51,647,083	33	1,725,449,277	33	1,725,449,277	36.36
	合計	韓国	-	75,932,267	-	4,747,278,186	-	4,747,278,186	100.00

(注) 時価は、韓国取引所における2015年12月31日の終値を記載しています。

投資比率は、投資対象株式総額に対する比率を記載しています。

(口) 種類別及び業種別の投資比率

(2015年12月31日現在)

種類別及び業種別	投資比率(%)
株式	
(KOSPI)建設	1.48%
(KOSPI)金融	6.17%
(KOSPI)機械	0.89%
(KOSPI)保険	4.26%
(KOSPI)非金属鉱物	0.31%
(KOSPI)サービス	12.87%
(KOSPI)繊維・衣服	0.37%
(KOSPI)輸送装備	10.54%
(KOSPI)運輸倉庫	1.06%
(KOSPI)流通業	4.94%
(KOSPI)銀行	0.92%
(KOSPI)食品・飲料	2.85%
(KOSPI)医薬品	1.91%
(KOSPI)電気・電子	27.58%
(KOSPI)電力・ガス	2.63%
(KOSPI)その他製造	1.80%
(KOSPI)製紙・木材	0.02%
(KOSPI)証券	1.23%
(KOSPI)鉄鋼・金属	3.50%
(KOSPI)通信	3.24%
(KOSPI)化学	11.20%
(KOSPI)その他	0.22%
合計	100.00%

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

< 有価証券指数等先物取引 >

(2015年12月31日現在)

取引所	銘柄名	種類	数量	契約額等 (千ウォン)	評価額 (千ウォン)	投資比率 (%)
韓国取引所	KOSPI200先物	2016年3月限	380	45,862,200 (4,333,978千円)	45,685,500 (4,317,280千円)	0.94%

(注1) 原則として計算日に知りうる直近日の主要取引所の発表する清算価格または最終価格で評価しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

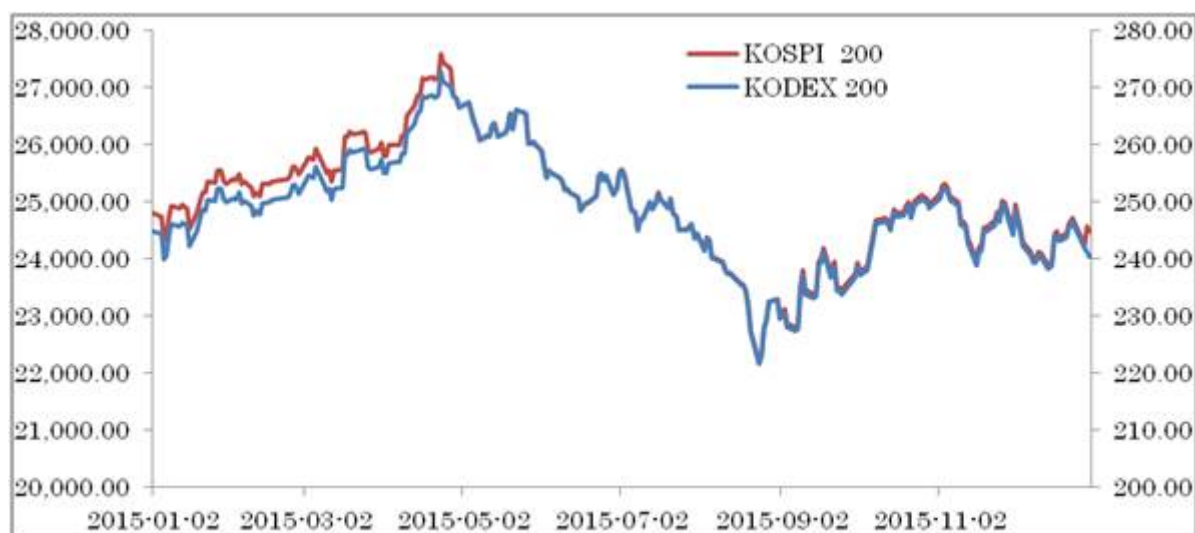
(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

本ファンドの純資産額の推移は以下の通りです。

期別	1口当たりの純資産額(ウォン)		純資産額(ウォン)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第12期末 (2013年12月31日)	26,713.97 (2,524.47円)	26,713.97 (2,524.47円)	4,995,512,718,723 (472,075,951,919.32 円)	4,995,512,718,723 (472,075,951,919.32 円)
第13期末 (2014年12月31日)	24,717.06 (2,335.76円)	24,717.06 (2,335.76円)	4,931,053,965,636 (465,984,599,752.60 円)	4,931,053,965,636 (465,984,599,752.60 円)
第14期末 (2015年12月31日)	24,475.48 (2,312.93円)	24,475.48 (2,312.93円)	4,841,249,509,765 (457,498,078,672.79 円)	4,841,249,509,765 (457,498,078,672.79 円)
2015年1月末日	25,315.62 (2,392.33円)	25,315.62 (2,392.33円)	5,741,581,743,415 (542,579,474,752.72 円)	5,741,581,743,415 (542,579,474,752.72 円)
2015年2月末日	-	25,468.56 (2,406.78円)	-	5,451,544,905,432 (515,170,993,563.32 円)
2015年3月末日	-	26,038.67 (2,460.65円)	-	5,100,975,200,009 (482,042,156,400.85 円)
2015年4月末日	26,643.74 (2,517.83円)	26,643.74 (2,517.83円)	5,124,922,857,032 (484,305,209,989.52 円)	5,124,922,857,032 (484,305,209,989.52 円)
2015年5月末日	-	26,044.17 (2,461.17円)	-	4,501,734,672,814 (425,413,926,580.92 円)
2015年6月末日	-	25,238.16 (2,385.01円)	-	3,761,747,054,431 (355,485,096,643.73 円)
2015年7月末日	24,442.04 (2,309.77円)	24,442.04 (2,309.77円)	3,563,648,758,327 (336,764,807,661.90 円)	3,563,648,758,327 (336,764,807,661.90 円)
2015年8月末日	-	23,297.49 (2,201.61円)	-	3,875,537,219,257 (366,238,267,219.79 円)
2015年9月末日	-	23,743.06 (2,243.72円)	-	3,917,604,966,092 (370,213,669,295.69 円)
2015年10月末日	25,013.61 (2,363.79円)	25,013.61 (2,363.79円)	5,069,008,014,143 (479,021,257,336.51 円)	5,069,008,014,143 (479,021,257,336.51 円)
2015年11月末日	-	24,494.20 (2,314.70円)	-	4,511,831,900,063 (426,368,114,555.95 円)
2015年12月末日	24,475.48 (2,312.93円)	24,475.48 (2,312.93円)	4,841,249,509,765 (457,498,078,672.79 円)	4,841,249,509,765 (457,498,078,672.79 円)

KOSPI200とKODEX200純資産額の推移



本ファンドの受益証券が上場する韓国取引所における、受益証券の取引価格の推移は以下の通りです。

期別	韓国取引所取引価格 (一口当たり終値)	
	ウォン	円
第12期末(2013年12月31日)	26,660	2,519
第13期末(2014年12月31日)	24,670	2,331
第14期末(2015年12月31日)	24,345	2,301
2015年1月末日	25,355	2,396
2015年2月末日	25,415	2,402
2015年3月末日	25,925	2,450
2015年4月末日	26,650	2,518
2015年5月末日	26,050	2,462
2015年6月末日	25,155	2,377
2015年7月末日	24,305	2,297
2015年8月末日	23,160	2,189
2015年9月末日	23,640	2,234
2015年10月末日	25,075	2,370
2015年11月末日	24,490	2,314
2015年12月末日	24,345	2,301

本ファンドの受益証券が上場する東京証券取引所における、受益証券の取引価格の推移は以下の通りです。

期別	東京証券取引所取引価格 (一口当たり終値)
	円
2015年1月末日	2,713
2015年2月末日	2,747
2015年3月末日	2,780
2015年4月末日	2,955
2015年5月末日	2,897
2015年6月末日	2,733
2015年7月末日	2,570
2015年8月末日	2,365
2015年9月末日	2,370
2015年10月末日	2,678
2015年11月末日	2,633
2015年12月末日	2,490

【分配の推移】

本ファンドの受益証券一口当たりの分配金の推移は以下の通りです。

期別	ウォン	円
第12期(2013年1月1日～2013年12月31日)	228	22
第13期(2014年1月1日～2014年12月31日)	244	23
第14期(2015年1月1日～2015年12月31日)	325	31

【収益率の推移】

本ファンドの収益率の推移は以下の通りです。

期別	収益率(%)
第12期(2013年1月1日～2013年12月31日)	0.86 %
第13期(2014年1月1日～2014年12月31日)	-8.1 %
第14期(2015年1月1日～2015年12月31日)	0.22 %

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記計算期間中の販売及び買戻しの実績並びに下記計算期間末現在の発行済口数は以下の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第12期(2013年1月1日～2013年12月31日)	273,500,000	260,900,000	187,000,000
第13期(2014年1月1日～2014年12月31日)	507,750,000	495,250,000	199,500,000
第14期(2015年1月1日～2015年12月31日)	498,250,000	499,950,000	197,800,000

(注) 本邦における販売・買戻はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

日本における販売手続

日本国内において、本ファンドの設定の募集は一切行っておりません。東京証券取引所を通じて売買する方法で投資できます。下記は韓国における設定の方法について参考までに記載するものです。

海外(韓国)における販売手続等

- A. 本ファンドは、指定参加者が、資産運用会社に本ファンドの当初設定又は追加設定を要請し、投資者から直接払込を受けるか、販売会社を通じて投資者から払込を受けた払込金等を、設定単位に相当する資産に変更して資産運用会社を代理して受託会社に払い込むことによって設定されます。

*本ファンドの設定要請の効力等投資信託の設定請求は、毎営業日の午後4時30分までとされています。この時刻を過ぎてから投資信託の設定を請求する場合、その設定請求は翌営業日に請求されたものとして手続します。

本ファンドの設定は、投資者の設定要請によりその効力が発生するのではなく、かかる設定要請に対して資産運用会社が承認することによって設定要請の効力が発生します。

設定要請の取消は、設定要請日の午後4時30分までは可能です。この時刻を経過して設定要請を取り消す場合、かかる取消申請は、効力がないものとします。

- B. 上記A.により投資者が本ファンドの設定のために、指定参加者に払込金等を払い込む場合、当該投資者は、指定参加者が本ファンドの設定を要請する日に、資産運用会社が韓国証券市場で公告する払込資産構成内訳と同一の内訳の払込金等を、設定要請日から起算して3営業日目までに払い込まなければなりません。但し、払込金等の内訳が払込資産構成内訳の95%以上(資産の評価額を基準にして算出したものをいう。)と同じである場合で、資産運用会社がこれを承認する場合には、この限りではありません。
- C. 上記B.の但書の要件を満たす場合で、資産運用会社と指定参加者が合意する場合、投資者は、払込金等と払込資産構成内訳が一致しない資産(以下「未構成資産」という。)に代えて現金(以下「代納現金」という。)を払い込むことができます。この場合、資産運用会社は、次の事項と指定参加者契約に定められたところにより、指定参加者と当該代納現金を毎日精算します。

- ・ 代納現金の算出：

設定要請日の未構成資産の終値による評価額と、資産運用会社が代納現金をもって韓国取引所で未構成資産を買い付ける場合に発生する費用の合計額に、115%を掛けて算出します。

- ・ 代納現金の精算：

代納現金の割合が上記に規定する割合を下回る場合、資産運用会社は、同割合を満たすように指定参加者から現金を追加徴収します。

- ・ 代納現金から発生する利子等の収益の返還：

当該未構成資産を買い付ける期間中に代納現金から発生した利子等の収益がある場合、資産運用会社は、当該利子等の収益を指定参加者に返還します。

- D. 上記A.及びB.により投資者が、販売会社を経由して指定参加者に本ファンドの設定を要請した場合、又は、直接、指定参加者に本ファンドの設定を要請した場合、指定参加者は、資産運用会社に対して本ファンドの設定を要請します。

- E. 投資者が、上記B.の本文による払込資産構成内訳と異なる内訳の払込金等で本ファンドの設定を要請する場合、指定参加者は、当該払込金等が払込資産構成内訳と一致するように証券の売買(以下「払込金等の売買」という。)をして資産運用会社に本ファンドの設定を要請します。
- F. 指定参加者が、上記E.により払込金等を売買する場合は、投資者名義の委託売買口座又は金融投資業規程第7-29条第4項の規定による指定参加者名義の口座(以下「共同口座」という。)を使用することができます。但し、投資者が非居住者外国法人である場合で、払込金等の売買をしなければならない場合には、共同口座を使用します。
- *払込金等の売買に関する注意事項
- 上記F.により、指定参加者は、投資者の利益を保護するために最善を尽くして払込金等の売買をします。しかし、払込金等の売買の結果が常に満足の行くものとは限らないので、投資者は、下記G.の事項に留意する必要があります。
- G. 上記E.及びF.により、指定参加者が払込金等の売買をする場合、投資者は払込金等の売買に関連する一切の事項(証券の売買時期、価格、数量等を意味する。)についての指定参加者の決定に異議を唱えず、払込金等の売買により発生する全ての損益を負担しなければなりません。
- H. 上記E.乃至G.により、指定参加者による払込金等の売買過程において、指定参加者の最善の努力にもかかわらず、払込資産構成内訳に含まれている証券の売買が不可能になる等の事由により払込金等の売買が終了しない場合、指定参加者は、直ちにその事由及び今後の計画等を具体的に明示して投資者に書面をもって通知し、本ファンドの設定を資産運用会社に要求しません。
- I. 指定参加者が上記H.により本ファンドの設定を要求しない場合、投資者が本ファンドの設定を取り消す場合、又は上記B.の但書により資産運用会社が本ファンドの設定を承認しない場合においては、指定参加者は、当該払込金等の売買の結果により形成された資産を現状そのまま、又は投資者が本ファンドの設定のために払い込んだ資産そのまゝを投資者に引き渡します。但し、次の条件を全て満たす場合、指定参加者は、上記資産を現金化して投資者に支払わなければなりません。この場合、指定参加者は、上記資産を全て現金化した後、直ちに当該投資者に返還します。かかる資産の現金化にかかる費用は当該投資者の負担とします。
- ・ 投資者が非居住者外国法人の場合
 - ・ 指定参加者が上記E.記載の共同口座で上記の投資者の払込金等の売買をした場合
- J. 上記E.乃至G.による払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額と、資産運用会社が設定要請日に発表した払込資産構成内訳の評価価額が一致しない場合、投資者と指定参加者は、次に定めるところにより精算します。
- ・ 払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額が、払込資産構成内訳の評価価額より大きい場合：投資者が当該超過分に相当する現金又は証券を追加で納めるか、指定参加者が当該超過分に相当する証券を売却して精算します。
 - ・ 払込金等の売買の結果により形成された資産の売買価額が、払込資産構成内訳の評価価額より小さい場合：指定参加者が当該不足分に相当する現金又は証券を投資者に返還します。

- K. 上記A.乃至J.により投資者が指定参加者に納めた払込金等の設定要請日の終値を基準にした評価価額と、資産運用会社が設定要請日に投資信託財産の運用を終了した後作成した設定単位に該当する受益証券の純資産価額が一致しない場合、投資者は、当該差額を設定要請日から起算して3営業日目までに指定参加者を經由して払い込む必要があります。
- L. 上記A.乃至K.にかかわらず、次の場合、資産運用会社は、その定めるところによって、販売会社又は指定参加者に対して本ファンドの設定要請の受付を中止することを要求できます。この場合、販売会社又は指定参加者は、資産運用会社の要求を遵守しなければなりません。
- ・ KOSPI200の指数算出機関が定期的にKOSPI200構成銘柄を入れ替える場合：
銘柄入替日から起算して前後3営業日の間、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付の中止を開始する日から起算して3営業日前までに、かかる事項を韓国取引所に開示します。
 - ・ 本ファンドの純資産価額の1%を超過して保有中である株式の発行会社の不渡等の事由により、投資信託財産の保有株式の入替が必要な場合：
株式入替日(資産運用会社が株式の入替のために受託会社に運用指示書を発送した日をいう。)から3営業日の間、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示します。
 - ・ 本ファンドの純資産価額の3%を超過して保有中の株式の発行会社の合併、分割等の事由により、当該株式が、一定期間の取引停止の後に新規銘柄として上場され、KOSPI200の新規構成銘柄となる場合：
当該株式の取引停止日から起算して3営業日前から、新規銘柄のKOSPI200採用日から起算して3営業日目の日まで、設定要請の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、設定要請の受付の中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示します。
 - ・ 上記にかかわらず、資産運用会社が必要であると判断する場合、資産運用会社は、上記に定める設定要請の受付中止期間及び開示時期を調整することができます。
 - ・ その他、資産運用会社が、KOSPI200に対する本ファンドのトラッキング・エラー率を最小化するために必要であると判断する場合には、設定要請の受付を中止します。
- M. 上記L.にかかわらず、資産運用会社が設定要請の受付の中止を事前に韓国取引所に開示もせず、販売会社又は指定参加者を通して掲示もしない状態で、本ファンドの設定要請の受付を中止する場合、投資者は、当該設定要請受付中止以前に行った当日の設定要請を取り消すことができます。投資者が当該設定要請を取り消さなかった場合、資産運用会社は、当該設定要請受付中止期間が終了した後の最初の営業日に当該設定要請を受け付けたものとします。但し、その最初の営業日に発表する払込資産構成内訳と既に設定要請を受け付けた払込金等が一致しない場合、投資者は、当該差異を補正しなければなりません。

*日次別設定手続き

	T-1	T	T+1	T+2
投資者		指定参加者に設定 請求		精算金額がある場合は 精算、受益証券を受領
指定参加者		資産運用会社に設 定要求	引渡・受渡明細の確定 及び受益者への通知 (資産運用会社は 韓国取引所に上場申請)	受託会社に払込金等を 振替(韓国預託決済院の 口座に振替え)
資産運用会社	払込資産構成内 訳通知 (韓国証券市場等)	設定内訳の確認 及び承認		受益証券発行(韓国預託 決済院の一括預託に よる受益証券発行)
韓国預託決済院		設定内訳のとりま とめ及び通知		確定した設定内訳の とりまとめ及び通知
受託会社				払込金等の 払込確認

2【買戻し手続等】

日本における買戻し手続等

日本国内において、本ファンドの交換の取扱は一切行っておりません。下記 は韓国における交換について参考までに記載するものです。

海外における買戻し手続等

- A. 受益者は、本ファンドの受益証券の販売会社又は指定参加者に対して、設定単位又は設定単位の倍数でのみ受益証券の交換を請求することができます。但し、販売会社が、解散、認可取消、業務停止、天災地変等による電算障害、その他これに準ずる事由により正常に業務を営むことが難しいと金融委員会が認める場合(以下「解散等」という。)により交換に応じられない場合には、指定参加者に対して交換を請求することができます。

*受益証券交換請求の効力等

受益証券の交換請求は、毎営業日午後4時30分までとされています。受益者がこの時刻を経過して受益証券の交換を請求する場合、当該交換請求は、その翌営業日に請求が行われたものとしします。

交換請求の取消は、交換を請求した日(以下「交換請求日」という。)の午後4時30分までは可能です。この時刻を経過して交換請求を取り消す場合、かかる取消申請は効力がないものとしします。

- B. 上記A.の本文により受益者から受益証券の交換請求を受けた販売会社は、指定参加者に対して本ファンドの受益証券の交換を要求します。但し、指定参加者が解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して直接受益証券の交換に応じることを要求することができます。
- C. 受益者は、上記A.により本ファンドの受益証券の交換を請求しようとする指定参加者が、解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して直接受益証券の交換に応じることを要求することができます。
- D. 上記A.及びB.の本文により、本ファンドの受益証券の交換の請求又は要求を受けた指定参加者は、直ちに資産運用会社に対して交換に応じることを要求します。
- E. 上記B.乃至D.により、受益者、販売会社又は指定参加者が交換を請求又は要求する場合において、交換に応じなければならない資産運用会社が解散等によって交換に応じられない時には、受益者、販売会社又は指定参加者は、受託会社これを直接請求することができます。
- F. 上記B.乃至E.により、交換に応じることを要求された資産運用会社及び受託会社は、直ちに交換に応じます。
- G. 上記B.乃至F.により交換に応じなければならない資産運用会社又は受託会社は、指定参加者が資産運用会社に当該受益証券の交換請求日に、投資信託財産の運用が終わった後、その投資信託財産が保有している資産を基準に資産運用会社が発表する払込資産構成内訳に従い、交換請求日から3営業日目に、販売会社又は指定参加者の営業店舗で交換します。但し、交換請求日に資産運用会社が発表する払込資産構成内訳の交換請求日の終値基準の評価価額と、交換請求日の投資信託財産の運用が終わった後に算出した設定単位当たりの純資産価額が一致しない場合、資産運用会社は、当該差額部分を精算して交換します。

- H. 上記G.の本文にかかわらず、次の事由が発生する場合、資産運用会社は、その定めるところによって交換資産を別途支払うことができます。
- ・ 投資信託財産において証券で支払うことが困難な資産を保有している場合：
資産運用会社又は受託会社は、当該資産を現金に換算して交換に応じることができます。この場合、当該資産の評価は、交換請求日の終値を基準にします。
 - ・ 投資信託財産に交換資産として支払うべき現金が不足する場合：
資産運用会社又は受託会社は、現金に代えて証券で支払うことができます。この場合、当該証券の評価は、交換請求日の終値を基準にします。
- I. 上記G.により資産運用会社又は受託会社が受益証券の交換に応じる場合、資産運用会社又は受託会社は、投資信託財産の一部交換の方法で交換に応じます。
- J. 上記G.乃至I.にかかわらず、受益者が非居住者外国法人であって、交換資産として渡すべき資産の中に非居住者外国法人の取得が制限されて外国人の取得限度を超過している株式がある場合、指定参加者は、次に定める手続きに従って当該株式を売却して現金化し、外国人の取得限度が遵守されるようにします。この場合、当該株式の現金化に係る費用は、受益者の負担とします。
- ・ 指定参加者は、受益者が交換資産を受け取る日の証券取引終了時から指定参加者と受益者が合意した時点までに、当該株式を売却するよう誘導します。
 - ・ 受益者が上記により当該株式を自ら売却しなかった場合、指定参加者は、当該株式を売却して現金化し、受益者に支払います。この場合、当該受益者と指定参加者は、当該株式を指定参加者が任意処分することができるという約定を締結したものとみなし、当該株式の処分によって発生する損益は、受益者の負担とします。
- K. 上記A.乃至J.により、交換請求を受けた販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が、天災地変及びその他これに準ずる事由(以下「交換不可事由」という。)により上記G.に定める日までに受益証券を交換することができなくなった場合、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社は、直ちにその事由及び今後の計画等を具体的に明示し、その交換を請求した受益者に書面をもって通知します。但し、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が、解散等により上記G.で定める日まで受益証券を交換できなくなった場合は、資本市場法第237条に基づき交換を延期し、延期を受益者に通知します。
- L. 上記K.の交換不可事由が解消される場合、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社は、直ちに当該受益証券を交換します。この場合、当該受益証券の交換の際に適用する資産は、当該交換不可事由が解消され、販売会社、指定参加者、資産運用会社又は受託会社が交換に応じる日に、資産運用会社が発表する払込資産構成内訳を基準にします。
- M. 上記A.乃至L.にかかわらず、次の場合、資産運用会社は、その定めるところによって販売会社又は指定参加者に対して本ファンドの交換請求の受付を中止することを要求することができます。この場合、販売会社又は指定参加者は、資産運用会社の要求を遵守しなければなりません。
- ・ KOSPI200の指数算出機関が定期的にKOSPI200構成銘柄を入れ替える場合：
銘柄入替日から起算して前後3営業日の間、受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付の中止を開始する日から起算して3営業日前までにこれを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。

- ・ 本ファンドの純資産価額の1%を超過して保有する株式の発行会社の不渡等の事由により、投資信託財産の保有株式の入替が必要な場合：
株式入替日(資産運用会社が株式の入替のために受託会社に株式の売買を指示した日をいう。)から3営業日の間、受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止を開始する日の直前営業日までに、これを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
- ・ 本ファンドの純資産価額の3%を超過して保有中の株式の発行会社の合併、分割等の事由により、当該株式が、一定期間の取引停止後に新規銘柄として上場され、KOSPI200の新規構成銘柄となる場合：
当該株式の取引停止日から起算して3営業日前から、新規銘柄のKOSPI200採用日から起算して3営業日目の日まで受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止を開始する日の直前営業日までに、この内容を韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
- ・ 投資信託分配金を支払う場合：
分配金支払基準日から3営業日前に受益証券の交換請求の受付を中止します。この場合、資産運用会社は、交換請求の受付中止日から起算して3営業日前までに、これを韓国取引所に開示し、販売会社又は指定参加者の営業店舗に掲示します。
- ・ 上記にかかわらず、資産運用会社が必要であると判断する場合、資産運用会社は、上記に定める交換請求の受付中止期間及び開示期間を調整することができます。
- ・ その他、資産運用会社が、KOSPI200に対する本ファンドのトラッキング・エラー率を最小化するために必要であると判断する場合には、受益証券の交換請求の受付を中止します。

N. 上記M.にかかわらず、資産運用会社が、交換請求の受付の中止を事前に韓国取引所に開示もせず、販売会社又は指定参加者を通して掲示もしない状態で、受益証券の交換請求の受付を中止する場合、受益者は、当該交換請求の受付中止以前に行った当日の交換請求に受付分を取り消すことができます。受益者が当該交換請求の受付の取消をしなかった場合、資産運用会社は、当該交換請求の受付中止期間が終わった後、最初に到来する営業日に、当該交換請求を受け付けたものとみなします。

*日次別交換手続き

	T-1	T	T+1	T+2
受益者		指定参加者に 交換請求		受益証券の提出及び交換 資産(株式及び現金)受領
指定参加者		資産運用会社に 交換請求	引渡・受渡明細の確定 及び受益者への通知 (資産運用会社は韓国取 引所に変更上場申請)	受益者口座における 受益証券引出し 及び資産入庫
資産運用会社	払込資産構成 内訳通知 (韓国証券市場等)	交換内訳の確認		投資信託の一部解約
韓国預託決済院		交換内訳のとり まとめ及び通知		交換内訳のとり まとめ及び通知
受託会社				指定参加者へ資産振替(韓国 預託決済院の口座振替による 移管)及び振替確認

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価格の算出

本ファンドの基準価格は、純資産総額を直前日の受益証券総口数で割って算出し、1口単位でウォン未満(小数点)第3位を四捨五入し、ウォン(小数点)第2位まで求めます。

有価証券などの評価基準

基準価格の計算の際、投資信託財産の評価は、関連法令及び規則の定めるところに基づき時価によって評価しますが、評価日現在、信頼に値する時価が存在しない場合、関連法令及び規則による価格を基礎に集団投資財産評価委員会の定める価格で評価することができます。

基準価額の算出頻度と照会先

一般事務管理会社は、本ファンドの基準価格を毎日算定し資産運用会社に通知し、資産運用会社、販売会社及び指定参加者は、算定された基準価格を資産運用会社、販売会社、指定参加者の営業所及びインターネット上のホームページ並びに韓国取引所に掲示・公告します。したがって、受益者が基準価格を知るためには、資産運用会社、販売会社又は指定参加者を訪問して基準価格の開示を請求するか若しくはインターネット上のホームページを閲覧することにより、又は韓国取引所を通じて把握することができます。但し、資産運用会社は、資本市場法第254条による一般事務管理会社に基準価格の計算業務等を委託することができ、この場合、一般事務管理会社は、基準価格を販売会社若しくは指定参加者の営業店舗等に掲示・公告し、又は韓国取引所に公示します。

(2)【保管】

受益証券の券面は発行されないため、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの当初設定日(2002年10月11日)から信託契約の解約日までとします。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とします。但し、第1期から第10期については毎年10月11日から翌年10月10日までの1年間、第11期については2012年10月11日から2012年12月31日までの期間としており、また、信託契約の解約時には、本ファンドの会計期間初日から信託契約の解約日までとします。

(5) 【その他】

解約

(イ) 解約事由

- A. 投資信託を設定した資産運用会社は、金融委員会の承認を得てこの投資信託を解約することができます。但し、以下のいずれかに該当する場合は、金融委員会の承認を得ずにこの投資信託を解約することができ、この場合、資産運用会社はその解約の事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。
- a. 受益者全員が同意した場合
 - b. 投資信託の受益証券全てについて解約請求を受け、信託契約を解約しようとする場合
 - c. 投資信託が最初に設定された後1年目となる日の元本額が50億ウォン未満の場合。但し、存続期間中に追加で設定(募集)が可能な投資信託に限ります。
 - d. 投資信託が最初に設定され1年が経過した後に、1ヶ月間続けて投資信託の元本額が50億ウォン未満の場合。但し、存続期間中に追加で設定(募集)が可能な投資信託に限ります。
- B. 投資信託を設定した資産運用会社は以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく投資信託を解約しなければなりません。この場合、資産運用会社はその解約事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。
- a. 信託契約に定める信託契約期間の終了
 - b. 受益者総会の投資信託解約決議
 - c. 投資信託の被吸収合併
 - d. 投資信託の登録取消し
 - e. この投資信託受益証券の上場が廃止される場合。この場合、資産運用会社は上場廃止日から10日以内にこの信託契約を解約しなければなりません。

上場廃止要件

- ・ 指数要件： 本ファンドが目標とする指数(KOSPI200)が算定できない、又は利用できなくなる場合
 - ・ トラッキング・エラー： 3ヶ月以上トラッキング・エラーが10%以上である場合
 - ・ その他有価証券市場上場規程第87条の2の上場廃止基準に該当した場合、又は公益及び投資者保護のために、韓国取引所が本ファンドの上場廃止が必要と認定する場合
- C. 上記A.c.及びd.の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を資産運用会社のインターネット・ホームページ等を利用して開示するか、韓国預託決済院を通じて受益者に通知すべきであり、上記B.e.の規定によりこの投資信託を解約しようとする場合、資産運用会社は信託契約の解約日から1ヶ月前に当該信託契約の解約事由、解約日、償還金等の支払い方法及びその他解約関連事項を韓国取引所に開示し、信託契約の規定により公告しなければなりません。

(ロ) 償還金等の支払い

資産運用会社は、本ファンドを解約する場合、本ファンドの残余資産を処分して取得した現金で、解約基準日の本ファンドの受益証券全部のうち、各受益者が保有する受益証券の割合によって、次の通り各受益者に投資信託元本の償還金及び利益金を支払います。

- ・ 支払期限： 解約基準日から10営業日以内
- ・ 支払純資産価額： 償還金を支払う直前日における投資信託財産の純資産価額

- ・ 支払方法 : 残余資産を売却して現金で支払います
- ・ 対象受益者 : 解約基準日に本ファンドの受益証券を保有している受益者
- ・ 償還金支払場所 : 受益者の委託売買口座(解約基準日に本ファンドの受益証券を保有している口座をいう。)が開設されている販売会社、指定参加者又は証券会社で償還金を支払います

信託契約の変更

- A. 資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合は、受託会社と変更契約を締結します。この場合、信託契約中、次のいずれかに該当する事項を変更する場合は、あらかじめ受益者総会の決議を経なければなりません。
- a. 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬やその他の手数料の引上げ
 - b. 受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)
 - c. 信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)
 - d. 本ファンドの種類の変更。但し、本ファンドを設定する時点から、他の種類のファンドに変更することが予定されている場合は除く。
 - e. 主な投資対象資産の変更
 - f. 資産運用会社の合併、分割若しくは分割合併又は金融委員会の措置若しくは命令以外の事由による資産運用会社の変更
 - g. 解約禁止型投資信託への変更
 - h. 交換資産支払日の延長
- B. 資産運用会社は、信託契約を変更した場合、その内容を次の方法で開示します。
- a. 受益者総会の決議により信託契約を変更した場合：インターネットのホームページ等を利用した開示又は全ての受益者への通知
 - b. 受益者総会の決議によらず信託契約を変更した場合：インターネットのホームページ等を通じた開示
- C. 信託契約に規定された事項のうち、法令等の変更によりその適用が義務化された場合には、その変更されたところに従います。

関係法人との契約の更改

(イ) 信託契約

契約期間は、信託契約の解約日までです。

資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合は、両当事者の合意によって変更をすることができます。

解除に関する規定は定められておらず、関係法令に従います。

この契約は、韓国法に準拠します。

(ロ) 事務管理契約

契約期間は、本ファンドの清算日までです。

一方当事者が事務管理契約の変更を希望する場合、当事者が別途合意しない限り、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。

一方当事者が合意解約を希望する場合、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。契約終了後は、一般事務管理会社は、後任の事務管理会社に事務管理契約の業務を引き継ぐ義務があります。

この契約は、韓国法に準拠します。

(ハ) 指定参加者契約

契約期間は信託契約の解約日までです。

指定参加者が契約期間中に解約を希望する場合、相手方に対して1ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。

資産運用会社が契約期間中に解約を希望する場合、相手方に対して3ヶ月前までに書面で通知する必要があります。相手方は、正当な理由のない限り解約を拒否することができません。

資産運用会社が契約を解約する場合、契約終了後は、資産運用会社は、後任の資産運用会社に指定参加者契約の業務を引き継ぐ義務があります。

資産運用会社は年単位で指定参加者を評価し、契約解除の上記の解約手続きをとることができます。

契約当事者の一方又は双方の事情の変更により契約の変更が必要となった場合、資産運用会社と全ての指定参加者とで構成される本ファンドの運営委員会において、指定参加者の3分の2の同意を条件として、契約の変更をすることができます。

法律、関連規定、信託契約、投資信託説明書、協約書等の変更により、指定参加者契約が変更されるべき場合、別途の合意なしで指定参加者契約を変更したものとみなされ、変更後1ヶ月以内に書面で変更について通知されます。

資産運用会社は、指定参加者に対して、指定参加者契約により資産運用会社から作成供給される運用報告書等の報告書その他一切の運用業務に関連し、いかなる場合においても指定参加者の責任がないことを保証します。

この契約は、韓国法に準拠します。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が資産運用会社又は受託会社に対し受益権を直接行使するためには、本ファンドの名義人として登録されていなければなりません。

受益者の有する権利は次の通りです。

(a) 分配請求権

受益者は、資産運用会社が決定した本ファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。この請求権の消滅時効は5年です。

(b) 交換請求権

受益者は、本ファンドの受益証券の交換を請求しようとする指定参加者が、解散等によって受益証券の交換に関する業務を遂行することができない場合には、資産運用会社に対して本ファンドの受益証券の交換を請求することができます。

(c) 残余財産分配請求権

本ファンドが清算される場合、受益者は、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。この請求権の消滅時効は5年です。

(d) 受益者集会に関する権利

後記「第一部 ファンド情報 第4 外国投資信託受益証券事務の概要 受益者総会」参照。

(e) 反対受益者の受益証券買取請求権

- A. 受益者は、次のいずれかの場合、資産運用会社に対し、受益証券の数を記載した書面をもって、自己の所有する受益証券の買取りを請求することができます。
- a. 資本市場法第188条第2項各号以外の部分(本文)の後段による信託契約の変更又は第193条第2項による投資信託の合併についての受益者総会決議への反対(受益者総会の前に、当該資産運用会社に対し、その決議に反対する意思を書面で通知した場合に限る。)は、受益者がその受益者総会の決議日から20日以内に受益証券の買取りを請求する場合
- b. 資本市場法第193条第2項各号以外の部分(本文)の但書による投資信託の合併に反対する受益者が、大統領令に定める方法で受益証券の買取りを請求する場合
- B. 資産運用会社は、上記A.による請求がある場合、当該受益者からの受益証券買取りにかかる手数料、その他の費用を、受益者に負担させることはできません。
- C. 資産運用会社は、上記A.の規定による受益証券の買取請求がある場合、買取請求期間の終了日に解約請求したものとみなし、信託契約第25条の規定に従いその受益証券を買取ります。但し、買取資金の不足により買取りに応じることができない場合は、金融監督院長の承認を得て受益証券の買取りを延期することができます。
- D. 資産運用会社は、上記C.の本文により受益証券を買取った場合、遅滞なくその受益証券を消却しなければなりません。

(f) 帳簿・書類の閲覧及び謄・抄本交付請求権

受益者は、資産運用会社、販売会社又は指定参加者に対して営業時間内に、当該受益者に関する投資信託財産の帳簿・書類の閲覧及び謄・抄本の交付を請求することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本ファンドの分配金等の送金に関して、韓国における外国為替管理上の制限はありません。但し、韓国政府は国家的非常事態が生じた時には、資本の流入及び送金を制限する可能性がないとは言えません。

(3) 【本邦における代理人】

継続開示に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 伊東 啓

東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー

西村あさひ法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

受益者が訴訟を提起する時には、受益者の選択によって受益者の住所地又は受益者が取引する資産運用会社、受託会社、販売会社若しくは指定参加者の営業店舗の所在地を管轄する裁判所に提起することができます。但し、受益者が韓国外国為替取引法第3条第1項第15号の規定による非居住者である場合には、受益者が取引する資産運用会社、受託会社、販売会社又は指定参加者の営業店舗の所在地を管轄する裁判所に提起しなければなりません。

第3【ファンドの経理状況】

本ファンドの日本語の財務書類は、韓国における諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。

本ファンドの原文の財務書類は、韓国において、独立監査人である安進会計法人(Deloitte Anjin LLP)の監査を受けており、別紙の通り監査報告書(訳文を含む。)を受領しています。

本ファンドの原文の財務書類はウォンで表示されています。日本語の財務書類には、2016年4月12日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ウォン = 0.0945円)を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

貸借対照表

第14期：2015年12月31日現在

第13期：2014年12月31日現在

サムスンKODEX200 証券上場指数投資信託[株式]

科 目	第14期		第13期	
	ウォン	円	ウォン	円
資 産				
・運用資産	4,776,019,746,178	451,333,866,014	4,869,826,132,752	460,198,569,545
(1)現金及び預置金	18,370,444,908	1,736,007,044	4,460,607,052	421,527,366
1.現金及び現金性資産(注釈6)	18,047,020,368	1,705,443,425	4,290,607,052	405,462,366
2.証拠金(注釈5)	323,424,540	30,563,619	170,000,000	16,065,000
(2)貸付債権	-	-	17,000,000,000	1,606,500,000
1.コールローン	-	-	17,000,000,000	1,606,500,000
(3)有価証券	4,757,649,301,270	449,597,858,970	4,848,365,525,700	458,170,542,179
1.持分証券(注釈3、5)	4,747,278,186,150	448,617,788,591	4,843,095,772,350	457,672,550,487
2.受益証券(注釈4)	10,371,115,120	980,070,379	5,269,753,350	497,991,692
・その他資産	74,842,913,983	7,072,655,371	63,436,241,258	5,994,724,799
1.売却証券未収金	132,612,650	12,531,895	-	-
2.未収利息	7,466,483	705,583	7,996,051	755,627
3.未収配当金	74,635,410,964	7,053,046,336	63,364,406,850	5,987,936,447
4.前払費用	62,766	5,931	62,766	5,931
5.その他未収収益	67,361,120	6,365,626	63,775,591	6,026,793
資 産 合 計	4,850,862,660,161	458,406,521,385	4,933,262,374,010	466,193,294,344
負 債				
1.その他負債	9,513,814,340	899,055,455	2,208,408,374	208,694,591
1.買取証券未払金	7,139,153,410	674,649,997	-	-
2.精算未払金(注釈5)	321,975,000	30,426,638	170,000,000	16,065,000
3.未払運用報酬(注釈7、14)	1,751,901,408	165,554,683	1,764,753,239	166,769,181
4.未払販売報酬(注釈7、14)	38,084,784	3,599,012	38,364,169	3,625,414
5.未払受託報酬(注釈7)	76,169,597	7,198,027	76,728,374	7,250,831
6.未払一般事務管理報酬(注釈7)	114,254,411	10,797,042	115,092,573	10,876,248
7.その他未払費用	72,275,730	6,830,056	43,470,019	4,107,917
負 債 合 計	9,513,814,340	899,055,455	2,208,408,374	208,694,591

貸借対照表 - 継続

科 目	第14期		第13期	
	ウォン	円	ウォン	円
資 本				
・元本(注釈9)	1,543,853,626,100	145,894,167,666	1,557,122,337,750	147,148,060,917
・利益剰余金	3,297,495,219,721	311,613,298,264	3,373,931,627,886	318,836,538,835
(総口数				
第14期：197,800,000口				
第13期：199,500,000口)				
(一口当たり基準価格				
第14期：24,475.98ウォン(2,312.98円)				
第13期：24,717.06ウォン(2,335.76円))				
(注釈13)				
資 本 合 計	4,841,348,845,821	457,507,465,930	4,931,053,965,636	465,984,599,753
負 債 及 び 資 本 合 計	4,850,862,660,161	458,406,521,385	4,933,262,374,010	466,193,294,344

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

(2) 【損益計算書】

損 益 計 算 書

第14期：2015年1月1日から2015年12月31日まで

第13期：2014年1月1日から2014年12月31日まで

サムスンKODEX200 証券上場指数投資信託[株式]

科 目	第14期		第13期	
	ウォン	円	ウォン	円
.運用収益(損失)	106,143,346,767	10,030,546,269	(299,143,273,927)	(28,269,039,386)
(1)投資収益	83,986,296,898	7,936,705,057	66,751,035,171	6,307,972,824
1.受取利息	279,800,927	26,441,188	532,141,306	50,287,353
2.受取配当金	82,714,963,638	7,816,564,064	65,514,816,276	6,191,150,138
3.受取手数料	987,192,642	93,289,705	699,476,247	66,100,505
4.その他収益	4,339,691	410,101	4,601,342	434,827
(2)売買利益及び評価利益	1,042,071,312,931	98,475,739,072	687,829,357,913	64,999,874,323
1.持分証券売買利益	1,021,376,740,819	96,520,102,007	674,188,074,869	63,710,773,075
2.受益証券売買利益	323,437,586	30,564,852	212,348,858	20,066,967
3.派生商品売買利益	20,370,555,600	1,925,017,504	13,428,875,000	1,269,028,688
4.外国為替取引利益	578,926	54,709	59,186	5,593
(3)売買損失及び評価損失	1,019,914,263,062	96,381,897,859	1,053,723,667,011	99,576,886,533
1.持分証券売買損失	1,002,826,113,778	94,767,067,752	1,038,473,181,639	98,135,715,665
2.受益証券売買損失	287,546,727	27,173,166	75,730,643	7,156,546
3.派生商品売買損失	16,800,529,800	1,587,650,066	15,174,575,000	1,433,997,338
4.外国為替取引損失	72,757	6,876	179,729	16,984
.運用費用	12,329,437,302	1,165,131,825	13,209,344,818	1,248,283,085
1.運用報酬(注釈7、14)	10,381,224,158	981,025,683	10,018,548,418	946,752,826
2.販売報酬(注釈7、14)	225,678,608	21,326,628	217,640,393	20,567,017
3.受託報酬(注釈7)	451,357,396	42,653,274	435,588,879	41,163,149
4.一般事務管理報酬(注釈7)	677,036,179	63,979,919	653,383,424	61,744,734
5.その他費用	594,140,961	56,146,321	1,884,183,704	178,055,360
.当期純利益(損失)(-)	93,813,909,465	8,865,414,444	(312,352,618,745)	(29,517,322,471)
.一口当たり純利益(損失)(注釈11)	521	49	(1,841)	(174)

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

[次へ](#)

資 本 変 動 表

第14期：2015年1月1日から2015年12月31日まで

第13期：2014年1月1日から2014年12月31日まで

サムスンKODEX200 証券上場指数投資信託[株式]

(()はマイナスを意味)

区分	元本		利益剰余金		総計	
	ウォン	円	ウォン	円	ウォン	円
・ 前期首金額	1,459,558,281,500	137,928,257,602	3,535,954,437,223	334,147,694,318	4,995,512,718,723	472,075,951,919
追加募集	3,963,051,964,875	374,508,410,681			3,963,051,964,875	374,508,410,681
解約還付	(3,865,487,908,625)	(365,288,607,365)			(3,865,487,908,625)	(365,288,607,365)
当期純利益			(312,352,618,745)	(29,517,322,471)	(312,352,618,745)	(29,517,322,471)
設定調整金			9,049,264,147,055	855,155,461,897	9,049,264,147,055	855,155,461,897
解約調整金			(8,860,893,687,647)	(837,354,453,483)	(8,860,893,687,647)	(837,354,453,483)
現金分配金(注 釈10)			(38,040,650,000)	(3,594,841,425)	(38,040,650,000)	(3,594,841,425)
(総口数: 199,500,000口 基準価格: 24,717.06ウォ ン(2,335.76 円))						
・ 前期末金額	1,557,122,337,750	147,148,060,917	3,373,931,627,886	318,836,538,835	4,931,053,965,636	465,984,599,753
・ 当期首金額	1,557,122,337,750	147,148,060,917	3,373,931,627,886	318,836,538,835	4,931,053,965,636	465,984,599,753
追加募集	3,888,903,282,125	367,501,360,161			3,888,903,282,125	367,501,360,161
解約還付	(3,902,171,993,775)	(368,755,253,412)			(3,902,171,993,775)	(368,755,253,412)
当期純利益			93,813,909,465	8,865,414,444	93,813,909,465	8,865,414,444
設定調整金			8,476,221,353,948	801,002,917,948	8,476,221,353,948	801,002,917,948
解約調整金			(8,584,190,671,578)	(811,206,018,464)	(8,584,190,671,578)	(811,206,018,464)
現金分配金(注 釈10)			(62,281,000,000)	(5,885,554,500)	(62,281,000,000)	(5,885,554,500)
(総口数: 197,800,000口 基準価格: 24,475.98ウォ ン(2,312.98 円))						
・ 当期末金額	1,543,853,626,100	145,894,167,666	3,297,495,219,721	311,613,298,264	4,841,348,845,821	457,507,465,930

後記「財務書類に対する注釈」ご参照

[次へ](#)

財務書類に対する注釈

第14期：2015年1月1日から2015年12月31日まで

第13期：2014年1月1日から2014年12月31日まで

サムスンKODEX200証券上場指数投資信託[株式]

1. 投資信託の概要

サムスンKODEX200証券上場指数投資信託[株式]（以下「本ファンド」という。）は大韓民国「資本市場と金融投資業に関する法律」に基づき、2002年10月11日に設定されました。資産運用会社はサムスン資産運用株式会社、受託会社は香港上海銀行ソウル支店、本ファンドの契約期間は最初の設定日から信託契約の解約日までです。

本ファンドは株式、場内派生商品、投資信託証券等を投資対象とし、投資信託財産として保有している証券の貸付及び大韓民国「資本市場と金融投資業に関する法律施行令」第268条第4項の規定による、受託会社の固有財産との取引による投資方法で投資信託財産を運用しています。また、株式への投資は投資信託資産総額の60%以上、投資信託証券等への投資は投資信託資産総額の30%以下、証券の貸付は本ファンドが保有している証券総額の50%以下になるよう、投資信託財産を運用しています。

本ファンドは、大韓民国「資本市場と金融投資業に関する法律」第229条第1号及び第234条の規定による韓国証券市場に上場され、取引される証券上場指数投資信託であり、資産運用会社は発行された受益証券を本ファンドの設定日から30日以内に韓国証券市場に上場しなければなりません。

2. 重要な会計処理方針

本ファンドは、公式の会計記録を韓国ウォンで保持し、法定財務書類は大韓民国で一般に公正妥当と認められた会計基準に準じ韓国語(ハングル)で作成します。大韓民国の会計基準及び会計原則に準じて本ファンドが採用した会計基準は、他国で一般に公正妥当と認められた会計基準として認識されません。それ故、これら財務書類は韓国の会計基準及び慣習を十分に理解する者によって使用されるべきです。財務書類は韓国語の財務書類を日本語に翻訳したものです。

本ファンドの財務書類は大韓民国の企業会計基準書第5003号「集合投資機構」に従って作成されており、本ファンドが採択している重要会計処理方針は以下の通りです。

(1) キャッシュフロー計算書の未作成

本ファンドの運用資産のほとんどは流動性が非常に高く、公正価値で評価され、負債が重要ではないため、企業会計基準書第5003号文段4によりキャッシュフロー計算書を作成していません。

(2) 持分証券の評価

韓国証券市場に上場している株式は、報告期間終了日に韓国証券市場で取引された最終時価で評価しています。これによる評価損益を持分証券売買利益又は持分証券売買損失の勘定科目に含めて認識しています。

(3) 受益証券の評価

韓国証券市場に上場している受益証券は、報告期間終了日に韓国証券市場で取引された最終時価で評価しています。これによる評価損益を受益証券売買利益又は受益証券売買損失の勘定科目に含めて認識しています。

(4) 派生商品の評価

場内派生商品は、報告期間終了日に当該派生商品が取引される派生商品市場で公表される価格で評価しており、報告期間終了日現在の公表価格がない場合は直近の公表価格で評価しています。これによる評価損益は派生商品売買利益又は派生商品売買損失の勘定科目に含めて認識しています。

(5) 外貨資産及び負債の評価

外貨取引は取引時の為替レートでウォンに換算して記録しており、これら取引の結果として発生する外国為替差損益は取引当時の損益として認識しています。報告期間終了日現在の貨幣性外貨資産及び貨幣性外貨負債は、外国為替仲介会社が電子媒体を利用して告示した同日の為替レートを用いて換算しており、当該換算により発生する換算損益は外国為替取引利益又は外国為替取引損失の勘定科目に含めて認識しています。

(6) 受取配当金及び受取利息

受取配当金は、配当金受取予定額を配当落日に計上し、配当金が確定した時点で計上額と確定額の差額を受取配当金に加減しており、受取利息は発生主義によって計上しています。

(7) 所得税等

信託財産の運用によって発生し、信託財産に帰属する所得に対する納税義務はなく、受益者に対する投資分配金の支払時に、所得税の源泉徴収義務のみがあります。

3. 持分証券

当期末(2015年12月31日)現在、持分証券の内訳は次の通りです。(単位：千ウォン)

銘 柄	数 量	取得価額	帳簿価額	構成比(%)
韓国有価証券市場上場：				
サムスン電子	794,646	995,504,485	1,001,253,960	21.09
現代自動車	1,108,826	174,546,646	165,215,074	3.48
SKハイニックス	4,182,760	150,742,357	128,619,870	2.71
NAVER	189,408	114,156,162	124,630,464	2.63
新韓金融持株会社	3,066,042	128,843,722	121,261,961	2.55
現代モービス	489,304	114,146,598	120,613,436	2.54
韓国電力	2,308,410	111,828,679	115,420,500	2.43
LG化学	335,410	92,736,301	110,182,185	2.32
起亜自動車	1,894,080	97,152,352	99,628,608	2.10
アモレパシフィック	232,814	85,595,307	96,501,403	2.03
POSCO	532,710	105,426,361	88,696,215	1.87
SKテレコム	406,438	101,247,966	87,587,389	1.85
KB金融持株	2,631,982	94,255,198	87,250,203	1.84
サムスン物産	611,630	95,936,252	85,628,200	1.80
KT&G	789,200	82,612,274	82,471,400	1.74
サムスン生命	718,172	74,853,817	78,998,920	1.66
サムスン火災	256,490	74,990,495	78,870,675	1.66
LG生活健康	67,082	57,999,149	70,436,100	1.48
SKイノベーション	501,142	56,067,632	65,148,460	1.37
SK	252,544	65,163,240	60,736,832	1.28
サムスンSDS	224,922	61,006,001	57,130,188	1.20
LG	678,712	44,038,689	48,052,810	1.01
ハナ金融持株	2,012,460	55,314,698	47,494,056	1.00
その他	51,647,083	1,782,028,681	1,725,449,277	36.36
持分証券の合計	75,932,267	4,816,193,062	4,747,278,186	100.00

前期末(2014年12月31日)現在、持分証券の内訳は次の通りです。(単位：千ウォン)

銘 柄	数 量	取得価額	帳簿価額	構成比(%)
韓国有価証券市場上場：				
サムスン電子	831,820	1,051,385,709	1,103,825,140	22.79
SKハイニックス	4,378,000	196,425,834	209,049,500	4.32
現代自動車	1,166,140	229,775,568	197,077,660	4.07
NAVER	222,880	167,157,799	158,690,560	3.28
POSCO	557,200	170,801,573	153,508,600	3.17
新韓金融持株会社	3,223,800	154,845,269	143,297,910	2.96
現代モービス	517,400	135,408,972	122,106,400	2.52
SKテレコム	425,860	112,142,915	114,130,480	2.36
起亜自動車	1,990,000	110,973,999	104,077,000	2.15
韓国電力	2,427,800	104,631,073	103,667,060	2.14
KB金融持株	2,774,060	106,630,743	100,282,269	2.07
サムスン生命	756,200	83,225,315	88,097,300	1.82
サムスン火災	270,640	75,737,592	76,455,800	1.58
ハナ金融持株	2,077,560	75,902,711	66,481,920	1.37
LG化学	350,240	81,855,646	63,393,440	1.31
サムスン物産	1,010,920	69,217,688	62,171,580	1.28
KT&G	815,900	72,192,562	62,089,990	1.28
LGディスプレイ	1,791,000	57,894,141	60,267,150	1.24
アモレパシフィック	23,880	47,923,766	53,013,600	1.09
KT	1,671,600	54,367,198	52,237,500	1.08
その他	48,957,831	1,857,476,693	1,749,174,913	36.12
持分証券の合計	76,240,731	5,015,972,766	4,843,095,772	100.00

4. 受益証券

当期末(2015年12月31日)現在、受益証券の内訳は次の通りです。(単位：千ウォン)

銘柄	数量	取得価額	帳簿価額
KODEX 短期債券PLUS	50,000	5,069,830	5,001,750
KODEX 国庫債	81,457	4,412,694	4,533,897
KODEX 10年国債先物	12,900	646,214	835,468
受益証券合計	144,357	10,128,738	10,371,115

前期末(2014年12月31日)現在、受益証券の内訳は次の通りです。(単位：千ウォン)

銘柄	数量	取得価額	帳簿価額
KODEX 国庫債	81,457	4,412,694	4,484,207
KODEX 10年国債先物	12,900	646,214	785,546
受益証券合計	94,357	5,058,908	5,269,753

5. 派生商品

(1) 当期末(2015年12月31日)現在、先物取引の内訳は次の通りです。(単位：千ウォン)

銘柄	区分	約定金額	評価額	精算利益	未精算損失
KOSPI200 F 201603	買い	45,862,200	45,685,500	145,275	(321,975)

前期末(2014年12月31日)現在、先物取引の内訳は次の通りです。(単位：千ウォン)

銘柄	区分	約定金額	評価額	精算利益	未精算損失
KOSPI200 F 201503	買い	12,272,000	12,200,000	98,000	(170,000)

(2) 上記の派生商品取引に関し、証拠金323百万ウォン及び帳簿金額20,412百万ウォン相当の持分証券が担保として提供されています。

6. 外貨資産

前期末（2014年12月31日）現在の外貨建資産の内訳は次の通りです。なお、当期末現在の外貨建資産はありません。（単位：千ウォン）

銘柄	外貨金額(円)	帳簿価額(千ウォン)
現金及び現金性資産	316,133	2,889

7. 報酬

当期末及び前期末現在、本ファンドの未払報酬の内容は次の通りです。(単位：千ウォン)

勘定科目	支払先	金 額	金 額
		当 期 末 (2015年12月31日)	前 期 末 (2014年12月31日)
未払運用報酬	サムスン資産運用(株)	1,751,901	1,764,753
未払販売報酬	サムスン証券(株) 他22社	38,085	38,364
未払受託報酬	香港上海銀行ソウル支店	76,170	76,728
未払一般事務管理報酬	韓国預託決済院	114,254	115,093
		1,980,410	1,994,938

- (1) 本ファンドは信託契約第38条に基づき、資産運用会社であるサムスン資産運用株式会社に対して、運用報酬として、報酬計算期間中の投資信託財産の純資産総額の平均残高(日々の投資信託財産の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上の当日まで累積して合算した後に、報酬計算期間中の日数で除した金額)に年率0.23%に相当する金額を本ファンド設定日から分配金支払基準日のうち1月、4月、7月、10月の最終営業日毎に支払っています。
- (2) 本ファンドは信託契約第38条に基づき、販売会社であるサムスン証券株式会社の他22社に対して、販売報酬として、報酬計算期間中の投資信託財産の純資産総額の平均残高(日々の投資信託財産の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上の当日まで累積して合算した後に、報酬計算期間中の日数で除した金額)に年率0.005%に相当する金額を本ファンド設定日から分配金支払基準日のうち1月、4月、7月、10月の最終営業日毎に支払っています。
- (3) 本ファンドは信託契約第38条に基づき、受託会社である香港上海銀行ソウル支店に対して、受託報酬として、報酬計算期間中の投資信託財産の純資産総額の平均残高(日々の投資信託財産の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上の当日まで累積して合算した後に、報酬計算期間中の日数で除した金額)に年率0.01%に相当する金額を本ファンド設定日から分配金支払基準日のうち1月、4月、7月、10月の最終営業日毎に支払っています。
- (4) 本ファンドは信託契約第38条に基づき、一般事務管理会社である韓国預託決済院に対して、一般事務管理報酬として、報酬計算期間中の投資信託財産の純資産総額の平均残高(日々の投資信託財産の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上の当日まで累積して合算した後に、報酬計算期間中の日数で除した金額)に年率0.015%に相当する金額を本ファンド設定日から分配金支払基準日のうち1月、4月、7月、10月の最終営業日毎に支払っています。

8. 交換手数料

信託契約第25条により受益者が受益証券の交換を請求する場合、交換請求日に資産運用会社が韓国証券市場で公告する払込資産構成内訳の交換請求日終値基準の評価価額を基準として交換して支払わなければならない、交換手数料は請求しません。

9. 元本

当期末(2015年12月31日)及び前期末(2014年12月31日)現在、本ファンドの発行口数はそれぞれ197,800,000口、199,500,000口であり、一口当たり発行価額は7,805.12ウォンで、元本はそれぞれ1,543,853,626千ウォン、1,557,122,338千ウォンです。

10. 投資分配金

本ファンドの当期投資分配金の算出内訳は以下の通りです。

次数	元本額 (千ウォン)	配当額 (千ウォン)	分配率 (%)	一口当たり分配金 (ウォン)	支払基準日	支払日
1次	1,501,315,698	61,552,000	4.10	320	2015年4月30日	2015年5月6日
2次	1,137,987,152	729,000	0.06	5	2015年7月31日	2015年8月4日
		62,281,000				

本ファンドの前期投資分配金の算出内訳は以下の通りです。

次数	元本額 (千ウォン)	配当額 (千ウォン)	分配率 (%)	一口当たり分配金 (ウォン)	支払基準日	支払日
1次	1,214,477,372	36,566,000	3.01	235	2014年4月30日	2014年5月7日
2次	1,278,869,649	1,474,650	0.12	9	2014年7月31日	2014年8月4日
		38,040,650				

11. 一口当たり純利益(損失)

当期及び前期の一口当たり当期純利益(損失)の算出内訳は以下の通りです。(単位:ウォン)

	金	額
	当 期	前 期
当期純利益(損失)	93,813,909,465	(312,352,618,745)
期中の加重平均口数	180,121,370口	169,686,986口
一口当たり純利益(損失)	521	(1,841)

12. 当期純利益(損失)に対する課税対象所得

当期及び前期の純利益(損失)に対する課税対象所得の内訳は以下の通りです。(単位:ウォン)

	金	額
	当 期	前 期
当期純利益(損失)	93,813,909,465	(312,352,618,745)
課税収益	177,265,024,005	154,144,555,477
課税費用	107,852,202,166	111,435,326,135
課税対象所得	69,412,821,839	42,709,229,342

13. 受益証券の基準価格

当期末及び前期末現在の受益証券の基準価格の計算内訳は以下の通りです。(単位:ウォン)

科 目	金	額
	当期末 (2015年12月31日)	前期末 (2014年12月31日)
・ 貸借対照表の資産総額	4,850,862,660,161	4,933,262,374,010
・ 貸借対照表の負債総額	9,513,814,340	2,208,408,374
・ 信託財産の純資産総額	4,841,348,845,821	4,931,053,965,636
・ 受益証券の総口数	197,800,000口	199,500,000口
・ 受益証券の基準価格(一口当たり)	24,475.98	24,717.06

14. 特殊関係者との取引

(1) 当期及び前期中における本ファンドの資産運用会社及びその特殊関係者との重要な取引の内容は以下の通りです。(単位:千ウォン)

会社名	勘定科目	金	額
		当 期	前 期
サムスン資産運用(株)	運用報酬	10,381,224	10,018,548
サムスン証券(株)	販売報酬	24,207	33,806

(2) 当期末及び前期末現在、本ファンドが保有していた資産運用会社及びその特殊関係者との債権・債務の内訳は以下の通りです。(単位:千ウォン)

会社名	勘定科目	金	額
		当 期 末 (2015年12月31日)	前 期 末 (2014年12月31日)
サムスン資産運用(株)	未払運用報酬	1,751,901	1,764,753
サムスン証券(株)	未払販売報酬	7,069	7,996

[前へ](#)

(3) 【投資有価証券明細表等】

上記「(2) 損益計算書 財務書類に対する注釈」の「3. 持分証券」、「4. 受益証券」及び「5. 派生商品」
以下をご参照下さい。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年12月31日現在)

資産総額	4,850,862,660,161 ウォン (458,406,521,385円)
負債総額	9,513,814,340 ウォン (899,055,455円)
純資産総額(-)	4,841,348,845,821 ウォン (457,507,465,930円)
発行済口数	197,800,000 口
1口当たり純資産額(/)	24,717.06 ウォン (2,335.76円)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

受益証券の韓国における名義書換機関は次の通りです。

取扱機関 韓国預託決済院

取扱場所 大韓民国ソウル特別市永登浦区汝矣島洞 汝矣2ギル22-1

日本においては、株式会社証券保管振替機構(以下「振替機関」という。)又はそのノミニー名義となっている受益証券保有者に対する外国投資信託受益証券事務は、振替機関の規則に基づき受益証券事務取扱機関及び分配金支払取扱銀行として任命された三菱UFJ信託銀行株式会社がこれを取扱います。

取引所に上場される受益証券は、同一の証券会社の顧客間の決済については、各外国証券取引口座間の振替が行われ、又は異なる証券会社の顧客間決済については、決済会社に開設した各証券会社の口座間で振替が行われるので、韓国国内の保管機関の保管にかかる株式の株数は変化しません。受益証券が海外の投資者から購入され、又は海外の投資者へ売却される場合には、振替機関が本邦証券会社のために保管している当該証券会社名義の受益証券の口数は増減します。

受益者名簿の閉鎖の時期

本ファンドは、四半期ごとに投資分配金を支払うことができますが、常に年4回支払うわけではありません。投資分配金の支払いは、本ファンドに超過収益部分がある場合、トラッキング・エラーを減らすための目的で発生しますが、その場合の各四半期における分配落ち日(Ex-dividend day)、基準日(Record day)は次の通りです。

基準日	分配落ち日
7月の最終営業日	基準日の1営業日前
10月の最終営業日	
1月の最終営業日	
4月の最終営業日	

本ファンドは、ファンドの決算期にも投資分配金を支払うことができます。

基準日	分配落ち日
会計期間終了日 (12月31日) (但し、会計期間終了日が営業日 でない場合はその直前営業日)	基準日の1営業日前

(注) 分配落ち日は、韓国における分配落ち日を記載しています。日本における分配落ち日は、東京証券取引所の業務規定等に従います。

受益者総会

(イ) 議決事項

受益者は、受益者総会で次の事項を含む関連法令又は信託契約に定めた事項に関して決議することができます。

- () 資産運用会社、受託会社等が受け取る報酬やその他の手数料の引上げ、受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)、信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)等、主な投資対象資産の変更、資産運用会社の変更(但し、合併、分割若しくは分割合併又は金融委員会の措置若しくは命令による場合を除く。)、解約禁止型投資信託への変更、及び交換資産支払日の延長に関する事項
- () 信託契約の変更
- () 投資信託の合併に関する事項

(ロ) 議決権

議決権に関する事項は、次の通りです。

- () 議決権は、受益証券1口当たり1個とします。
- () 受益者は、代理人にその議決権を行使させることができます。この場合、その代理人は、代理権を証明する書面を受益者総会に提出しなければなりません。

(ハ) 議決方法

受益者総会は、次のように総会議案を決議します。

- () 出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の4分の1以上の数をもって決議します。但し、法令に定める受益者総会の決議事項以外であり、信託契約で定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の5分の1以上の数をもって決議することができます。
- () 受益者は、受益者総会に出席せず、書面をもって議決権を行使することができます。但し、次の要件を全て満たす場合は、受益者総会に出席した受益者が所有する受益証券の総口数の決議内容に影響を与えないように議決権を行使(以下「みなし議決権行使」という。)したものとみなします。
 - a. 受益者のもとに、資本市場法施行令第221条第6項により、投資信託約款に記載されている内容を知らせる書面、電話・電信・ファックス、電子メール、又はこれに類する電子通信の方法で、議決権行使に関する通知があったものの、議決権が行使されていないこと
 - b. みなし議決権行使の方法が投資信託約款に記載されていること
 - c. 受益者総会で議決権を行使した受益証券の総口数が、発行済受益証券の総口数の10分の1以上であること
 - d. そのほか、受益者の利益保護と受益者総会決議の公正性などのために、みなし議決権行使の結果を、金融委員会が定め告示する方法で受益者に提供すること書面をもって議決権を行使しようとする受益者は、議決権行使書面に議決権行使の内容を記載して、受益者総会日の前日までに資産運用会社(又は下記(二)(i)但書の場合は、受益者総会を招集する受託会社若しくは発行された受益証券総数の5%以上を保有する受益者)に提出しなければなりません。

（二）招集主体及び通知

- （ ） 受益者総会は、資産運用会社が招集し、資産運用会社の本店所在地又はこれに隣接した地域に招集することができます。但し、受託会社又は発行された受益証券総数の5%以上を保有する受益者が、受益者総会の目的と招集の理由を記載した書面を提出して受益者総会の招集を資産運用会社に要請する場合、資産運用会社は、1ヶ月以内に受益者総会を招集しなければなりません。
- （ ） 受益者総会を招集する場合、資産運用会社は、受益者総会日を決め、2週間前に各受益者に対して書面又は電磁的方法により通知しなければなりません。但し、その通知が受益者名簿又は実質受益者名簿上の住所に継続して3年間配達されない場合、資産運用会社は、当該受益者に受益者総会の招集を通知しないことができます。

（ホ）受益者総会の延期

投資信託を設定した資産運用会社(資本市場法第190条第3項後段により受益者総会を招集する受託会社、又は発行済受益証券総口数の100分の5以上を所有する受益者を含む。)は、資本市場法第190条第5項による受益者総会の決議が成立しない場合、その日から2週間以内に延期された受益者総会(以下「延期受益者総会」という。)を招集しなければなりません。

延期受益者総会は、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の8分の1以上の数をもって決議します。但し、資本市場法に定める受益者総会の決議事項以外であり、信託契約に定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の10分の1以上の数をもって決議します。

受益者に対する特典、譲渡制限

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額等

(2015年12月31日現在)

資本金の額	93,430,000,000ウォン (8,829,135,000円)
発行する株式の総数	48,000,000 株
発行済株式総数	18,686,000 株

過去5年間に於いて、資本金の増減はありません。

(2) 会社の機構

3名以上の理事が、株主総会において選任されます。理事の人数に上限はありません。理事の選任は、出席した株主の議決権の過半数かつ発行済み株式総数の4分の1の賛成をもってこれを行います。理事の過半数は社外理事である必要があります。社外理事は役員候補推薦委員会の推薦を受けた者の中から選任します。

理事の任期は、選任後3年を原則としますが、事業年度終了後当該事業年度に係る定時株主総会以前に任期が満了する場合、その任期は定時株主総会まで延長されます。

本書提出日現在、資産運用会社には3名の社内理事及び4名の社外理事がいます。また、理事には該当しない副社長が1名、専務が2名、常務が7名います。

理事会は、会社の業務執行を決定し、理事の職務の執行について監督します。その決議は、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行います。

(3) 投資運用の意思決定機構

本部内会議

原則として毎週月曜日と水曜日にパッシブ本部内の会議を開き、マーケットの状況や個別銘柄のイベント、指数変更等についての情報交換と議論を行います。

この会議では、パッシブ本部ETF運用チームが運用しているポートフォリオを調整すべきかどうかを決定します。

運用チーム・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、本部会議の議論を参考にし、各自が運用しているポートフォリオとベンチマーク指数とのトラッキング・エラーが最小限にとどまるよう、ポートフォリオ調整のための意思決定を行います。

投資判断は原則としてファンドマネージャーの専決事項ですが、ファンドの清算や運用ファンド間での資産の移動等の事項については、パッシブ本部長の決裁が必要です。

2【事業の内容及び営業の概況】

資産運用会社は、韓国において、投資信託を設定、管理及び運用することを目的とします。資産運用会社が運用を行っている投資信託は、以下の通りです。

(2015年12月31日現在)

国	種 類	ファンド本数	純資産額	
			ウォン	円
韓国	投資信託総合計	608 (282)	48,947,589,276,756 (23,658,624,873,918)	4,625,547,186,653 (2,235,740,050,585)
	株式投資信託	394 (158)	24,739,401,999,517 (4,750,746,573,374)	2,337,873,488,954 (448,945,551,184)
	単位型	103 (82)	783,314,779,978 (646,054,899,900)	74,023,246,708 (61,052,188,041)
	追加型	291 (76)	23,956,087,219,539 (4,104,691,673,474)	2,263,850,242,246 (387,893,363,143)
	公社債投資信託	214 (124)	24,208,187,277,239 (18,907,878,300,544)	2,287,673,697,699 (1,786,794,499,401)
	単位型	48 (47)	1,442,085,538,759 (1,441,693,920,655)	136,277,083,413 (136,240,075,502)
	追加型	166 (77)	22,766,101,738,480 (17,466,184,379,889)	2,151,396,614,286 (1,650,554,423,900)
	投資法人合計(諮問)	345	154,407,321,826,827	14,591,491,912,635

(注) ()内は私募投資信託分であり内書き表記しております。韓国法上、ELS専用投資ファンドは株式型として分類され、F0Fs該当性は投資資産比率によって決まります。また、公社債の区分基準のうち混合型投資信託については60%以上株式に投資するものを株式型として分類し、その他は債券型として分類しています。

(注) 本資料は韓国金融投資協会に開示された資料を基準に作成したものです。

3【管理会社の経理状況】

資産運用会社の日本文の財務書類は韓国における諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項但書の規定の適用によるものです。

資産運用会社の原文の財務書類は、韓国において、独立監査人である安進会計法人(Deloitte Anjin LLP)の監査を受けており、別紙の通り監査報告書を受領しています。

資産運用会社の原文の財務書類はウォンで表示されています。日本文の財務書類には、2016年4月12日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ウォン = 0.0945円)を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

財務状態表

第 18(当)期 2015年 12月 31日 現在

第 17(前)期 2014年 12月 31日 現在

サムスン資産運用株式会社

科 目	注記	第18(当)期		第17(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
資 産					
・ 現金及び現金 性資産	6,30	7,382,890,851	697,683,185	15,493,952,901	1,464,178,549
・ 当期損益認 識金融資産	5,7,31	58,284,789,869	5,507,912,643	20,093,800,626	1,898,864,159
・ 売却可能金 融資産	5,8,31	69,901,850,910	6,605,724,911	17,866,421,388	1,688,376,821
・ 貸付金及び 受取債権	5,9,28,30	294,725,961,935	27,851,603,403	446,092,068,782	42,155,700,500
・ 従属企業投 資	10	68,257,950,536	6,450,376,326	4,216,655,340	398,473,930
・ 有形資産	11	745,978,496	70,494,968	2,029,053,905	191,745,594
・ 無形資産	12	12,686,860,503	1,198,908,318	12,541,612,114	1,185,182,345
・ 繰延法人税資 産	27	2,019,996,136	190,889,635	1,589,587,029	150,215,974
・ その他資産	13	1,638,258,394	154,815,418	1,439,783,254	136,059,518
資 産 合 計		515,644,537,630	48,728,408,806	521,362,935,339	49,268,797,390
負 債					
・ 預かり負債	5,14,30	196,911,851,190	18,608,169,937	263,950,390,022	24,943,311,857
・ その他金融負 債	5,15,28,30	20,063,635,406	1,896,013,546	15,775,440,188	1,490,779,098
・ 引当負債	16	687,446,186	64,963,665	656,398,834	62,029,690
・ 純確定給付負 債	17	1,001,293,373	94,622,224	231,293,327	21,857,219
・ 当期法人税負 債		12,043,312,115	1,138,092,995	4,822,839,675	455,758,349
・ その他負債	18	654,015,799	61,804,493	598,222,490	56,532,025
負 債 合 計		231,361,554,069	21,863,666,860	286,034,584,536	27,030,268,239
資 本					
・ 資本金	20	93,430,000,000	8,829,135,000	93,430,000,000	8,829,135,000
・ その他不組入 資本	20	51,087,628	4,827,781	6,967,728	658,450
・ その他資本構 成要素	20	(2,865,801,944)	(270,818,284)	(1,711,704,016)	(161,756,030)
・ 利益剰余金	21	193,667,697,877	18,301,597,449	143,603,087,091	13,570,491,730
資 本 合 計		284,282,983,561	26,864,741,947	235,328,350,803	22,238,529,151
負債及び資本の合計		515,644,537,630	48,728,408,806	521,362,935,339	49,268,797,390

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(2) 【損益計算書】

包括損益計算書

第18(当)期 2015年1月1日 ~ 2015年12月31日

第17(前)期 2014年1月1日 ~ 2014年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科 目	注記	第18(当)期		第17(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
・ 営業収益		164,393,865,276	15,535,220,269	137,718,791,043	13,014,425,754
1. 手数料収益	22, 28	156,935,114,734	14,830,368,342	130,106,458,066	12,295,060,287
2. 有価証券評価及び処分利益	22, 26	758,673,280	71,694,625	93,800,626	8,864,159
3. 利子収益	22, 26	5,280,608,377	499,017,492	7,456,543,847	704,643,394
4. 外国為替取引利益	22, 26	200,687,850	18,965,002	61,988,504	5,857,914
5. 配当金収益	22, 26	1,218,781,035	115,174,808	-	-
・ 営業費用		95,715,974,260	9,045,159,568	79,834,914,643	7,544,399,434
1. 手数料費用	23, 28	17,058,283,352	1,612,007,777	10,559,315,429	997,855,308
2. 有価証券評価及び処分損失	23, 26	550,000,000	51,975,000	-	-
3. 利子費用	23, 26	2,078,353,892	196,404,443	2,330,582,863	220,240,081
4. 外国為替取引損失	23, 26	316,594,797	29,918,208	147,119,304	13,902,774
5. 販売費	24	5,756,837,164	544,021,112	6,119,645,832	578,306,531
6. 一般管理費	24, 28	69,924,857,703	6,607,899,053	60,650,740,908	5,731,495,016
7. その他費用	23	31,047,352	2,933,975	27,510,307	2,599,724
・ 営業利益		68,677,891,016	6,490,060,701	57,883,876,400	5,470,026,320
・ 従属企業関連損益		-	-	(668,842,475)	(63,205,614)
1. 従属企業投資減損損失	10	-	-	(1,073,416,188)	(101,437,830)
2. 従属企業投資処分利益		-	-	404,573,713	38,232,216
・ 営業外損失		(693,530,809)	(65,538,661)	(2,839,891,257)	(268,369,724)
1. 営業外収益	25	9,323,939	881,112	69,690,417	6,585,744
2. 営業外費用	25	702,854,748	66,419,774	2,909,581,674	274,955,468
・ 法人税費用差引前純利益		67,984,360,207	6,424,522,040	54,375,142,668	5,138,450,982
・ 法人税費用	27	17,919,749,421	1,693,416,320	13,523,216,811	1,277,943,989
・ 当期純利益		50,064,610,786	4,731,105,719	40,851,925,857	3,860,506,993
・ その他包括損益		(1,154,097,928)	(109,062,254)	389,982,910	36,853,385
後続的に当期損益に再分類しない項目		(574,658,787)	(54,305,255)	(143,001,226)	(13,513,616)
1. 確定給付制度の再測定要素	27	(758,125,045)	(71,642,817)	(188,655,969)	(17,827,989)
2. 当期損益に再分類しない項目の法人税	27	183,466,258	17,337,561	45,654,743	4,314,373
後続的に当期損益に再分類しうる項目		(579,439,141)	(54,756,999)	532,984,136	50,367,001
1. 売却可能金融資産評価利益	27	(427,259,073)	(40,375,982)	704,286,987	66,555,120
2. 売却可能金融資産評価損失	27	(337,172,511)	(31,862,802)	(1,141,690)	(107,890)
3. 当期損益に再分類しうる項目の法人税	27	184,992,443	17,481,786	(170,161,161)	(16,080,230)
・ 当期総包括利益		48,910,512,858	4,622,043,465	41,241,908,767	3,897,360,378
XI. 一株当たり純利益	29				
1. 基本一株当たり純利益		2,679	253	2,186	207

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(3) 【株主資本等変動計算書】

資本変動表

第18(当)期 2015年1月1日 ～ 2015年12月31日

第17(前)期 2014年1月1日 ～ 2014年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科目	資本金		その他不組入資本		その他資本構成要素		利益剰余金		合計	
	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)	(単位：ウォン)	(単位：円)
2014年1月1日(前期首)	93,430,000,000	8,829,135,000	6,967,728	658,450	(2,101,686,926)	(198,609,415)	121,437,161,234	11,475,811,737	212,772,442,036	20,106,811,737
配当金の支払い	-	-	-	-	-	-	(18,686,000,000)	(1,765,827,000)	(18,686,000,000)	(1,765,827,000)
総包括利益	-	-	-	-	389,982,910	36,853,385	40,851,925,857	3,860,506,993	41,241,908,767	3,897,360,385
当期純利益	-	-	-	-	-	-	40,851,925,857	3,860,506,993	40,851,925,857	3,860,360,385
その他包括損益	-	-	-	-	389,982,910	36,853,385	-	-	389,982,910	36,853,385
確定給付制度再測定要素	-	-	-	-	(143,001,226)	(13,513,616)	-	-	(143,001,226)	(13,513,616)
売却可能金融資産評価利益	-	-	-	-	533,849,536	50,448,781	-	-	533,849,536	50,448,781
売却可能金融資産評価損失	-	-	-	-	(865,400)	(81,780)	-	-	(865,400)	(81,780)
2014年12月31日(前期末)	93,430,000,000	8,829,135,000	6,967,728	658,450	(1,711,704,016)	(161,756,030)	143,603,087,091	13,570,491,730	235,328,350,803	22,238,929,730
2015年1月1日(当期首)	93,430,000,000	8,829,135,000	6,967,728	658,450	(1,711,704,016)	(161,756,030)	143,603,087,091	13,570,491,730	235,328,350,803	22,238,929,730
自己株式処分			44,119,900	4,169,331					44,119,900	4,169,331
総包括利益	-	-	-	-	(1,154,097,928)	(109,062,254)	50,064,610,786	4,731,105,719	48,910,512,858	4,622,048,564
当期純利益							50,064,610,786	4,731,105,719	50,064,610,786	4,731,048,564
その他包括損益	-	-	-	-	(1,154,097,928)	(109,062,254)	-	-	(1,154,097,928)	(109,019,285)

確定給付制度 再測定要素					(574,658,787)	(54,305,255)			(574,658,787)	(54,305,255)
売却可能金融資産 評価利益					(323,862,377)	(30,604,995)			(323,862,377)	(30,604,995)
売却可能金融資産 評価損失					(255,576,764)	(24,152,004)			(255,576,764)	(24,152,004)
2015年12月31日 (当期末)	93,430,000,000	8,829,135,000	51,087,628	4,827,781	(2,865,801,944)	(270,818,284)	193,667,697,877	18,301,597,449	284,282,983,561	26,864,000,000

後記『財務書類に対する注記』ご参照

(4) 【キャッシュフロー計算書】

第18期 2015年1月1日 ～ 2015年12月31日

第17期 2014年1月1日 ～ 2014年12月31日

サムスン資産運用株式会社

(()はマイナスを意味)

科 目	注記	第18(当)期		第17(前)期	
		(単位: ウォン)	(単位: 円)	(単位: ウォン)	(単位: 円)
. 営業活動によるキャッシュフロー		20,140,314,926	1,903,259,761	19,960,785,135	1,886,294,195
1. 営業により創出したキャッシュフロー		25,250,398,118	2,386,162,622	29,322,359,833	2,770,963,004
当期純利益		50,064,610,786	4,731,105,719	40,851,925,857	3,860,506,993
利子費用		2,078,353,892	196,404,443	2,330,582,863	220,240,081
売却可能金融資産減損損失		550,000,000	51,975,000	-	-
外貨換算損失		46,849,789	4,427,305	29,990,431	2,834,096
退職給付		1,401,280,720	132,421,028	1,195,557,704	112,980,203
減価償却費		1,505,851,369	142,302,954	1,861,457,771	175,907,759
無形資産償却費		1,433,170,228	135,434,587	1,010,190,347	95,462,988
復旧工事費		31,047,352	2,933,975	27,510,307	2,599,724
有形資産処分損失		-	-	2,167,446	204,824
無形資産減損損失		430,000,000	40,635,000	2,400,160,000	226,815,120
無形資産処分損失		-	-	26,400,000	2,494,800
その他損失償却費		-	-	394,851,994	37,313,513
従属企業投資減損損失		-	-	1,073,416,188	101,437,830
法人税費用		17,919,749,421	1,693,416,320	13,523,216,811	1,277,943,989
利子収益		(5,280,608,377)	(499,017,492)	(7,456,543,847)	(704,643,394)
外貨換算利益		(436,211)	(41,222)	(2,341,810)	(221,301)
配当金収益		(1,218,781,035)	(115,174,808)	-	-
有形資産処分利益		(500,000)	(47,250)	(51,796,734)	(4,894,791)
当期損益認識金融資産評価利益		(690,989,243)	(65,298,483)	(93,800,626)	(8,864,159)
当期損益認識金融資産処分利益		(58,200,000)	(5,499,900)	-	-
売却可能金融資産処分利益		(9,484,037)	(896,241)	-	-
従属企業投資処分利益		-	-	(404,573,713)	(38,232,216)
運転資本の変動		(42,951,516,536)	(4,058,918,313)	(27,396,011,156)	(2,588,923,054)
当期損益認識金融資産の増加		(37,441,800,000)	(3,538,250,100)	(20,000,000,000)	(1,890,000,000)
貸付金及び受取債権の減少(増加)		58,669,468,022	5,544,264,728	(85,141,668,677)	(8,045,887,690)
その他資産の減少(増加)		(198,475,140)	(18,755,901)	668,266,796	63,151,212
預かり負債の増加(減少)		(67,038,538,832)	(6,335,141,920)	83,570,646,586	7,897,426,102
その他金融負債の増加(減少)		4,391,441,824	414,991,252	(3,352,300,509)	(316,792,398)
その他負債の増加(減少)		55,793,309	5,272,468	(889,994,322)	(84,104,463)
退職金の支払い		(925,508,190)	(87,460,524)	(1,996,868,709)	(188,704,093)
社外積立資産の増加		(463,897,529)	(43,838,316)	(254,092,321)	(24,011,724)
2. 利子収益の受取		7,883,635,039	745,003,511	6,613,400,103	624,966,310
3. 利子費用の支払い		(2,228,450,287)	(210,588,552)	(2,475,675,697)	(233,951,353)
4. 法人税の納付		(10,765,267,944)	(1,017,317,821)	(13,499,299,104)	(1,275,683,765)

科 目	注記	第18(当)期		第17(前)期	
		(単位:ウォン)	(単位:円)	(単位:ウォン)	(単位:円)
.投資活動によるキャッシュフロー		(28,299,537,433)	(2,674,306,287)	12,291,707,271	1,161,566,337
1.投資活動による現金流入		149,917,248,628	14,167,179,995	183,083,197,637	17,301,362,177
定期預金積立金の減少		149,003,000,000	14,080,783,500	180,000,000,000	17,010,000,000
貸付金の減少		873,748,628	82,569,245	1,376,010,366	130,032,980
保証金の減少		30,000,000	2,835,000	330,725,060	31,253,518
従属企業投資の処分		-	-	63,456,704	5,996,659
有形資産の処分		500,000	47,250	113,005,507	10,679,020
無形資産の処分		10,000,000	945,000	1,200,000,000	113,400,000
2.投資活動による現金流出		(178,216,786,061)	(16,841,486,283)	(170,791,490,366)	(16,139,795,840)
長期預金積立金の増加		58,000,000,000	5,481,000,000	167,000,000,000	15,781,500,000
貸付金の増加		1,282,365,614	121,183,551	888,611,085	83,973,748
保証金の増加		27,834,640	2,630,373	30,185,831	2,852,561
売却可能金融資産の取得		53,647,314,200	5,069,671,192	500,000,000	47,250,000
従属企業投資の取得		63,018,077,030	5,955,208,279	-	-
有形資産の取得		222,775,960	20,863,328	281,925,450	26,641,955
無形資産の取得		2,018,418,617	190,740,559	2,090,768,000	197,577,576
.財務活動によるキャッシュフロー		48,160,457	4,551,163	(18,686,000,000)	(1,765,827,000)
1.財務活動による現金流入		48,160,457	4,551,163	-	-
自己株式の処分		48,160,457	4,551,163	-	-
2.財務活動による現金流出		-	-	(18,686,000,000)	(1,765,827,000)
配当金の支払		-	-	18,686,000,000	1,765,827,000
.現金及び現金性資産の増加(減少) (+ +)	32	(8,111,062,050)	(766,495,364)	13,566,492,406	1,282,033,532
.期首現金及び現金性資産		15,493,952,901	1,464,178,549	1,927,460,495	182,145,017
.外貨建現金及び現金性資産の為替レ ート変動効果		-	-	-	-
.期末現金及び現金性資産		7,382,890,851	697,683,185	15,493,952,901	1,464,178,549

後記『財務書類に対する注記』ご参照

[次へ](#)

財務書類に対する注記

第18期 2015年1月1日～2015年12月31日

第17期 2014年1月1日～2014年12月31日

サムスン資産運用株式会社

1. 会社の概要

サムスン資産運用株式会社(以下「資産運用会社」という。)は、証券投資信託業法に基づき1998年9月15日に設立され、投資信託運用業務、投資諮問業務、投資一任業務、投資仲介業務、投資売買業務、その他これらに付随する業務を主要事業目的としています。

同社は構造調整と経営合理化のために、同じ業種の(旧)サムスン投資信託運用株式会社を1999年12月29日(合併基準日)に1対1.106の割合で吸収合併しました。また、商号を2000年3月30日付で「サムスン生命投資信託運用株式会社」から「サムスン投資信託運用株式会社」に、2010年4月1日付で「サムスン投資信託運用株式会社」から「サムスン資産運用株式会社」に変更しました。

2015年12月末現在の資本金は934億3,000万ウォンであり、主要株主は以下の通りです。

株 主 名	保有株式数	持株比率(%)
サムスン生命保険株式会社	18,257,610	97.71
その他	428,390	2.29
合 計	18,686,000	100.00

2. 財務書類の作成基準及び重要な会計方針

(1) 財務書類作成基準

資産運用会社は、韓国採択国際会計基準を適用し財務書類を作成しています。同財務書類は、企業会計基準書第1027号「個別財務書類」による個別財務書類であり、個別財務書類は支配企業又は被投資者に対し共同支配力や有意的な影響力のある投資者が、投資資産を原価法又は企業会計基準書第1039号「金融商品」による会計処理により表示した財務書類です。

財務書類作成に適用された重要な会計方針は下に記してあり、当期財務書類の作成に適用された重要な会計方針は、以下に説明する基準書又は解釈書の導入の影響を除いては、前期財務書類の作成時に採択した会計方針と同じです。

財務書類は、毎報告期間末に再評価金額や公正価値で測定される特定の非流動資産と金融資産を除き、歴史的原価主義を基準として作成されています。歴史的原価は一般的に資産を取得するために支払った代価の公正価値で測定しています。

資産運用会社の当期財務書類は2016年1月25日に理事会で発行の承認がなされ、2016年3月11日付の株主総会で最終的に承認される予定です。

1) 当期から新たに導入された基準書及び解釈書とそれに伴う会計方針の変更内容は次の通りです。

- 企業会計基準書第1019号 従業員給付(変更)

勤務年数の経過と関係ない拠出金を勤務期間に配分せず、労務が提供される期間に勤務原価から差引くことを認める事を主要内容としています。同変更事項が資産運用会社の財務書類に及ぼす重要な影響はありません。

- 韓国採択国際会計基準の年次変更 2010-2012 cycle

企業会計基準書第1102号「株式に基づく報酬」に関連し「稼得条件」と「市場条件」の定義を変更し、「成果条件」と「役務提供条件」の定義を追加する変更事項、企業会計基準書第1103号の「事業結合」に定める条件付対価の分類及び測定に関する変更事項、企業会計基準書第1108号「事業セグメント」に定める部門資産を最高営業意思決定者に定期的に提供する場合のみ、報告部門の総資産から企業全体の資産への調整について開示することとする変更事項等を主要内容としており、同変更事項が資産運用会社の財務書類に及ぼす重要な影響はありません。

- 韓国採択国際会計基準の年次変更 2011-2013 cycle

企業会計基準書第1103号「事業結合」の適用範囲において「共同約定自体の財務諸表から共同約定の構成に関する会計処理」は除くことを明確化する変更事項を含め、企業会計基準書第1113号「公正価値測定」と企業会計基準書第1040号「投資不動産」等に関する一部変更事項があり、同変更事項が資産運用会社の財務書類に及ぼす重要な影響はありません。

2)財務書類発行承認日現在、既に制定・公表されているものの施行日が到来していないため、資産運用会社が早期適用していない韓国採択国際会計基準の内訳は次の通りです。

- 企業会計基準書第1001号 財務諸表表示(変更)

同変更事項は、重要性和統合表示に関する内容を明確化し、財務諸表に中間合計を追加表示する際に考慮すべき事項を具体的に示し、注釈開示の順序及び持分法適用資産関連のその他包括損益の表示方法を明確化する事を主要内容としており、同変更事項は2016年1月1日以降に始まる会計年度から適用予定です。

- 企業会計基準書第1016号 有形資産(変更)

同変更事項は、収益に基づく減価償却方法は適切でない旨を明記することを主要内容としており、2016年1月1日以降に始まる会計年度から適用予定です。

- 企業会計基準書第1038号 無形資産(変更)

同変更事項は、無形資産が収益の測定値として表示されるか消費と無形資産の経済的効益消費との間に密接な相関関係があることを示すことのできる限定的状況でなければ、収益に基づく償却方法は、反証できない限りは、適切でないと看做することを主要内容としています。同変更事項は2016年1月1日以降に始まる会計年度から適用予定です。

- 企業会計基準書第1110号 連結財務諸表、第1112号 他企業に対する持分の開示及び第1028号 関係企業と共同企業への投資(変更)

同変更事項は、投資企業に該当する関係企業又は共同企業に対する投資を持分法で会計処理する際、その関係企業や共同企業が関係企業等の従属企業を公正価値で測定し当期損益に計上した会計処理を継続して保ち持分法を適用することを認める事等を主要内容としており、同変更内容は2016年1月1日以降に始まる会計年度から適用予定です。

- 企業会計基準書第1111号 共同約定(変更)

同変更事項は、共同営業の活動が、企業会計基準書第1103号「事業結合」に定義する事業を構成し、共同営業者が当該共同営業の持分を取得するか、事業が共同営業に出資されて共同企業が設立され、当該共同営業に対する持分を取得する場合、企業会計基準書第1103号と他の基準書に定める事業結合会計処理に関する原則を適用して会計処理する事、並びに当該基準書で求められている関連情報を開示しなければならない事を主要内容としており、同変更内容は2016年1月1日以降に始まる会計年度から適用予定です。

- 企業会計基準書第1109号 金融商品(変更)

同基準書には金融資産の管理のための事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュフローの特性に拠る金融資産の分類と測定、期待信用損失に基づく金融商品の減損モデル、リスクヘッジ会計に適格なリスクヘッジ対象項目とリスクヘッジ手段の拡大やリスクヘッジ効果評価方法の変更等を主な特徴としています。同基準書は企業会計基準書第1039号「金融商品：認識と測定」に替わり、2018年1月1日以降に始まる会計年度から適用予定です。

- 企業会計基準書第1115号 顧客との契約から生じる収益(変更)

同基準書は、企業が約束した財貨やサービスを顧客に移転することが、財貨やサービスと交換し得られる対価を反映する金額で表われるよう収益を認識すべき点を核心原則としています。また、こうした核心原則により収益を認識するためには、次の5段階、1) 顧客との契約識別、2) 遂行義務識別、3) 取引価格算定、4) 取引価格を契約内の遂行義務に配分、5) 遂行義務を履行する際（又は期間をかけて履行すると同時に）収益認識を適用するよう求めています。同基準書は企業会計基準書第1011号「建設契約」、第1018号「収益」、企業会計基準解釈書第2113号「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」、第2115号「不動産の建設に関する契約」、第2118号「顧客からの資産の移転」、第2031号「収益：宣伝サービスを伴うバーバー取引」に替えて、2018年1月1日以降に始まる会計年度から適用予定です。

- 韓国採択国際会計基準の年次変更2012-2014 cycle

企業会計基準書第1105号「売却予定の非流動資産と中断営業」に関連し資産（又は処分資産集団）が売却予定から分配予定へ、又は逆に再分類される時、これは処分又は分配計画の変更ではないため、計画の変更として会計処理しないことを明確化する変更事項を含み、企業会計基準書第1107号「金融商品：開示」、企業会計基準書第1019号「従業員給付」及び企業会計基準書第1034号「中間財務諸表」に関する一部変更事項があります。

- 企業会計基準書第1027号 個別財務諸表(変更)

同変更事項は、個別財務諸表の従属企業・関係企業・共同企業への投資の会計処理に原価法、企業会計基準書第1039号の「金融商品：認識と測定」による方法だけでなく、企業会計基準書第1028号「関係企業と共同企業への投資」による持分法も、選択し適用できる事を主要内容としており、2016年1月1日以降に始まる会計年度から適用予定です。

資産運用会社は、上記の制定・変更事項が財務書類に及ぼす影響は重要でないと判断しています。

(2) 収益認識基準

資産運用会社は、資本市場と金融投資業に関する法律及び金融投資業規則に従い、投資信託財産の設定依頼及び指示を行う投資信託財産運用業務を行い、同業務について事前に定める投資信託規約に基づいて運用報酬を計上しています。

上記の運用報酬は、各契約期間中の投資信託財産の純資産額に投資信託規約上の運用報酬率を乗じた金額で、設定日から決算日までの資産運用会社該当分の運用報酬を営業収益(投資信託運用報酬)として認識し、期間が経過したものの報酬支払日を迎えていない分の投資信託運用報酬は未収収益として計上しています。

また、資産運用会社は資本市場と金融投資業に関する法律及び金融投資業規則に従い、投資諮問契約を締結し、同契約に基づく投資諮問サービスについて、契約資産又は純資産額に契約した報酬率を乗じた金額を諮問報酬として計上しています。資産運用会社は報酬を契約期間分につき営業収益(資産管理手数料)として認識しており、期間が経過したものの未収の報酬については未収収益として計上しています。

(3) 金融資産

金融資産は、資産運用会社が契約当事者となる時点で認識しています。金融資産は当初認識時に公正価値で測定しています。金融資産の取得と直接関連する取引原価は、当初認識時に金融資産の公正価値に差引き又は付加しています。但し、当期損益認識金融資産の取得と直接関連する取引原価は、発生後即時当期損益に計上しています。金融資産の定型化した買入又は売却は全て売買日に認識又は除去しています。金融資産の定型化した買入又は売却は関連市場の規定や慣行により一般的に設定された期間内に金融商品を引渡す契約条件に従って金融資産を買入又は売却する契約です。

金融資産は当期損益認識金融資産、満期保有金融資産、売却可能金融資産、貸付金及び受取債権に分類しています。この分類は金融資産の性格と保有目的によって当初認識時に決定しています。

1) 実効金利法

実効金利法は、債務商品の償却後原価を計算し、関連期間にわたって利子収益を配分する方法です。実効金利は、金融資産の期待存続期間又は(適切であれば)より短い期間にわたって支払う又は受け取る手数料とポイント(実効金利の主要構成要素)、取引原価及びその他割増額又は割引額を合わせて、予想される将来の現金受取額の現在価値を当初認識時に純帳簿金額と正確に一致させる利率です。

債務商品についての利子収益は、債務商品が当期損益認識金融資産に分類された場合を除き、実効金利法で認識しています。

2) 当期損益認識金融資産

当期損益認識金融資産は、企業会計基準書第1103号「事業結合」に適用される事業結合には、取得者の条件付対価や、短期売買金融資産と当初認識時に当期損益金融資産に指定した金融資産を含めたものです。短期間のうちに売却することを目的として取得した金融資産は、短期売買金融資産に分類しており、主契約と切り離して会計処理する内在派生商品を含む全ての派生商品は、当該派生商品が有効なリスクヘッジ手段に指定されない限り、短期売買金融資産に分類しています。当期損益認識金融資産は公正価値で測定し、評価損益は当期損益として認識しています。

以下の場合には金融資産を短期売買金融資産に分類しています。

- 短期間のうちに売却する目的で取得した場合
- 当初認識時点で、資産運用会社が共同で管理し、短期的な利益獲得の目的で、最近実際に運用している特定金融商品ポートフォリオの一部である場合
- リスクヘッジの手段に指定され、リスクヘッジに効果的な派生商品でない派生商品

以下の場合には、短期売買金融資産でないか、企業会計基準書第1103号「事業結合」が適用される事業結合で取得者の条件付対価でない金融資産は、当初認識時に当期損益認識金融資産に指定できます。

- 当期損益認識項目に指定することで、指定しなかった場合に発生していた認識と測定上の不一致を取り除く、又は相当減らすことができる場合
- 又は、金融資産が資産運用会社の文書化されたリスク管理や投資戦略に従って金融商品グループ(金融資産、金融負債又は金融資産と金融負債の組み合わせで構成されたかたまり)の一部を構成し、公正価値基準で管理し、その成果を評価し、その情報を内部的に提供する場合
- 金融資産に一つ以上の内在派生商品が含まれており、企業会計基準書第1039号「金融商品:認識と測定」に従って合成した契約全体(資産又は負債)を当期損益認識金融資産に指定できる場合

当期損益認識金融資産は公正価値で測定しており、再測定によって発生する評価損益は当期損益として認識しています。当期損益として認識された評価損益には、金融資産から得た配当金と利子収益が含まれており、包括損益計算書上の「営業収益」項目に計上しています。

3) 満期保有金融資産

支払金額が確定済又は決定可能で満期が決まっており、資産運用会社が満期まで保有する積極的意図と能力のある非派生金融資産は、満期保有金融資産に分類しています。満期保有金融資産は、実効金利を用いて測定した償却後原価から減損損失累計額を差引いた金額を表示しており、利子収益は実効金利法を用いて認識しています。

4) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、当初認識時に売却可能金融資産に指定されるもの、並びに当期損益認識金融資産、満期保有金融資産又は貸付金及び受取債権に分類されない非派生金融資産です。

売却可能金融資産は、後続的に毎報告期間末の公正価値で測定しています。当期損益として認識する貨幣性売却可能金融資産の外国為替損益(下記参照)と実効金利法を用いて計算した利子収益を除いた売却可能金融資産の帳簿金額の変動等はその他包括損益として認識し、資本(売却可能金融資産評価損益)に累計しています。売却可能金融資産が処分されるか減損される場合は、その他包括損益として認識された累積評価損益は当期純損益に再分類しています。

売却可能持分商品の配当金は、資産運用会社が配当金を受け取る権利が確定した時点で当期損益として認識しています。

外貨表示された貨幣性売却可能金融資産の公正価値は、当該外貨で測定しており、報告期間末日現在の為替レートで換算しています。当期損益として認識した外国為替損益は貨幣性資産の償却後原価に基づいて決定し、その他外国為替損益はその他包括損益として認識しています。

活発な市場で価格が公示されず公正価値を信頼しうる方法で測定できない売却可能持分商品、公示価格のないこうした持分商品と連携しその持分商品の引渡しにより決済されるべき派生商品は、報告期間末ごとに取得原価から識別された減損損失を差引いた金額で測定しています。

5) 貸付金及び受取債権

活発な市場で価格が公示されず、支払金額が確定済又は決定可能な非派生金融資産は、原則として「貸付金及び受取債権」に分類しています。貸付金及び受取債権は実効金利法を用いて計算された償却後原価から減損損失累計額を差引いて測定しています。利子収益は、割引効果が重要でない短期受取債権以外は実効金利法を用いて認識しています。

6) 金融資産の減損

当期損益認識金融資産以外の金融資産は、報告期間末ごとに減損の兆候を評価します。当初認識後に一件以上の事象が発生した結果、金融資産の推定将来キャッシュフローに影響を及ぼしたことの客観的証拠がある場合、当該金融資産は減損したものとみなします。

売却可能金融資産に分類された持分商品については、同持分商品の公正価値が原価以下に大きく下落した場合や下落し続ける場合、減損が発生した客観的な証拠とみなしています。

その他の全ての金融資産について次のいずれかの場合、減損の客観的な証拠とみなしています。

- 発行者又は取引相手が重要な財務的困難に陥っている場合
- 利払いや元金償還の不履行又は延滞
- 借手が破産するか財務構造調整が行われる可能性が高まっている場合
- 財務的困難により当該金融資産に対する活発な市場が消滅する場合

個別的に減損していないと評価された資産は、さらにまとめて減損の有無を検討しています。受取債権ポートフォリオに減損が発生したという客観的証拠には、受取債権の債務不履行と関連のある国又は地域の経済状況の注目すべき変化だけでなく、代金回収に関する資産運用会社の過去の経験、延滞払いの回数の増加も含めています。

償却後原価で測定される金融資産については、当該資産の帳簿金額と当初実効金利で割り引いた推定将来キャッシュフローの現在価値との差異を減損損失として認識しています。

原価で測定される金融資産については、当該資産の帳簿金額と、これに類する金融資産の現在の市場収益率で割り引いた推定将来キャッシュフローの現在価値との差異を減損損失として認識しています。この減損損失は後続期間に戻入ることはありません。

貸付金及び受取債権のカテゴリーに分類される金融資産に減損が発生したと判断する場合、貸倒引当金を用いて帳簿金額を減少させており、回収不可能と判断した場合は関連債権や貸倒引当金を減少させる方式で除却しています。既に除却した金額が事後に回収された場合、当期損益として会計処理しています。また、貸倒引当金の帳簿金額の変動は当期損益として認識しています。

売却可能金融資産に減損が発生したと判断した際、過去にその他包括損益として認識した累積評価損益は当期損益に再分類しています。

償却後原価で測定する金融資産は、後続期間に減損損失金額が減少し、その減少が減損を認識した後に発生した事象と客観的にみて関連がある場合は、過去に認識した減損損失は、減損損失を戻入れる時点の金融資産の帳簿金額が、減損損失を認識しなかった場合に計上したと推定される償却後原価を超えない範囲内で、戻入れ処理を行います。

売却可能持分商品については、過去に当期損益として認識した減損損失は当期損益に戻入れません。減損損失認識後の公正価値の増加分は、その他包括損益として認識しています。売却可能債務商品については、後続期間に公正価値の増加が減損損失を認識した後に発生した事象と客観的にみて関連がある場合は、減損損失を当期損益として戻入れています。

7) 金融資産の除去

金融資産のキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡して金融資産の所有に伴うリスクとリターンの大部分を他企業に移転する場合、金融資産を除去しています。万一、金融資産の所有に伴うリスクとリターンの大部分を移転もせず保有もせず、譲渡した金融資産を引き続き統制している場合、資産運用会社は当該金融資産について関与し続ける程度に応じて引き続き認識しています。万一、譲渡した金融資産の所有に伴うリスクとリターンの大部分を保有していた場合、同社は当該金融資産を引き続き認識し、受け取った代価は担保借入として認識しています。

金融資産全体を除去する場合、受け取った代価とその他包括損益として認識した累積損益の合計額と当該資産の帳簿金額との差異は当期損益として認識しています。

金融資産の全体が除去されるケースでない場合(例えば資産運用会社が譲渡資産の一部を再購入できるオプションをもつ場合、又は残余持分を保有しており、その残余持分の保有によって所有に伴うリスクとリターンを大部分保有するとみなすことができないものの、当該資産を統制している場合)、同社は当該金融資産の既存帳簿金額を譲渡日現在の各部分の相対的公正価値を基準に、持続的関与により引き続き認識する部分と、その後は認識しない部分に分配しています。

除去される部分について受け取った代価と除去される部分に分配されたその他包括損益と認識された累積損益の合計額と、今後認識しない部分に分配された帳簿金額との差異は、当期損益として認識しています。その他包括損益として認識した累積損益は、各部分の相対的公正価値基準で引き続き認識する部分とその後認識しない部分に分配しています。

(4) 金融負債及び持分商品

1) 負債と持分の分類

債務商品と持分商品は、契約の実質及び金融負債と持分商品の定義により、金融負債又は資本に分類しています。

2) 持分商品

持分商品は、企業の資産から全ての負債を差引いた後の残余持分をあらわす全ての契約です。資産運用会社が発行した持分商品は、発行金額から直接発行原価を差引いた純額で認識しています。

自己持分を再取得する場合、このような持分商品を資本から直接差引きしています。自己持分商品を買入若しくは売却又は発行若しくは消却する場合の損益は、当期損益として認識していません。

3) 金融負債

金融負債は資産運用会社が契約の当事者になる時に認識しています。金融負債は当初認識時の公正価値で測定しています。金融負債の発行と直接関連する取引原価は、当初認識時に金融負債の公正価値から差引くか付加しています。但し、当期損益認識金融負債の発行と直接係る取引原価は発生と同時に当期損益として認識しています。

金融負債は「当期損益認識金融負債」又は「その他金融負債」に分類しています。

4) 当期損益認識金融負債

金融負債は、企業会計基準書第1103号「事業結合」が適用される事業結合において取得者の条件付対価であるか、短期売買項目や当期損益認識金融負債に指定する場合、当期損益認識金融負債に分類しています。

以下の場合には金融負債を短期売買金融負債に分類しています。

- 主に短期間のうちに再買入れする目的で取得した場合
- 当初認識時点で、資産運用会社が共同で管理し、短期的な利益獲得の目的で、最近実際に運用している特定金融商品ポートフォリオの一部である場合
- リスクヘッジの手段に指定され、リスクヘッジに効果的な派生商品でない派生商品

以下の場合には、短期売買項目でないか、事業結合の一部として取得者が支払う条件付対価でない金融負債を当初認識時に当期損益認識金融負債に指定できます。

- 当期損益認識項目に指定することで、指定しなかった場合に発生していた測定や認識上の不一致を取り除く、又は相当減らすことができる場合
- 金融負債が資産運用会社の文書化されたリスク管理や投資戦略に従って金融商品グループ(金融資産、金融負債又は金融資産と金融負債の組み合わせで構成されたかたまり)の一部を構成し、公正価値基準で管理しその成果を評価し、その情報を内部的に提供する場合
- 金融負債が一つ以上の内在派生商品を含む契約の一部を構成し、企業会計基準書第1039号「金融商品:認識と測定」に従って合成した契約全体(資産又は負債)を当期損益認識負債に指定できる場合

当期損益認識金融負債は公正価値で測定しており、再測定によって発生する評価損益は当期損益として認識し、包括損益計算書上の「その他営業外損益」項目に含めています。また、当初損益として認識された同評価損益には当期損益認識金融負債と関連して支払われた利子費用が含まれています。

5) その他金融負債

その他金融負債は実効金利法を用いて測定された償却後原価で後続測定し、利子費用は実効金利法を用いて認識しています。

実効金利法は、金融負債の償却後原価を計算し、関連期間にわたって利子費用を配分する方法です。実効金利は、金融負債の期待存続期間又は(適切であれば)より短い期間にわたって支払う又は受け取る手数料とポイント(実効金利の主要構成要素)、取引原価及びその割増額又は割引額を合せて、予想される将来の現金支払額の現在価値を当初認識時の純帳簿金額と正確に一致させる利率です。

6) 金融負債の除去

資産運用会社は同社の義務が履行、取消し又は満了した場合、金融負債を除去します。支払った代価と除去される金融負債の帳簿金額との差異は当期損益として認識しています。

(5) 従属企業、共同企業及び関係企業への投資

資産運用会社の財務書類は、企業会計基準書第1027号による個別財務書類で、支配企業、関係企業の投資者が投資資産を、被投資企業の報告された成果と純資産に基づかず、直接的な持分投資に基づく会計処理により表示した財務書類です。資産運用会社は従属企業、共同企業及び関係企業に対する投資資産の会計処理には原価法を選択しています。一方、従属企業、共同企業及び関係企業から受け取る配当金は、配当を受ける権利が確定した時点で当期損益として認識しています。

(6) 退職給付費用と解雇給付

確定拠出型退職給付制度の拠出金は、従業員がこの支払いを受ける資格を得る役務を提供した時に、費用として認識しています。

確定給付型退職給付制度の確定給付債務は、独立した保険計理法人により、予測単位積立方式を用いて毎報告期間末に保険数理的評価を行い計算しています。保険数理的損益と社外積立資産の収益(純確定給付負債(資産)の純利子に含まれる金額は除く)及び資産認識上限効果の変動により構成された純確定給付負債の再測定要素は、再測定要素が発生した期間にその他包括損益として認識し、財務状態表に即時反映しています。包括損益計算書で認識した再測定要素は、その他資本構成要素として即時認識し、後続期間に当期損益に再分類されません。過去勤務原価は制度が変更された期間に認識し、純利子は期首時点で純確定給付負債(資産)の割引率を用いて算出しています。確定給付原価の構成要素は、勤務原価(当期勤務原価と過去勤務原価及び精算による損益)と純利子費用(収益)及び再測定要素で構成されています。

資産運用会社は、勤務原価と純利子費用(収益)を当期損益として認識し、再測定要素をその他包括損益で認識しています。制度の縮小による損益は、過去の勤務原価として処理しています。

財務書類上、確定給付負債は確定給付制度の実際の過小積立額と超過積立額を表示しています。この計算で算出された超過積立額は、制度から還付を受けるか制度に納める未来の拠出金を減らす方式で、利用可能な経済的効益の現在価値を加算した金額の限度内で資産として認識しています。

解雇給付に係る負債は、資産運用会社が解雇給付の提案を撤回できなくなった日、または同社が解雇給付の支払いを伴うリストラに対する原価を認識した日のうち早期到来した日に認識しています。

従業員や第三者の裁量的拠出金は、制度に対するこうした拠出金が納付される時、勤務原価を減少させています。制度の公式的規約に従業員や第三者から拠出金があると特定する時、会計処理は次の通り、拠出金が役務サービスに関連しているかどうかによります。

万一、拠出金が役務サービスに関連していないなら（例を挙げれば、社外積立資産の損失や保険数理的損失から発生する過少積立額を減らすための拠出金）、拠出金は純確定給付負債（資産）の再測定に影響を及ぼします。

万一、拠出金が役務に連携していれば、拠出金は勤務原価を減少させます。勤務年数により決定される拠出金額の場合、資産運用会社は総給与に対し企業会計基準書第1019号段落70で要求する配分方法により勤務期間に拠出金を配分します。一方、勤務年数と独立した拠出金額の場合、こうした拠出金を関連役務サービスが提供される期間の勤務原価の減少として認識しています。

(7) 法人税

法人税費用は当期法人税と繰延法人税で構成されています。

1) 当期法人税

当期法人税負担額は当期の課税所得に基づいて算定します。他の課税期間に加算又は差引く損益項目及び非課税項目や損金不認定項目により、課税所得と包括損益計算書上の税引前損益には差異が生じます。当社の当期法人税に係る負債は、報告期間終了日までに制定又は実質的に制定された税率及び税法に基づいて計算されています。

2) 繰延法人税

繰延法人税は、財務書類上の資産・負債の帳簿金額と課税所得算出時に使用される税務基準額との差異である一時的差異について認識されます。繰延法人税負債は一般的に全ての加算すべき一時的差異について認識されます。繰延法人税資産は一般的に差引くべき一時的差異が用いる課税所得の発生可能性が高い場合に、全ての差引くべき一時的差異について認識されます。しかし、加算する一時的差異がのれん代を最初に認識する際に発生した場合、又は資産・負債が最初に認識される取引が事業結合取引ではなく、取引当時に会計利益と課税所得(税務上の欠損金)に影響を及ぼさない取引から発生する場合は、繰延法人税負債は認識しません。また、差引く一時的差異が資産・負債が最初に認識される取引が事業結合取引ではなく、取引当時に会計利益と課税所得(税務上の欠損金)に影響を及ぼさない取引から発生する場合は、繰延法人税資産は認識しません。

資産運用会社が一時的差異の消滅時点をコントロールできており、予測可能な将来の一時的差異が消滅しない可能性の高い場合を除いては、従属企業、関係企業に対する投資資産及びジョイントベンチャー投資持分に関する加算する一時的差異について、繰延法人税負債を認識しています。また、この投資資産及び投資持分に関する一時的差異により発生する繰延法人税資産は、一時的差異の恩恵を利用することができるため、十分な課税所得が発生する可能性が高く、一時的差異が予測可能な将来に消滅する可能性の高い場合のみ認識しています。

繰延法人税資産の帳簿金額は、報告期間末に検討し、繰延法人税資産の全て又は一部が回収でき十分な課税所得が発生する可能性がそれ以上高くない場合、繰延法人税資産の帳簿金額を減少させます。

繰延法人税資産・負債は、報告期間末まで制定されていたか実質的に制定された税率及び税法に基づいて、当該負債が決済されるか資産が実現される会計期間に適用されると予想される税率を用いて測定します。繰延法人税資産と繰延法人税負債を測定する際は、報告期間末現在に同社が関連資産と負債の帳簿金額を回収又は決済すると予想される方式による法人税効果を反映しました。

繰延法人税資産・負債は、資産運用会社が当期法人税資産と当期法人税負債を相殺しうる法的に執行可能な権利をもち、同一課税当局により賦課される法人税に関して課税対象企業が等しい場合、又は課税対象企業は異なるが当期法人税負債と資産を純額で決済する意図がある場合、又は重要な金額の繰延法人税負債が決済される場合、繰延法人税資産が回収される将来に各会計期間ごとに資産を実現すると同時に負債を決済する意図がある場合のみ相殺します。

3) 当期法人税と繰延法人税の認識

当期法人税と繰延法人税は、同一会計期間又は異なる会計期間において、その他包括損益や資本として直接認識される取引や事象又は事業結合により発生する場合を除き、収益や費用として認識し、当期損益に含めます。事業結合時の法人税効果は事業結合に対する会計処理に含まれ反映されます。

(8) 有形資産

有形資産は原価で測定しており、当初認識後に取得原価から減価償却累計額と減損損失累計額を差引いた金額を帳簿金額として表示しています。有形資産の原価は、当該資産の購入又は建設と直接的に関連をもって発生した支出で、経営陣が意図した方法での資産稼働に必要な場所と状態にするために直接関連する原価及び、資産を解体・除去する際又は敷地を原状回復する際にかかると最初に推定した原価を含んでいます。

後続原価は、資産から発生する将来の経済的効益が流入する可能性が高く、その原価を信頼しうる方法で測定できる場合に限り、資産の帳簿金額に含むか適切な場合は別途の資産として認識しており、代替された部分の帳簿金額は除去しています。一方、日常的修繕・維持に関して発生する原価は、発生時点で当期損益として認識しています。

有形資産は以下の個別資産別に推定される経済的耐用年数にわたり定額法で減価償却しています。

区 分	推定耐用年数
車輛運搬具	4年
電算備品	4年
備品	4年
賃貸借建物施設	4年

有形資産を構成する一部の原価が当該有形資産全体の原価に対して重要な場合、当該有形資産を減価償却する際、その部分を別途区分して減価償却しています。有形資産の減価償却方法、残存価値及び耐用年数は毎報告期間終了日に見直しており、これを変更することが適切と判断する場合、会計推定の変更として会計処理しています。

有形資産を処分する場合、又は使用や処分により将来の経済的効益が期待できない場合、当該有形資産の帳簿金額を財務状態表から除去しています。有形資産の除去によって発生する損益は、純売却金額と帳簿金額の差異で決定しており、当該有形資産が除去される時点で当期損益として認識しています。

(9) 無形資産

耐用年数に限りのある個別に取得した無形資産は、取得原価から償却累計額と減損損失累計額を差引いた金額で認識しており、推定耐用年数の間、定額法で償却費を計上しています。無形資産の耐用年数及び償却方法は毎報告期間終了日に見直しており、これを変更することが適切と判断する場合、会計推定の変更として会計処理しています。耐用年数に限りのない個別に取得した無形資産は、取得原価から減損損失累計額を差引いた金額で認識しています。

無形資産を処分する場合、又は使用や処分により将来の経済的効益が期待できない場合、当該無形資産の帳簿金額を財務状態表から除去しています。無形資産の除去によって発生する損益は、純売却金額と帳簿金額の差異で決定しており、当該無形資産が除去される時点で当期損益として認識しています。

(10) 有形・無形資産の減損

のれん代を除く有形・無形資産は、資産の減損を示す兆候の有無を毎報告期間終了日に検討しており、資産減損の兆候がみられる場合は、減損金額を決定するために、資産の回収可能額を推定しています。資産運用会社は個別の資産別に回収可能額を推定しており、個別資産の回収可能額が推定できない場合には、その資産が属する現金創出単位の回収可能額を推定しています。共同資産は合理的で一貫した配分基準により個別の現金創出単位に配分し、個別の現金創出単位に配分できない場合は、合理的で一貫した配分基準により配分できる最小の現金創出単位集団に配分しています。

耐用年数が限定されていない無形資産又はいまだ使用できない無形資産は、資産の減損を示す兆候に関係なく毎年減損検査を行っています。

回収可能額は個別資産又は現金創出単位の純公正価値と使用価値のうち大きい金額で測定し、資産(又は現金創出単位)の回収可能額が帳簿金額に満たない場合は、資産(又は現金創出単位)の帳簿金額を回収可能額に減らし、減少した金額は当期損益として認識しています。

過去の期間に認識した減損損失を戻入れる際は、個別資産(又は現金創出単位)の帳簿金額は、修正済回収可能額と、過去の期間に減損損失を認識しなかったなら現在記録されていたと思われる帳簿金額のうち、小さい金額と決めており、当該減損損失戻入れは即時に当期損益として認識しています。

(11) 外貨の換算

財務書類の作成にあたり、その企業の機能通貨以外の通貨(外貨)でなされた取引は、取引日の為替レートで記録しています。毎報告期間末に、貨幣性外貨項目は報告期間終了日の為替レートで再換算しています。

また、公正価値で測定する非貨幣性外貨項目は、公正価値が決定した日の為替レートで再換算しますが、歴史的な原価で測定される非貨幣性外貨項目は再換算しません。

貨幣性項目の為替差異は以下を除き発生した期間の当期損益として認識しています。

- 将来の生産に使用する目的で建設中の資産について、外貨借入金に対する利子費用調整とみなされる資産の原価に含まれる為替差異
- 特定外貨のリスクヘッジのための取引により発生する為替差異

(12) 引当負債

引当負債は、過去の事象に因る現在の義務(法的義務又は擬制義務)で、当該義務を履行する可能性が高く、その義務の履行に必要とする金額を信頼しうる方法で推定できる場合は、認識しています。引当負債と認識する金額は、関連した事象や状況に対する不可避なリスクと不確実性を勘案し、現在義務の履行に必要な支出についての各報告期間終了日現在における最善の推定値です。貨幣の時間価値効果が重要な場合、引当負債は義務を履行するための予想支出額の現在価値で評価しています。

割引率は負債固有のリスクと貨幣の時間価値に対する現行市場の評価を反映した税引き前利子率です。時間経過に伴う引当負債の増加は、発生時に金融原価として当期損益に認識しています。引当負債の決済に必要な支出額の一部又は全額を第三者が返済することが予想される場合、資産運用会社が義務を履行した場合に弁済を受けることがほぼ確実で、その金額を信頼しうる方法で測定できる場合は、当該弁済金額を資産として認識しています。

毎報告期間終了日ごとに引当負債の残額を検討し、報告期間末現在の最善の推定値を反映し調整しています。義務履行のために経済的効益が内在する資源が流出する可能性が今後高くない場合は、関連引当負債を戻入れています。

(13) 派生商品

為替リスクを管理するために通貨スワップ契約を締結しています。

派生商品は当初認識時に契約日の公正価値を測定しており、後続的に毎報告期間末の公正価値で再測定しています。派生商品をリスクヘッジ手段と指定したにもかかわらず、リスクヘッジに効果的でない場合、派生商品の公正価値変動による評価損益は即時当期損益として認識しています。派生商品をリスクヘッジ手段と指定し、リスクヘッジに効果的である場合は、当期損益の認識時点はリスクヘッジ関係の特性に左右されます。

公正価値が正(+)の値をもつ派生商品は金融資産として認識し、負(-)の値の派生商品は金融負債として認識しています。派生商品は派生商品の残余満期が12ヵ月を超えており、12ヵ月以内に実現または決済されないことが予想される場合は、非流動資産又は非流動負債に分類しています。その他派生商品は流動資産又は流動負債としています。

1) 組込派生商品

派生商品でない主契約に内在する組込派生商品は、組込派生商品の経済的特性及びリスクが主契約の経済的特性及びリスクと密接に関係しておらず、組込派生商品と同一の条件を有する別の金融商品等が派生商品の定義を満たし、合成契約の公正価値変動を短期損益として認識しない場合、別途の派生商品として会計処理しています。

組込派生商品と関連する合成契約の残余満期が12ヵ月を超え、12ヵ月以内に実現または決済されないことが予想される場合、組込派生商品は非流動資産又は非流動負債として表示しています。その他組込派生商品は流動資産又は流動負債として表示しています。

2) リスクヘッジ会計

派生商品、組込派生商品又はヘッジ対象リスクが外貨リスクの場合、非派生金融商品を公正価値リスクヘッジ、キャッシュフローリスクヘッジ又は海外事業所純投資リスクヘッジに関するリスクヘッジ手段に指定しています。確定契約の外貨リスクヘッジはキャッシュフローリスクヘッジとして会計処理しています。

リスクヘッジ開始時点でリスク管理目的、リスクヘッジ戦略及びリスクヘッジ手段とリスクヘッジ対象項目の関係を文書化しています。また、リスク回避のヘッジの開始時点と後続期間にリスクヘッジ手段がヘッジ対象リスクによるリスクヘッジ対象項目の公正価値又はキャッシュフローの変動を相殺する上で非常に効果的であるかどうかを文章化しています。

3) 公正価値リスクヘッジ

当社はリスクヘッジ手段として指定され、公正価値リスクヘッジ会計の適用要件を満たす派生商品の公正価値変動を即時当期損益として認識しており、ヘッジ対象リスクによるリスクヘッジ対象項目の公正価値変動も即時当期損益として認識しています。リスクヘッジ手段の公正価値変動とヘッジ対象リスクによるリスクヘッジ対象項目の公正価値変動は包括損益計算書上、リスクヘッジ対象項目に関連する項目として認識しています。

公正価値リスクヘッジ会計は、資産運用会社がリスクヘッジ関係の指定を撤回する際、リスクヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使される場合、又は公正価値リスクヘッジ会計の適用要件を満たさなくなった場合に中断されます。ヘッジ対象リスクによるリスクヘッジ対象項目の帳簿金額調整額はリスクヘッジ会計が中断した日から償却て当期損益に認識しています。

4) キャッシュフローリスクヘッジ

リスクヘッジ手段として指定されキャッシュフローリスクヘッジ会計の適用要件を満たす派生商品の公正価値変動分のうち、リスクヘッジに効果的な部分はその他包括損益として認識し、キャッシュフローリスクヘッジ積立金に累計しています。リスクヘッジに非効果的な部分と関連する損益は、当期損益として認識しており、包括損益計算書上「その他営業損益」項目として処理しています。以前にその他包括損益と認識し資本項目に累計したリスクヘッジ手段評価損益は、リスクヘッジ対象項目が当期損益に影響を及ぼす時に当期損益に再分類しており、再分類された金額は包括損益計算書上、リスクヘッジ対象項目に関連する項目として認識しています。

しかし、リスクヘッジ対象の予想取引により、その後の非金融資産や非金融負債を認識する場合、以前にその他包括損益として認識し資本項目に累計したリスクヘッジ手段評価損益は資本から除去し、非金融資産または非金融負債の当初原価に含めています。

キャッシュフローリスクヘッジ会計は、資産運用会社がリスクヘッジ関係の指定を撤回する場合、リスクヘッジ手段が消滅、売却、終了、行使される場合、又はキャッシュフローリスクヘッジ会計の適用要件を満たさなくなった場合に中断されます。キャッシュフローリスクヘッジ会計中断時点で、その他包括損益に認識し資本項目に累計したリスクヘッジ手段の評価損益は継続して資本として認識し、予想取引が究極的に当期損益に認識される時、当期損益に再分類しています。しかし、予想取引が今後発生しないと予想される場合は、資本として認識したリスクヘッジ手段の累積評価損益は即時当期損益に再分類しています。

5) 海外事業所純投資リスクヘッジ

資産運用会社は、海外事業所純投資リスクヘッジをキャッシュフローリスクヘッジと似た形で会計処理しています。リスクヘッジ手段の評価損益のうちリスクヘッジに効果的な部分はその他包括損益として認識し、外貨換算積立金に累計しています。リスクヘッジ手段の評価損益のうちリスクヘッジに非効果的な部分は即時当期損益として認識し包括損益計算書上の「その他営業損益」項目で処理しています。

リスクヘッジに効果的であるため、外貨換算積立金に累計されたリスクヘッジ手段の評価損益は海外事業所の処分時に当期損益として再分類しています。

(14) 公正価値

公正価値は、価格を直接観測できなければ、価値評価技法を用いて推定するかどうかに関係なく、測定日に市場参加者の間の正常取引で資産を売却し受取ったか負債を移転して支払うことになる価格です。資産や負債の公正価値を推定するうえで、資産運用会社は、市場参加者が測定日に資産や負債の価格を決定する際に考慮すべき資産や負債の特性を考慮します。

企業会計基準書第1102号「株式に基づく報酬」の適用範囲に含まれる株式に基づく報酬取引、企業会計基準書第1017号「リース」の適用範囲に含まれるリース取引、企業会計基準書第1002号「棚卸資産」の純実現可能価値及び企業会計基準書第1036号「資産の減損」の使用価値のように公正価値と一部類似しているが公正価値でない測定値を除いては測定又は開示目的上の公正価値は上記に説明した原則により決定されます。

また、財務報告目的上、公正価値測定に使用される投入変数の観測可能な程度と公正価値測定値全体に対する投入変数の有意性に基づき、次で説明する通り公正価値測定値をレベル1、2又は3に分類します。

- (レベル1)測定日に同一の資産や負債にアプローチ可能性な活性市場の(調整されていない)開示価格
- (レベル2)水準1の公示価格以外に資産や負債に対して直接的に又は間接的に観測可能な投入変数
- (レベル3)資産又は負債に対する測定可能でない投入変数

3. 重要な判断と推定不確実性の主要原則

注記2に記述した資産運用会社の会計方針を適用するにあたり経営陣は、別途資料から容易に識別できない資産と負債の帳簿金額に対する判断、推定及び仮定をする必要にせまられます。推定と関連する仮定は、過去の経験と関連性があるとみなす他の要因に基づいています。実際の結果は、この推定値と異なる可能性もあります。推定と基礎的な仮定は継続して検討されます。会計推定に対する修正は、その修正が当該期間にのみ影響を及ぼす場合、修正された期間に認識され、当期と将来の期間の全てに影響を及ぼす場合は修正された期間と将来の期間に認識されます。

(1) 推定不確実性の主要源泉

次期会計年度内に資産と負債の帳簿金額に重要な修正事項を引き起こしうる重要なリスク要素を持っている報告期間終了日現在の将来に関する主要仮定及びその他推定不確実性の主要源泉は次の通りです。

1) 確定給付型退職給付制度

資産運用会社は確定給付型退職給付制度を運営しています。確定給付債務は、毎報告期間終了日に保険数理的評価を行い計算され、この保険数理的評価方法を適用するためには、割引率、期待賃金上昇率、死亡率などの仮定を推定することが必要です。退職給付制度は長期にわたるため、こうした推定には重要な不確実性が含まれています。当期末現在の確定給付型退職給付債務は1,001,293千ウォン(前期末: 231,293千ウォン)であり、詳細事項は注記17に記述があります。

2) 金融商品の公正価値評価

注記31の記述の通り、資産運用会社は特定種類の金融商品の公正価値を推正するために観測可能な市場資料に基づかない投入変数を含む評価技法を用いています。経営陣は金融商品の公正価値決定に用いた評価技法と仮定が適切であると信じています。

3) 貸付金及び受取債権に対する貸倒引当金設定

貸付金及び受取債権に対する減損損失金額を算定するために、現在の対象債権の年齢、過去の貸倒歴、その他経済・産業環境の要因を考慮して貸倒発生額を推定しています。

4) 非金融資産の減損

当社は毎報告期間終了日にすべての非金融資産に対して減損の兆しがあるかどうかチェックします。耐用年数に限定のない無形資産に対しては毎年又は減損の兆しがある場合に減損検査を行います。その他非金融資産については、帳簿金額の回収が困難な兆候がみられる時、減損検査を行います。使用価値を計算するために経営者は該当資産や現金創出単位から発生する将来の期待キャッシュフローを推定して同将来の期待キャッシュフローの現在価値を計算するための適切な割引率を選択しなければなりません。

5) 繰延法人税

繰延法人税資産・負債の認識と測定は経営陣の判断を要します。特に、繰延法人税資産の認識可否と認識範囲は将来の状況に対する仮定と経営陣の判断によって影響を受けるようになります。

6) 企業所得還流税制

企業所得還流税制により2015年から3年間、投資、人件費増加及び配当額等の水準による追加的な税負担が発生する可能性があります。これにより経営陣は予想される投資、人権費増加及び配当額等の水準を考慮し、資産運用会社が負担するものと予想する法人税効果を測定しており、企業所得還流税制と関連したこうした測定には不確実性が存在します。

4. 投資信託財産の概要

当期末と前期末現在、資産運用会社が管理している投資信託財産の内容は次の通りです。

(単位：百万ウォン)

区 分			当期末(2015年12月末)		前期末(2014年12月末)	
			総設定元本	純資産価額	総設定元本	純資産価額
投資 信託	証券	株式	10,774,943	10,333,111	9,884,567	9,540,120
		混合株式	938,569	972,428	1,034,769	1,076,392
		混合債券	1,127,618	1,129,066	1,396,752	1,393,640
		債券	6,951,930	7,011,729	5,928,072	6,041,931
		小計	19,793,060	19,446,334	18,244,160	18,052,083
	短期金融(MMF)		7,115,921	7,161,818	5,948,998	6,001,790
	派生商品		6,966,046	6,708,984	6,203,137	6,131,047
	不動産		28,693	24,330	36,898	32,679
	再間接		14,847,391	14,968,516	12,750,174	13,023,540
	特別資産		633,474	637,824	75,240	76,153
投資一任資産			148,722,957	154,396,968	79,136,793	82,306,727
合計			198,107,542	203,344,774	122,395,400	125,624,019

5. カテゴリー別金融商品

(1) 当期末と前期末現在のカテゴリー別金融資産の内訳は次の通りです。

当期末(2015年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	当期損益認識 金融資産	貸付金及び 受取債権	リスクヘッジ 目的の派生商品	売却可能 金融資産	満期保有 金融資産	合 計
当期損益認識金融資産	58,284,790	-	-	-	-	58,284,790
売却可能金融資産	-	-	-	69,901,851	-	69,901,851
預置金	-	247,859,752	-	-	-	247,859,752
貸付金	-	3,872,668	-	-	-	3,872,668
未収収益	-	32,596,892	-	-	-	32,596,892
未収金	-	165,605	-	-	-	165,605
保証金	-	10,231,045	-	-	-	10,231,045
合 計	58,284,790	294,725,962	-	69,901,851	-	422,912,603

前期末(2014年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	当期損益認識 金融資産	貸付金及び 受取債権	リスクヘッジ 目的の派生商品	売却可能 金融資産	満期保有 金融資産	合 計
当期損益認識金融資産	20,093,801	-	-	-	-	20,093,801
売却可能金融資産	-	-	-	17,866,421	-	17,866,421
預置金	-	405,951,134	-	-	-	405,951,134
貸付金	-	3,464,050	-	-	-	3,464,050
未収収益	-	26,672,519	-	-	-	26,672,519
未収金	-	103,598	-	-	-	103,598
保証金	-	9,900,768	-	-	-	9,900,768
合 計	20,093,801	446,092,069	-	17,866,421	-	484,052,291

(2) 当期末と前期末現在のカテゴリー別金融負債の内訳は次の通りです。

当期末(2015年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	当期損益認識 金融負債	償却後原価測定 金融負債	リスクヘッジ 目的の派生商品	合 計
預かり負債	-	196,911,851	-	196,911,851
未払金	-	81,302	-	81,302
未払費用	-	19,982,333	-	19,982,333
合 計	-	216,975,486	-	216,975,486

前期末(2014年12月末)

(単位：千ウォン)

区 分	当期損益認識 金融負債	償却後原価測定 金融負債	リスクヘッジ 目的の派生商品	合 計
預かり負債	-	263,950,390	-	263,950,390
未払金	-	251,534	-	251,534
未払費用	-	15,523,906	-	15,523,906
合 計	-	279,725,830	-	279,725,830

(3) 当期末と前期末現在の金融資産の満期分析は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2015年12月末)			前 期 末 (2014年12月末)		
	1年未満	1年以上	合 計	1年未満	1年以上	合 計
当期損益認識金融資産	58,284,790	-	58,284,790	20,093,801	-	20,093,801
売却可能金融資産	-	69,901,851	69,901,851	-	17,866,421	17,866,421
預置金	247,859,752	-	247,859,752	405,951,134	-	405,951,134
貸付金	2,541,495	1,331,173	3,872,668	2,620,228	843,822	3,464,050
未収収益	32,596,892	-	32,596,892	26,672,519	-	26,672,519
未収金	165,605	-	165,605	103,598	-	103,598
保証金	9,710,463	520,582	10,231,045	537,340	9,363,428	9,900,768
合 計	351,158,997	71,753,606	422,912,603	455,978,620	28,073,671	484,052,291

6. 現金及び現金性資産

当期末と前期末現在の現金及び現金性資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2015年12月末)		前 期 末 (2014年12月末)
	金融機関	帳簿金額	帳簿金額
現 金	-	8,437	6,992
当座預金	韓国銀行	36,171	30,227
外貨預金	ウリィ銀行	107,784	-
MMDA	国民銀行他	7,230,499	15,456,734
合 計		7,382,891	15,493,953

7. 当期損益認識金融資産

(1) 当期末現在の当期損益認識金融資産の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
短期売買目的金融資産		
投資信託証券	58,284,790	20,093,801
派生商品資産	-	-
合 計	58,284,790	20,093,801

(2) 当期末現在の派生商品資産の内訳は次の通りです。

(ウォン単位：千ウォン)

区 分	金融機関	契約日	満期日	受取る金額	支払う金額
通貨スワップ	ウリィ銀行	2015-12-29	2016-12-29	10,538,117	USD 9,000,100

8. 売却可能金融資産

当期末と前期末現在の売却可能金融資産の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
持分証券		
出資金(*1)	3,548,500	1,299,000
投資信託証券(*2)	66,353,351	16,567,421
合 計	69,901,851	17,866,421

(*1)公正価額を信頼性のある方法で測定できないため取得原価で評価しており、当期中に減損損失550百万ウォンを認識しました。

(*2)当期中にサムスングローバルオールアセット証券ベビーファンドHの持分を追加取得し、売却可能金融資産から従属企業投資株式に再分類しました（注釈10参照）。

9. 貸付金及び受取債権

(1) 当期末と前期末現在の貸付金及び受取債権の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 末 (2015年12月末)	前 期 末 (2014年12月末)
預置金	247,859,752	405,951,134
貸付金	3,915,590	3,506,972
貸倒引当金	(42,922)	(42,922)
(純額)：貸付金	3,872,668	3,464,050
未収収益	32,596,892	26,672,519
未収金	560,457	498,450
貸倒引当金	(394,852)	(394,852)
(純額)：未収金	165,605	103,598
保証金	10,476,845	10,478,575
現在価値割引差金	(245,800)	(577,807)
(純額)：保証金	10,231,045	9,900,768
合 計	294,725,962	446,092,069

(2) 当期と前期の貸付金と受取債権の貸倒引当金の変動内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期		前 期	
	貸付金	未収金	貸付金	未収金
期 首	42,922	394,852	42,922	-
減損損失	-	-	-	394,852
期 末	42,922	394,852	42,922	394,852

(3) 当期末と前期末現在の預置金の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	金融機関	利子率(%)	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)	使用制限内容
投資者預託金別途預置金	韓国証券金融	1.47	196,859,752	263,948,134	資本市場と金融投資業に関する法律第74条により韓国証券金融に預置
定期預金積立金	新韓銀行他	1.58～2.20	51,000,000	142,000,000	
特定預金	新韓銀行	-	-	3,000	当座開設保証金
合 計			247,859,752	405,951,134	

10. 従属企業

(1) 当期末と前期末現在の従属企業の詳細内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

従属企業名	主要営業活動	所在地	資産運用会社が所有する 持株比率と議決権比率(%)		帳簿金額	
			当期末	前期末	当期末	前期末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	信託運用業務	香港	100.00	100.00	4,216,655	4,216,655
Samsung Asset Management (New York), Inc.	信託運用業務	米国	100.00	-	19,708,780	-
Samsung Asset Management (London), Ltd.	信託運用業務	英国	100.00	-	26,819,495	-
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	信託運用業務	ケイマン	100.00	-	5,974,985	-
Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company)	受益証券運用	ケイマン	100.00	-	10,514,817	-
サムスングローバルオールアセット証券ベ ビーファンドH (*1)	受益証券運用	大韓民国	30.14	-	1,023,218	-
サムスングローバルオールアセット証券マ ザーファンドH (*2)	受益証券運用	大韓民国	-	-	-	-
合 計					68,257,950	4,216,655

(*1) 当期中に持分を追加取得して売却可能金融資産から従属企業投資株式に再分類しました。一方、持分比率は50%であるが変動利益へのエクスポージャーと他の当事者が保有する権利を考慮し、事実上ファンドを支配しているものと判断しています。

(*2) 支配企業の直接持分はないものの従属企業を通じて間接的に支配力を行使できるため、連結対象に含めました。

(2) 当期中、新たに連結対象従属企業に含まれた企業は次の通りです。

従属企業名	事由
Samsung Asset Management (New York), Inc.	新規取得による支配力獲得
Samsung Asset Management (London), Ltd.	新規取得による支配力獲得
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	新規設立
Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company)	新規設立
サムスングローバルオールアセット証券ベビーファンドH	追加取得による支配力獲得
サムスングローバルオールアセット証券マザーファンドH	支配企業の直接持分はないが、従属企業を通じ間接的に支配力を行使できるため連結対象に含める

(3) 当期と前期の従属企業投資の変動内訳は次の通りです。

当期(2015年12月期)

(単位:千ウォン)

従属企業名	期 首	取 得	振 替	期 末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	4,216,655	-	-	4,216,655
Samsung Asset Management (New York), Inc.	-	19,708,780	-	19,708,780
Samsung Asset Management (London), Ltd.	-	26,819,495	-	26,819,495
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	-	5,974,985	-	5,974,985
Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company)	-	10,514,817	-	10,514,817
サムスングローバルオールアセット証券ベビーファ ンドH	-	13,734	1,009,484	1,023,218
合 計	4,216,655	63,031,811	1,009,484	68,257,950

前期(2014年12月期)

(単位:千ウォン)

従属企業名	期 首	取 得	処 分	減損損失	期 末
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	5,290,072	-	-	(1,073,416)	4,216,656
Samsung Asset Management (Singapore) Pte Ltd.	23,159	(23,159)	-	-	-
サムスンHクラブトータルリター ン専門私募投資信託第1号	15,000,000	-	(15,000,000)	-	-
合 計	20,313,231	(23,159)	(15,000,000)	(1,073,416)	4,216,656

(4) 当期末と前期末現在の従属企業の要約財務状況は次の通りです。

当期(2015年12月末)

(単位:千ウォン)

従属企業名	資 産	負 債	資 本
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	4,058,092	539,564	3,518,528
Samsung Asset Management (New York), Inc.	21,688,533	854,042	20,834,491
Samsung Asset Management (London), Ltd.	27,314,777	570,338	26,744,439
Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	5,842,717	-	5,842,717
Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company)	21,096,117	-	21,096,117
サムスングローバルオールアセット証券ベビー ファンドH (*1)	3,272,613	792,462	2,480,151

(*1) 被投資会社と被投資会社が保有する従属企業の連結基準財務情報です。

前期末(2014年12月末)

(単位:千ウォン)

従属企業名	資 産	負 債	資 本
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	4,408,257	191,601	4,216,656

(5) 当期と前期中の従属企業の要約経営成果は次の通りです。

当期(2015年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	営業収益	営業損益	当期純損益	その他包括損益	総包括損益
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	8,713,325	(954,291)	(946,993)	248,866	(698,127)
Samsung Asset Management (New York), Inc.	4,621,533	416,115	208,057	1,278,209	1,486,267
Samsung Asset Management (London), Ltd.	3,859,877	365,800	365,800	387,639	753,439
Samsung Private Equity Manager 1 Co., Ltd. (A Cayman Islands Exempted Company)	-	(8,000)	(8,000)	(124,269)	(132,269)
Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company)	-	-	-	66,600	66,600
サムスングローバルオールアセット証券ベビー ファンドH (*1)	163,300	(43,248)	(43,248)	-	(43,248)

(*1) 被投資会社と被投資会社が保有する従属企業の連結基準財務情報です。

前期(2014年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	営業収益	営業損益	当期純損益	その他包括損益	総包括損益
Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	5,608,922	(648,944)	250	166,941	167,191
Samsung Asset Management (Singapore) Pte Ltd. (*1)	-	(17,572)	(17,572)	-	(17,572)

(*1) 前期中に清算手続きが完了し連結対象から除かれました。

11. 有形資産

(1) 当期末と前期末現在の有形資産の内訳は次の通りです。

当期末(2015年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	車輛運搬具	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
取得原価	339,183	2,927,234	1,904,828	3,675,160	571,186	9,417,591
減価償却累計額	(326,320)	(2,339,425)	(1,805,269)	(3,629,413)	(571,186)	(8,671,613)
純帳簿金額	12,863	587,809	99,559	45,747	-	745,978

前期末(2014年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	車輛運搬具	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
取得原価	339,183	3,378,921	1,857,678	3,675,160	571,186	9,822,128
減価償却累計額	(274,839)	(2,521,808)	(1,622,699)	(2,897,740)	(475,988)	(7,793,074)
純帳簿金額	64,344	857,113	234,979	777,420	95,198	2,029,054

(2) 当期と前期の有形資産の増減内訳は次の通りです。

当期(2015年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	車輛運搬具	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
期首価額	64,343	857,114	234,979	777,419	95,198	2,029,053
取得	-	175,626	47,150	-	-	222,776
処分	-	-	-	-	-	-
償却	(51,480)	(444,931)	(182,570)	(731,672)	(95,198)	(1,505,851)
当期末残額	12,863	587,809	99,559	45,747	-	745,978

前期(2014年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	車輛運搬具	電算備品	備 品	賃借建物施設	原状回復引当 負債関連資産	合 計
期首価額	191,569	1,122,637	451,767	1,667,995	237,994	3,671,962
取得	-	203,654	43,290	34,981	-	281,925
処分	(29,962)	-	(21,962)	(11,451)	-	(63,375)
償却	(97,263)	(469,178)	(238,116)	(914,105)	(142,796)	(1,861,458)
前期末残額	64,344	857,113	234,979	777,420	95,198	2,029,054

(3) 資産運用会社は電算備品等について付保金額9,337,699千ウォンのPACKAGE保険(火災・財産総合・一般賠償)に加入しており、その他にも車輛について自動車総合保険、役員について役員賠償責任保険等に参加しています。

12. 無形資産

(1) 当期末と前期末現在の無形資産の内訳は次の通りです。

当期末(2015年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
取得価額	10,976,388	7,778,023	925,119	19,679,530
減損損失累計額	(4,168,841)	-	-	(4,168,841)
償却累計額	-	(2,823,828)	-	(2,823,828)
純帳簿金額	6,807,547	4,954,195	925,119	12,686,861

前期末(2014年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
取得価額	10,655,318	5,625,630	1,741,390	18,022,338
減損損失累計額	(3,433,341)	-	-	(3,433,341)
減価償却累計額	-	(2,047,385)	-	(2,047,385)
純帳簿金額	7,221,977	3,578,245	1,741,390	12,541,612

(2) 当期と前期の無形資産の変動内訳は次の通りです。

当期(2015年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
期首	7,221,977	3,578,245	1,741,390	12,541,612
取得	25,570	969,280	1,023,569	2,018,419
処分	(10,000)	-	-	(10,000)
償却	-	(1,433,170)	-	(1,433,170)
減損損失	(430,000)	-	-	(430,000)
振替	-	1,839,840	(1,839,840)	-
期末	6,807,547	4,954,195	925,119	12,686,861

前期(2014年12月期)

(単位:千ウォン)

科 目	会員権	その他無形資産	建設中の資産	合 計
期首	9,926,537	3,597,229	1,563,828	15,087,594
取得	922,000	952,761	216,007	2,090,768
処分	(1,226,400)	-	-	(1,226,400)
償却	-	(1,010,190)	-	(1,010,190)
減損損失	(2,400,160)	-	-	(2,400,160)
振替	-	38,445	(38,445)	-
期末	7,221,977	3,578,245	1,741,390	12,541,612

(3) 当期末の非限定耐用年数の無形資産の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	金 額
ゴルフ会員権	10,338,513
スポーツ会員権	506,357
その他施設会員権	131,518
減損損失累計額	(4,168,841)
合 計	6,807,547

13. その他資産

当期末と前期末現在のその他資産の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
前払費用	1,635,758	1,437,283
その他	2,500	2,500
合 計	1,638,258	1,439,783

14. 預かり負債

当期末と前期末現在の預かり負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
投資信託証券投資者預かり金	196,859,752	263,948,134
その他預かり金	52,099	2,256
合 計	196,911,851	263,950,390

15. その他金融負債

当期末と前期末現在のその他金融負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
未払金	81,302	251,534
未払費用	19,982,333	15,523,906
合 計	20,063,635	15,775,440

16. 引当負債

(1) 当期末と前期末現在の引当負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
原状回復引当負債	687,446	656,399

(2) 当期と前期の原状回復引当負債の変動内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

勘定科目	当 期 (2015年12月期)	前 期 (2014年12月期)
期首	656,399	628,889
繰入	31,047	27,510
期末	687,446	656,399

17. 退職給付制度

(1) 確定拠出型制度

資産運用会社は資格を持つ全ての従業員のために確定拠出型退職給付制度を運営しています。社外積立資産は受託者の管理の下、基金形態で資産運用会社の資産とは独立して運用されています。従業員が確定拠出型の受取条件を満たす前に退社する場合、資産運用会社が支払うべき拠出金は喪失される拠出金の分が減少します。

包括損益計算書で認識した総費用987,177千ウォン(前期:866,032千ウォン)は退職給付制度で定められている比率で資産運用会社が退職給付制度に納付した拠出金を意味します。当期末現在、2015年報告期間に該当する70,340千ウォン(前期:60,498千ウォン)は未払いのままで、同金額は当期末以降に支払われました。

(2) 確定給付型制度

資産運用会社は資格要件を持つ従業員のために確定給付型退職給付制度を運営しています。この制度では従業員は退職時に勤務した期間のうち最後の3か月間の平均給与を適用した一括給付金を受取っています。また、資産運用会社はこの制度により投資リスク、利息リスク、賃金リスク等にさらされています。

直近の確定給付債務の保険数理的評価は、サムスン生命保険株式会社が2016年1月に行いました。確定給付債務の現在価値、関連当期勤務原価と過去の勤務原価は予測単位積立方式で測定しました。

1) 当期末と前期末現在、保険数理的評価のために使用した主要推定内容は次の通りです。

(単位: %)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
割引率	2.60	3.75
期待賃金上昇率	4.76	4.89

2) 当期末と前期末現在、確定給付型退職給付制度に係り資産運用会社の義務により発生する財務状態表上の構成項目は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
基金が積立てられている制度で発生した確定給付債務の現在価値	8,133,915	6,825,307
社外積立資産の公正価値	(7,132,622)	(6,594,014)
純確定給付負債	1,001,293	231,293

3) 当期と前期の純確定給付負債(資産)の変動内訳は次の通りです。

当期(2015年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	確定給付債務 現在価値	社外積立資産	合計
期首	6,825,307	(6,594,014)	231,293
当期損益と認識される金額			
当期勤務原価	1,401,025	-	1,401,025
利子費用(利子収益)	223,475	(223,219)	256
小 計	1,624,500	(223,219)	1,401,281
その他包括損益として認識される再測定要素			
社外積立資産の収益(上記の利子に含む金額は除く)	380,719	148,509	529,228
人口統計的仮定の変更により生じる保険数理的損益	22	-	22
財務的仮定の変更により発生する保険数理的損益	(137,183)	-	(137,183)
経験調整により発生した保険数理的損益	366,058	-	366,058
小 計	609,616	148,509	758,125
拠出金			
企業が納付した拠出金	-	(1,300,000)	(1,300,000)
制度で支払った金額			
支払額	(439,860)	436,078	(3,782)
DC型転換	(485,648)	400,024	(85,624)
期末	8,133,915	(7,132,622)	1,001,293

前期(2014年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	確定給与債務 現在価値	社外積立資産	合計
期首	7,193,538	(6,095,497)	1,098,041
当期損益と認識される金額			
当期勤務原価	1,175,190	-	1,175,190
利子費用(利子収益)	264,792	(244,424)	20,368
小 計	1,439,982	(244,424)	1,195,558
その他包括損益として認識される再測定要素			
社外積立資産の収益(上記の利子に含む金額は除く)	-	123,776	123,776
財務的仮定の変更により発生する保険数理的損益	100,198	-	100,198
経験調整により発生した保険数理的損益	(35,318)	-	(35,318)
小 計	64,880	123,776	188,656
拠出金			
企業が納付した拠出金	-	(2,134,050)	(2,134,050)
制度で支払った金額			
支払額	(683,312)	680,212	(3,100)
系列会社からの転出入に対する効果	(863,388)	804,945	(58,443)
DC型転換	(326,393)	271,024	(55,369)
期末	6,825,307	(6,594,014)	231,293

当期損益と認識した金額は包括損益計算書の従業員給付に含まれており、全額販売費及び管理費に含まれています。

4) 当期末と前期末現在の社外積立資産の公正価値の構成要素は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
現金及び現金同等物	3,906,774	6,097,467
ファンド(間接投資商品)	3,224,366	495,065
国民年金転換金	1,482	1,482
合 計	7,132,622	6,594,014

社外積立資産についての投資戦略と方針はリスク削減と収益をバランス良く追求しています。負債に関連する資産の変動性を最小限にと抑える目的は、基本的に資産の分散投資、部分的な資産負債対応戦略、更にヘッジにより行われています。負債に関連する資産の変動性を全体的により減らし(リスク調整)目標収益を達成するために多種の資産に幅広く分散投資しています。固定的収益を得るための資産配分は債券と似ており、満期までの期間が長い特性のある年金負債で部分的に対応します。

当期の社外積立資産の実際の収益は74,710千ウォン(前期:120,648千ウォン)です。

5) 報告期間末現在、他の全ての仮定が同じで、留意的な保険数理的仮定が発生可能な合理的な範囲内で変動する場合、確定給付債務に及ぼす影響は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	増 加	減 少
割引率の1%変動	(322,013)	354,432
賃金上昇率の1%変動	342,268	(317,700)

各保険数理的仮定の間に相関関係があり仮定の変動は独立して起こることはないので、上記の敏感度分析は確定給付債務の実際の変動を表すものではありません。また、上記の敏感度分析における確定給付債務の現在価値は、財務状態表上の確定給付債務を測定する際に適用した予測単位積立方式を使用して測定しました。

6) 資産運用会社は確定給付型制度に係る次期納付額を800,000千ウォンと予想しています。

18. その他負債

当期末と前期末現在のその他負債の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
諸税金預かり金	654,016	598,222

19. 偶発負債と約定事項

(1) 当期末現在、資産運用会社はソウル保証保険株式会社から年金基金投資枠の主幹運用会社の選定と産業災害補償保険及び予防基金の主幹運用会社の選定に関連した契約保証金、国公債型資金委託運用会社の選定に対する入札保証金につき、履行保証等で6,216百万ウォンの支払保証の提供を受けています。

(2) 資産運用会社は、現在の役員に対して今後3年間の経営業績によって成果報酬を支払う長期成果インセンティブを付与しました。今後支払いが予想される金額を期間経過により費用計上し、支払予想時期により未払費用に計上しました。

20. 資本金等

(1) 当期末と前期末現在の資本金の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2015年12月末)	前 期 末 (2014年12月末)
発行する株式の総数	48,000,000株	48,000,000株
1株の金額	5,000ウォン	5,000ウォン
発行済株式数	18,686,000株	18,686,000株
普通株資本金	93,430,000	93,430,000

(2) 当期末と前期末現在のその他不組入資本の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2015年12月末)	前 期 末 (2014年12月末)
株式発行プレミアム	38,432	38,432
自己株式処分利益	12,656	-
自己株式	-	(31,464)
合 計	51,088	6,968

(3) 当期末と前期末現在のその他資本構成要素の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2015年12月末)	前 期 末 (2014年12月末)
売却可能金融資産評価利益	209,987	533,850
売却可能金融資産評価損失	(256,442)	(866)
確定給付負債の再測定要素	(2,819,347)	(2,244,688)
合 計	(2,865,802)	(1,711,704)

21. 利益剰余金

(1) 当期末と前期末現在の利益剰余金の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (205年12月末)	前 期 末 (2014年12月末)
法定積立金(*1)	19,904,960	19,904,960
任意積立金	123,490,000	82,690,000
貸倒準備金(*2)	151,201	145,265
未処分利益剰余金	50,121,537	40,862,862
合 計	193,667,698	143,603,087

(*1) 韓国商法上、資産運用会社は資本金の50%に達するまで毎決算期に金銭による利益配当額の10%以上を利益準備金として積立てよう定められており、この利益準備金は現金で配当してはならず、株主総会の決議により繰越欠損金の補てんと資本金組入にのみ使用できます。

(*2) 資産運用会社は韓国採択国際会計基準を適用する金融投資会社であり、金融投資業規程第3条第8項により、韓国採択国際会計基準の貸倒引当金積立額が韓国金融監督院の基準である健全性分類上の貸倒引当金額に満たないため、その差異を貸倒準備金として積み立てています。

(2) 当期末と前期末現在の貸倒準備金の残額は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2015年12月末)	前 期 末 (2014年12月末)
貸倒準備金既存積立額	151,201	145,265
貸倒準備金積立予定額	31,975	5,936
貸倒準備金(予定)残額	183,176	151,201

(3) 当期と前期の貸倒準備金繰入額及び貸倒準備金反映後の調整利益等は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2015年12月期)	前 期 (2014年12月期)
当期純利益	50,064,611	40,851,926
貸倒準備金積立予定額	(31,975)	(5,936)
貸倒準備金反映後の純利益	50,032,636	40,845,990
反映後の一株当たり純利益	2,678ウォン	2,186ウォン

(4) 当期と前期の利益剰余金の処分(案)は次の通りです。

利益剰余金処分計算書

第18(当)期 2015年1月1日から
2015年12月31日まで
処分予定日 2016年3月11日

第17(前)期 2014年1月1日から
2014年12月31日まで
処分確定日 2015年3月13日

サムスン資産運用株式会社

(単位：千ウォン)

科 目	第18(当)期		第17(前)期	
. 未処分利益剰余金		50,121,537		40,862,862
1. 前期繰越未処分利益剰余金	56,926		10,936	
2. 当期純利益	50,064,611		40,851,926	
. 利益剰余金処分額		50,031,975		40,805,936
1. 任意積立金	50,000,000		40,800,000	
2. 貸倒準備金	31,975		5,936	
. 次期繰越未処分利益剰余金		89,562		56,926

22. 営業収益

当期と前期の継続営業により発生した主な営業収益の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2015年12月期)	前 期 (2014年12月期)
手数料収益		
資産管理手数料	46,906,233	27,070,562
ファンド運用報酬	109,968,156	103,009,211
その他手数料	60,726	26,685
小 計	156,935,115	130,106,458
有価証券評価及び処分利益		
当期損益認識金融資産評価利益	690,989	93,801
当期損益認識金融資産処分利益	58,200	-
売却可能金融資産処分利益	9,484	-
小 計	758,673	93,801
利子収益		
現金及び現金性資産の利子収益	341,511	211,586
貸付金及び受取債権の利子	4,939,097	7,244,958
小 計	5,280,608	7,456,544
外国為替取引利益		
外国為替差益	200,252	59,646
外貨換算利益	436	2,342
小 計	200,688	61,988
配当金収益	1,218,781	-
合 計	164,393,865	137,718,791

23. 営業費用

当期及び前期の継続営業により発生した主な営業費用の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2015年12月期)	前 期 (2014年12月期)
手数料費用		
投資諮問手数料	1,328,704	1,028,064
運用委託手数料	14,577,907	8,494,186
送金手数料	11,938	11,490
その他手数料	1,139,734	1,025,575
小 計	17,058,283	10,559,315
有価証券評価及び処分損失		
売却可能金融資産減損損失	550,000	-
利子費用		
顧客預かり金利用料	2,078,354	2,330,583
外国為替取引損失		
外国為替差損	269,745	117,129
外貨換算損失	46,850	29,990
小 計	316,595	147,119
その他費用	31,047	27,510
合 計	20,034,279	13,064,527

24. 販売費及び一般管理費

当期と前期の販売費及び一般管理費の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期(2015年12月期)	前 期(2014年12月期)
販売費		
広告宣伝費	3,472,125	3,637,079
販売付帯費	2,274,806	2,466,948
公告費	880	1,826
印刷費	9,026	13,793
合 計	5,756,837	6,119,646
一般管理費		
給与	35,581,157	29,526,578
退職給付	2,388,458	2,061,590
福利厚生費	5,530,574	5,571,312
減価償却費	1,505,851	1,861,458
無形資産償却費	1,433,170	1,010,190
電算運用費	4,518,665	4,347,537
賃借料	5,072,802	4,906,293
支払手数料	1,186,306	682,580
接待費	1,208,050	1,490,616
調査研究費	3,156,848	2,417,859
研修費	766,119	632,931
税金及び公課金	1,376,552	1,151,506
旅費交通費	1,009,288	663,411
保険料	1,005,158	898,562
用役費	2,395,863	1,995,184
その他	1,789,997	1,433,134
合 計	69,924,858	60,650,741

25. 営業外収益及び営業外費用

当期と前期の営業外収益及び営業外費用の内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 (2015年12月期)	前 期 (2014年12月期)
営業外収益		
有形資産処分利益	500	51,797
雑収入	8,824	17,893
合 計	9,324	69,690
営業外費用		
その他貸倒償却費	-	394,852
有形資産処分損失	-	2,168
無形資産減損損失	430,000	2,400,160
無形資産処分損失	-	26,400
寄付金	271,657	86,000
雑損失	1,198	2
合 計	702,855	2,909,582

[次へ](#)

26. 金融資産のカテゴリー別損益

当期と前期の金融資産のカテゴリー別純損益の内容は次の通りです。

当期(2015年
12月期)

(単位:千ウォン)

12月期)

区 分		収 益					費 用				純損益
		有価証券 評価 及び 処分 利益	利子収入	外 貨 換 算 利 益	配当金収 益	合計	有価証券 評価及び 処分損失	利子費用	外貨換算 損失	合計	
金融 資産	現金性資産	-	341,511	-	-	341,511	-	-	-	-	341,511
	当期損益 認識金融 資産	749,189	-	-	-	749,189	-	-	-	-	749,189
	貸付金及 び受取債 権	-	4,939,097	436	-	4,939,533	-	-	-	-	4,939,533
	売却可能 金融資産	9,484	-	-	1,205,047	1,214,531	(550,000)	-	-	(550,000)	664,531
	小 計	758,673	5,280,608	436	1,205,047	7,244,764	(550,000)	-	-	(550,000)	6,694,764
金融 負債	預かり負 債	-	-	-	-	-	(2,078,354)	-	(2,078,354)	(2,078,354)	(2,078,354)
	その他金 融負債	-	-	-	-	-	-	(46,850)	(46,850)	(46,850)	(46,850)
	小 計	-	-	-	-	-	(2,078,354)	(46,850)	(2,125,204)	(2,125,204)	(2,125,204)
合 計		758,673	5,280,608	436	1,205,047	7,244,764	(550,000)	(2,078,354)	(46,850)	(2,675,204)	4,569,560

前期(2014年12月
期)

(単位:千ウォン)

区 分		収 益				費 用			純損益
		有価証券 評価及び 処分利益	利子収入	外貨換算 利益	合計	利子費用	外貨換算損 失	合計	
金融 資産	現金性資産	-	211,586	-	211,586	-	-	-	211,586
	当期損益認識 金融資産	93,801	-	-	93,801	-	-	-	93,801
	貸付金及び受 取債権	-	7,244,958	1,220	7,246,178	-	-	-	7,246,178
	小 計	93,801	7,456,544	1,220	7,551,565	-	-	-	7,551,565
金融 負債	預かり負債	-	-	-	-	(2,330,583)	-	(2,330,583)	(2,330,583)
	その他金融負 債	-	-	1,122	1,122	-	(29,990)	(29,990)	(28,868)
	小 計	-	-	1,122	1,122	(2,330,583)	(29,990)	(2,360,573)	(2,359,451)
合 計		93,801	7,456,543	2,342	7,552,686	(2,330,583)	(29,990)	(2,360,573)	5,192,114

[前へ](#)

[次へ](#)

27. 法人税費用

(1) 当期と前期の法人税費用の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2015年12月期)	前期(2014年12月期)
当期法人税負担額	17,201,354	10,922,540
過去期間の当期法人税につき当期に認識した調整額	784,385	165,114
一時的差異による繰延法人税変動額	(430,408)	2,560,069
その他包括損益に反映した法人税	364,418	(124,506)
売却可能金融資産評価利益	103,397	(170,437)
売却可能金融資産評価損失	81,596	276
確定給付制度の再測定要素	183,466	45,655
自己株式処分利益	(4,041)	-
法人税費用	17,919,749	13,523,217

(2) 当期と前期の法人税費用差引前純利益と法人税費用の関係は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2015年12月期)	前期(2014年12月期)
法人税費用差引前純利益	67,984,360	54,375,143
適用税率による税負担額	15,990,215	12,696,785
調整事項		
非課税収益及び非控除費用	541,600	575,884
繰延法人税未認識分	-	335,794
その他(税率差異等)	(401,651)	(250,360)
小 計	139,949	661,318
過去期間の当期法人税につき当期に認識した調整額	784,385	165,114
未還流所得に対する当期法人税費用	1,005,200	-
法人税費用	17,919,749	13,523,217
有効税率	26.36%	24.87%

(3) 当期と前期の一時的差異及び繰延法人税資産(負債)の増減内訳は次の通りです。

当期(2015年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	差引く(加算する)一時的差異			繰延法人税資産(負債)	
	期首残高	増減	期末残高	期首残高	期末残高
一時的差異に対する繰延法人税					
確定給付負債	3,069,872	1,951,638	5,021,510	742,909	1,215,206
社外積立資産	(3,069,872)	(1,951,638)	(5,021,510)	(742,909)	(1,215,206)
未払費用	3,220,297	616,172	3,836,469	779,312	928,425
従属企業投資	5,165,177	-	5,165,177	-	-
無形資産	3,433,341	306,219	3,739,560	830,869	904,974
原状回復引当負債	561,201	126,245	687,446	135,811	166,362
前払費用	32,385	(15,368)	17,017	7,837	4,118
貸倒引当金	22,436	147,596	170,032	5,430	41,148
減価償却費	2,026	(1,868)	158	490	38
売却可能金融資産評価利益	(704,287)	765,573	61,286	(170,437)	14,831
売却可能金融資産評価損失	1,142	(1,142)	-	276	-
売却可能金融資産減損損失	-	550,000	550,000	-	133,100
当期損益認識金融資産	-	(690,989)	(690,989)	-	(167,219)
有形資産	-	(23,888)	(23,888)	-	(5,781)
合 計	11,733,718	1,778,550	13,512,268	1,589,588	2,019,996

前期(2014年12月期)

(単位:千ウォン)

区 分	差引く(加算する)一時的差異			繰延法人税資産(負債)	
	期首残高	増減	期末残高	期首残高	期末残高
一時的差異に対する繰延法人税					
確定給付負債	3,063,785	6,087	3,069,872	741,436	742,909
社外積立資産	(3,063,785)	(6,087)	(3,069,872)	(741,436)	(742,909)
未払費用	5,872,791	(2,652,494)	3,220,297	1,421,215	779,312
従属企業投資	13,999,246	(8,834,069)	5,165,177	2,397,611	-
無形資産	1,033,181	2,400,160	3,433,341	250,030	830,868
原状回復引当負債	390,894	170,307	561,201	94,596	135,811
前払費用	35,944	(3,559)	32,385	8,699	7,837
貸倒引当金	(94,979)	117,415	22,436	(22,985)	5,429
減価償却費	2,026	-	2,026	491	491
売却可能金融資産評価利益	-	(704,287)	(704,287)	-	(170,437)
売却可能金融資産評価損失	-	1,142	1,142	-	276
合 計	21,239,103	(9,505,385)	11,733,718	4,149,657	1,589,587

繰延法人税資産の将来の実現可能性は、一時的差異が実現する期間に課税所得を創出できる資産運用会社の能力、経済環境や産業全般の展望など多様な要素を考慮して評価します。同社は、周期的に同事項を検討しています。

(4) 当期末と前期末現在、繰延法人税資産として認識せず差引くべき一時的差異の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当 期 末 (2015年12月末)	前 期 末 (2014年12月末)
従属企業投資	5,165,177	5,165,177

(5) 当期と前期において資本に直接加減した繰延法人税の内訳は次の通りです。

(当期)

(単位:千ウォン)

区 分	税引前金額	法人税効果	税引後金額
売却可能金融資産評価利益	(427,259)	103,397	(323,862)
売却可能金融資産評価損失	(337,173)	81,596	(255,577)
確定給付負債再測定要素	(758,125)	183,466	(574,659)
自己株式処分利益	16,697	(4,041)	12,656
合 計	(1,505,860)	364,418	(1,141,442)

(前期)

(単位:千ウォン)

区 分	税引前金額	法人税効果	税引後金額
売却可能金融資産評価利益	704,287	(170,437)	533,850
売却可能金融資産評価損失	(1,142)	276	(866)
確定給付負債再測定要素	(188,656)	45,655	(143,001)
合 計	514,489	(124,506)	389,983

28. 特殊関係者

(1) 当期末現在の資産運用会社の特殊関係者の現状は次の通りです。

区 分	特殊関係者の名称
支配企業	サムスン生命保険㈱(*1)
従属企業	Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd. Samsung Asset Management (New York), Inc. Samsung Asset Management (London), Ltd. Samsung Private Equity Manager I Co., Ltd.(A Cayman Islands Exempted Company) Samsung Triple Alpha Asia Feeder Fund Limited (A Cayman Islands Exempted Company) サムスングローバルオールアセット証券ベビーファンドH サムスングローバルオールアセット証券マザーファンドH
その他特殊関係者	サムスンSDS㈱、サムスン証券㈱、サムスン火災海上保険㈱、㈱第一企画、サムスン経済研究所、サムスン物産㈱(*1)、サムスンウェルストーリー㈱など

(*1) 第一毛織㈱は2015年9月1日基準でサムスン物産㈱と合併し、社名を第一毛織㈱からサムスン物産㈱に変更しました。

(2) 当期と前期における特殊関係者との重要な営業上の取引の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	会 社 名	勘 定 科 目	当 期 (2015年12月期)	前 期 (2014年12月期)
支配企業	サム生命保険(株)	資産管理手数料	28,485,069	12,209,080
		その他収益	115,449	158,789
		賃借料	4,159,246	4,063,908
		その他費用	420,899	416,286
従属企業	Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	その他手数料収益	30,726	26,685
		投資諮問手数料	7,434,159	4,788,357
		無形資産購入	-	547,750
	Samsung Asset Management (New York), Inc. (*1)	投資諮問手数料	3,981,137	1,582,551
	Samsung Asset Management (London) Ltd. (*2)	投資諮問手数料	206,844	-
その他 特殊関係者	サムスングローバルオールアセット 証券ベビーファンドH	運用委託報酬	8,034	-
	サムスンSDS(株)	電算運用費	3,773,155	3,586,334
		その他費用	35,430	68,093
		無形資産購入	1,062,017	444,690
	サムスン証券(株)	その他収益	4	-
		支払手数料	55,613	56,468
	サムスン火災海上保険(株)	資産管理手数料	1,133,313	1,428,777
		その他費用	1,136,353	965,898
	(株)第一企画	広告宣伝費	478,083	252,736
		その他	11,180	2,996
	サムスン経済研究所	サービス費	38,607	296,750
		その他費用	268,599	204,390
	第一毛織(株)	福利厚生費	109,091	109,091
		その他費用	4,220	4,412
	サムスンウェルストーリー(株)	福利厚生費	268,367	240,201
		その他費用	-	4,703
	その他	その他費用	337,819	308,124

(*1) 当期末に新規取得により支配力を獲得し、当期中新たに連結対象従属企業に含めました。

(*2) 当期末に新規取得により支配力を獲得し、当期中新たに連結対象従属企業に含めました。

(3) 当期末と前期末現在の特殊関係者に対する債権・債務の内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	会 社 名	勘定科目	当 期 末 (2015年12月末)	前 期 末 (2014年12月末)
支配企業	サムスン生命保険(株)	未収収益	7,202,068	1,995,898
		賃借保証金	9,923,085	9,917,894
		未払費用	395,162	352,905
従属企業	Samsung Asset Management (Hong Kong) Ltd.	未収収益	6,813	7,740
		未払費用	1,811,840	1,288,968
	Samsung Asset Management (New York), Inc. (*1)	未払費用	1,069,712	382,159
	Samsung Asset Management (London), Ltd. (*2)	未払費用	206,844	-
	サムスングローバルオールア セット証券ベビーファンドH	未収収益	68	-
その他特 殊関係者	サムスンSDS(株)	未払費用	124,262	1,337
	サムスン証券(株)	未払費用	44,718	34,657
	サムスン火災海上保険(株)	未収収益	273,775	352,835
		未払費用	303,882	250,695
	(株)第一企画	未払費用	135,010	238,106
	サムスン経済研究所	未払費用	41,944	28,443
	サムスン物産(株)	保証金	1,930,000	1,930,000
	サムスンウェルストーリー(株)	未払費用	26,612	23,978
	その他	その他債権	33,600	43,600
		その他債務	173,264	31,261

(*1) 当期末に新規取得により支配力を獲得し、当期中新たに連結対象従属企業に含めました。

(*2) 当期末に新規取得により支配力を獲得し、当期中新たに連結対象従属企業に含めました。

(4) 当期と前期の主要経営陣への報酬、インセンティブの内容は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2015年12月期)	前期(2014年12月期)
短期給付	1,278,560	1,916,905
長期給付	435,000	605,000
退職給付	162,334	124,798
合 計	1,875,894	2,646,703

29. 一株当たり純利益

当期と前期の一株当たり純利益の計算内訳は次の通りです。

(単位:千ウォン)

区 分	当期(2015年12月期)	前期(2014年12月期)
当期純利益	50,064,611	40,851,926
加重平均普通流通株式数	18,685,664 株	18,683,847 株
一株当たり純利益	2,679 ウォン	2,186 ウォン

30. リスク管理

(1) リスク管理方針

資産運用会社は、固有財産の運営に関連して市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運営リスク及び法律リスクのような多様なリスクにさらされています。資産運用会社のリスク管理は、同社の財務的健全性を保つために、安全性と収益性を考慮し許容可能な水準にまでリスクを減少させたり除去及び回避することを目的としています。

資産運用会社は会社全体としてのリスク管理方針と手順を策定して運営しており、同社のリスク管理部署がリスク管理の総括責任を担っています。リスク管理部署は、リスク管理委員会で承認されたリスク管理方針及び手順に従って、金融投資会社として固有財産及び投資信託財産全般に発生しうるリスクを監視し管理する役割を担っています。周期的に金融リスクの性格と程度を分析した内部リスク報告書をリスク管理委員会に提出しています。

資産運用会社のリスク管理委員会は、全般的なリスクを管理統制するための戦略を樹立し、リスク回避手段及び手順を定めてリスク管理の効果を事後評価しています。また、社内で管理すべき営業用純資本比率及び資産負債比率、ハイリスク資産の基準と運用限度等は理事会で別途定め管理しています。

資産運用会社の監査担当部署では、固有財産の運用に関連する現物及び帳簿を点検確認しています。

(2) 信用リスク

資産運用会社は信用リスクを管理するために、発行元及び取引相手の信用レベルが一定水準以上の金融機関と取引しており、新規取引先と取引する際は、公開されている財務情報と格付機関が提供している情報などを用いて、取引先の信用度を評価しこれを根拠に投資可否を決定しています。また同一人に対する投資限度を設定し運営しています。同社は周期的に取引相手の信用度を再評価し、取引限度を見直しています。

1) 信用リスクの最大エクスポージャー

(単位:千ウォン)

区 分	勘定科目	当期末 (2015年12月)	前期末 (2014年12月)
現金及び現金性資産		7,374,454	15,486,961
貸付金及び受取債権	預置金	247,859,752	405,951,134
	貸付金	3,872,668	3,464,050
	未収収益	32,596,892	26,672,519
	未収金	165,605	103,598
	保証金	10,231,045	9,900,768
	小計	294,725,962	446,092,069
合 計		302,100,416	461,579,030

2) 金融資産の種類別信用健全性

(単位:千ウォン)

区 分	当期末 (2015年12月)	前期末 (2014年12月)
延滞も減損もしていない金融資産	302,100,416	461,579,030
延滞したが減損していない金融資産	-	-
減損した金融資産	437,774	437,774
合 計	302,538,190	462,016,804

3) 減損した金融資産の年齢分析

当期末(2015年12月)

(単位:千ウォン)

区 分	1年未満	1年以上	合 計
貸付金	-	42,922	42,922
未収金	-	394,852	394,852
合 計	-	437,774	437,774

前期末(2014年12月)

(単位:千ウォン)

区 分	1年未満	1年以上	合 計
貸付金	-	42,922	42,922
未収金	-	394,852	394,852
合 計	-	437,774	437,774

4) 延滞も減損もない貸付金及び受取債権の信用健全性

当期末(2015年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	正 常	要注意	固 定	回収疑問	推定損失	合 計
預置金	247,859,752	-	-	-	-	247,859,752
貸付金	3,872,668	-	-	-	-	3,872,668
未収収益	32,596,892	-	-	-	-	32,596,892
未収金	165,605	-	-	-	-	165,605
保証金	10,231,045	-	-	-	-	10,231,045
合 計	294,725,962	-	-	-	-	294,725,962

前期末(2014年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	正 常	要注意	固 定	回収疑問	推定損失	合 計
預置金	405,951,134	-	-	-	-	405,951,134
貸付金	3,464,050	-	-	-	-	3,464,050
未収収益	26,672,519	-	-	-	-	26,672,519
未収金	103,598	-	-	-	-	103,598
保証金	9,900,768	-	-	-	-	9,900,768
合 計	446,092,069	-	-	-	-	446,092,069

(3) 流動性リスク

資産運用会社は流動性リスクを管理するため、可用現金限度を保ち投資満期に制限を設定しています。

1) 当期末と前期末現在の流動性リスク開示対象の残存契約満期による流動性リスクは次の通りです。

当期末(2015年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	1ヶ月以内	1ヶ月超～ 3ヶ月以内	3ヶ月超～ 6ヶ月以内	6ヶ月超～ 1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超	合 計
預かり負債	196,867,009	-	-	44,842	-	-	-	196,911,851
その他金融負債	10,739,278	9,324,357	-	-	-	-	-	20,063,635
合 計	207,606,287	9,324,357	-	44,842	-	-	-	216,975,486

前期末(2014年12月末)

(単位:千ウォン)

区 分	1ヶ月以内	1ヶ月超～ 3ヶ月以内	3ヶ月超～ 6ヶ月以内	6ヶ月超～ 1年以内	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超	合 計
預かり負債	263,950,390	-	-	-	-	-	-	263,950,390
その他金融負債	15,700,964	74,476	-	-	-	-	-	15,775,440
合 計	279,651,354	74,476	-	-	-	-	-	279,725,830

(4) 市場リスク

1) 利子率リスク

資産運用会社は借入金がなく、固有財産の運用は固定利子率の定期預金積立金等に投資しており、同社の収益及び営業キャッシュフローの市場利子率リスクは極めて低いといえます。

2) 為替リスク

資産運用会社は海外諮問収入手数料、海外諮問支払手数料及び賃借保証金と関連して、USD、EUR、JPY、HKD、CNYの為替変動リスクにさらされています。

当期末と前期末現在の外貨建ての貨幣性資産及び負債の帳簿金額は次の通りです。

(ウォン貨単位：千ウォン)

通貨	当期末(2015年12月末)					前期末(2014年12月末)				
	為替レート	資 産		負 債		為替レート	資 産		負 債	
		外貨金額	ウォン金額	外貨金額	ウォン金額		外貨金額	ウォン金額	外貨金額	ウォン金額
USD	1,172	1,062,266	1,245,110	1,788,828	2,096,506	1,099	92,375	101,536	1,162,566	1,277,892
EUR	1,281	191,848	245,667	161,530	206,844	-	-	-	-	-
JPY	10	564,834	5,490	25,409,693	246,985	9	591,180	5,440	2,458,123	22,618
HKD	151	45,060	6,813	9,103,435	1,376,530	142	54,624	7,740	7,302,872	1,034,817
CNY	181	186,985	33,760	-	-	177	164,985	29,240	-	-
合計			1,536,841		3,926,866			143,956		2,335,327

当期末と前期末現在の各外貨に対する資産運用会社の機能通貨(ウォン)のレートが5%変動した場合、為替変動が法人税費用差引前純利益に及ぼす影響は次の通りです。

(単位：千ウォン)

通貨	当期(2015年12月期)				前期(2014年12月期)			
	5%上昇時		5%下落時		5%上昇時		5%下落時	
	損益	資本	損益	資本	損益	資本	損益	資本
USD	(42,570)	(42,570)	42,570	42,570	(58,818)	(58,818)	58,818	58,818
EUR	1,941	1,941	(1,941)	(1,941)	-	-	-	-
JPY	(12,075)	(12,075)	12,075	12,075	(859)	(859)	859	859
HKD	(68,486)	(68,486)	68,486	68,486	(51,354)	(51,354)	51,354	51,354
CNY	1,688	1,688	(1,688)	(1,688)	1,462	1,462	(1,462)	(1,462)
合計	(119,501)	(119,501)	119,501	119,501	(109,569)	(109,569)	109,569	109,569

(5) 資本リスク管理

資産運用会社の資本管理の主な目的は、株主価値の最大化と継続企業として事業を営むための競争力ある格付を保つことです。また、外部的に賦課された資本維持要件を満たすために、資本管理を積極的に行っています。

資産運用会社は、資本構造を管理しており、市況の変化や営業活動に関するリスクの性格の変化に応じて資本構造を調整しています。同社は株主に支払う配当額の調整や有償増資又は減資を通じて、資本構造を維持又は調整することがあります。また、資本市場と金融投資業に関する法律とその下位規程に基づき、自己資本が最低営業資本額以上を保つようにしています。

当期末現在の最低営業資本額の内訳は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当期末(2015年12月末)
1. 自己資本	284,282,984
2. 最低営業資本額 ($A=Aa+Ab+Ac$)	70,604,931
必要維持自己資本 (Aa)	11,200,000
顧客資産運用に必要な資本 (Ab)	58,845,124
固有資産運用に必要な資本 (Ac)	559,807
3. 最低営業資本額2 ($B=Aa+(Ab+Ac)*50\%$)	40,902,466

31. 金融商品の公正価値開示

(1) 財務書類上で公正価値で測定される金融商品について、公正価値測定に使用された投入変数により公正価値の次の体系の通り分類しました。

- (レベル1)測定日に同一の資産や負債にアプローチ可能性な活性市場の(調整されていない)開示価格
- (レベル2)水準1の公示価格以外に資産や負債に対して直接的に又は間接的に観測可能な投入変数
(レベル1の公表価格は除く)
- (レベル3)観測可能な市場資料に基付かず、資産や負債に対する測定が可能でない投入変数

次の表は当初認識後、公正価値として測定される金融商品を、公正価値が市場において観測可能なレベルに応じてレベル1から3に分類して分析したものです。

（当期末）

（単位：千ウォン）

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金融資産				
当期損益金融資産	-	58,284,790	-	58,284,790
売却可能金融資産	-	66,353,351	-	66,353,351
合 計	-	124,638,141	-	124,638,141

（前期末）

（単位：千ウォン）

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
金融資産				
当期損益金融資産	-	20,093,801	-	20,093,801
売却可能金融資産	-	16,567,421	-	16,567,421
合 計	-	36,661,222	-	36,661,222

当期と前期においてレベル1とレベル2の間の有意的変更はありません。

経営陣は、財務書類上の償却後原価で測定される金融資産と金融負債の帳簿金額は、公正価値とほぼ等しいと判断しています。

(2) 当期末および前期末現在、レベル2と3に分類される金融商品の公正価値測定値に使用された価値評価法と投入変数

（当期末）

（単位：千ウォン）

区 分	公正価値	価値評価法	投入変数
金融資産			
当期損益認識金融資産	58,284,790	純資産価値法	組入資産の公正価値
売却可能金融資産	66,353,351		

（前期末）

（単位：千ウォン）

区 分	公正価値	価値評価法	投入変数
金融資産			
当期損益認識金融資産	20,093,801	純資産価値法	組入資産の公正価値
売却可能認識金融資産	16,567,421		

(3)当期と前期末現在、公正価値で後続測定することが原則である金融資産や金融負債のうち、公正価値を信頼できる方法で測定できず、公正価値情報を公表しない金融資産と金融負債の内訳及び関連帳簿金額は次の通りです。

(単位：千ウォン)

カテゴリー	内訳	当期末 (2015年12月末)	前期末 (2014年12月末)
売却可能金融資産	出資金(*1)	3,548,500	1,299,000

(*1)当該非上場株式は、公正価値の測定に必要な信頼できる財務情報を入手することが困難、または入手できたとしても公正価値測定値の範囲が有意的で、推定値の発生確率を信頼できる方法で評価できないため、原価で測定しました。

(4)当期中、目的や使用の変更により再分類された金融資産はありません。

32. 非現金取引

当期と前期のキャッシュフロー計算書に含まれていない主な非現金投資活動取引と非現金財務活動取引は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期	前 期
従属企業投資から売却可金融資産への振替	-	15,000,000
売却可能金融資産から従属企業投資へ振替	1,009,484	-
建設中の資産の本勘定振替	1,839,840	38,446
売却可能金融資産評価利益の変動	323,862	533,850
売却可能金融資産評価損失の変動	255,577	866

33. 運用リース

(1)リース契約

資産運用会社は車輛運搬具を運用リースで利用しており、リース期間は1年です。また、リースした車輛運搬具をリース期間満了時に買取りできるオプションはありません。

(2)当期と前期において費用と認識されたリース料は次の通りです。

(単位：千ウォン)

区 分	当 期 (2015年12月)	前 期 (2014年12月)
最低リース料	211,159	210,468

34. 事業セグメント

(1)資産運用会社の企業会計基準書1108号「事業セグメント」による報告部門は単一部門であるため、部門の資産・負債及び収益・費用は表示していません。

(2)主要顧客に関する情報

当期営業収益には、資産運用会社の最大顧客であるサムスン生命保険(株)からの手数料収益28,485,069千ウォンが含まれており、上記会社以外に当期と前期に営業収益の10%以上を占める単一の顧客はいません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

韓国の法令により、資産運用会社は間接投資財産を運用するにあたり、資産運用会社の役員・従業員及びその配偶者、資産運用会社の系列会社及び系列会社の役員・従業員及びその配偶者、資産運用会社の筆頭株主、主要株主及びその配偶者等の特別利害関係人と取引行為をすることはできません。但し、間接投資機構と利害の相反するおそれのない取引で、次のいずれかに該当する取引はこの限りではありません。

契約締結日から利害関係人ではない状態が6月以上続いた場合、その契約に伴う取引

韓国有価証券市場など不特定多数人が参加する公開市場を通じた取引

一般的な取引条件に照らして間接投資機構に有利な取引

その他大統領令に定める取引

5【その他】

(1) 定款の変更等

資産運用会社の定款の変更又は解散に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡又は事業譲受

監督当局の事前承認を条件として、資産運用会社は、韓国の一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他の韓国の会社に、その業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

資産運用会社及び本ファンドに重要な影響を与え又は与えることが予想される事実はありません。

資産運用会社の会計年度は12月末日に終了する1年です。

資産運用会社の存続期間は無制限です。但し、株主総会の決議によりいつでも解散することもできます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) HSBCソウル支店(「受託会社」)(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branch)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、6,170億ウォン(583億円)

(ロ) 事業の内容

銀行業

(2) 韓国預託決済院(「一般事務管理会社」)(Korea Securities Depository(KSD))

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、525億ウォン(50億円)

(ロ) 事業の内容

投資会社の運用に係る事務(設立・登録及び清算に係る業務を含みます。)

投資会社の株式発行及び名義書換に係る業務

投資信託及び投資会社の計算に係る事務(保有資産の評価及び純資産額の計算)

理事会又は株主総会の招集及び運用に係る事務

法令又は定款による通知及び公告

投資限度超過等の投資制限を違反する状況に対するコンプライアンス点検

その他投資会社から委託を受けた事務

(3) 新韓金融投資株式会社(「指定参加者」)(Shinhan Investment Corp.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、12,970億ウォン(1,226億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(4) サムスン証券株式会社(「指定参加者」)(Samsung Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、3,942億ウォン(373億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(5) 韓国投資証券株式会社(「指定参加者」)(Korea Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、1,756億ウォン(166億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(6) シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Citigroup Global Markets Korea Securities Limited)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、500億ウォン(47億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(7) ドイツ証券株式会社(「指定参加者」)(Deutsche Securities Korea Co.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、506億ウォン(48億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(8) 大宇証券株式会社(「指定参加者」)(Daewoo Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、17,039億ウォン(1,610億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(9) 現代証券株式会社(「指定参加者」)(Hyundai Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、11,831億ウォン(1,118億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(10) ユアンタ証券株式会社(「指定参加者」)(Yuanta Securities Korea Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、10,624億ウォン(1,004億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(11) メリッツ総合金融証券株式会社(「指定参加者」)(Meritz Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、4,966億ウォン(469億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(12) ハイ投資証券株式会社(「指定参加者」)(HI Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、2,007億ウォン(190億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(13) SK証券株式会社(「指定参加者」)(SK Securities CO., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、1,620億ウォン(153億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(14) ゴールドマン・サックス証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Goldman Sachs (Asia) L.L.C.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、150億ウォン(14億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(15) ユジン投資証券株式会社(「指定参加者」)(Eugene Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、5,376億ウォン(508億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(16) NH投資証券株式会社(「指定参加者」)(NH Investment & Securities Co., Ltd)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、15,313億ウォン(1,447億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(17) ミレアセット証券株式会社(「指定参加者」)(Mirae Asset Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、5,714億ウォン(540億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(18) LIG投資証券株式会社(「指定参加者」)(LIG Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、1,700億ウォン(161億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(19) KTB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KTB Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、3,530億ウォン(334億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(20) 東部証券株式会社(「指定参加者」)(Dongbu Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、2,122億ウォン(201億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(21) ハナ金融投資株式会社(「指定参加者」)(Hana Financial Investment Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、1,753億ウォン(166億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(22) KB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KB Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、1,579億ウォン(149億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(23) 教保証券株式会社(「指定参加者」)(Kyobo Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、1,800億ウォン(170億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(24) 大信証券株式会社(「指定参加者」)(Daishin Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、4,349億ウォン(411億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(25) JPモルガン証券ソウル支店(「指定参加者」)(JP Morgan Securities (Far East) Ltd, Seoul Branch)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、172億ウォン(16億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(26) リーディング投資証券株式会社(「指定参加者」)(Leading Investment & Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、526億ウォン(50億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(27) キウム証券株式会社(「指定参加者」)(Kiwoom Securities Co., Ltd.)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、1,105億ウォン(104億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(28) ハンファ投資証券株式会社(「指定参加者」)(Hanwha Investment & Securities Co., Ltd)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、4,408億ウォン(417億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(29) イーベスト投資証券株式会社(「指定参加者」)(EBEST Investment & Securities Co., Ltd)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、2,024億ウォン(191億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(30) CLSAコリア証券株式会社(「指定参加者」)(CLSA Korea Securities Co., Ltd)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、240億ウォン(23億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(31) クレディ・スイス証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Credit Suisse Seoul Office)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、1,850億ウォン(175億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

(32) SG証券株式会社(「指定参加者」)(SG Securities Co., Ltd)

(イ) 資本金の額

2015年12月31日現在、6,006億ウォン(568億円)

(ロ) 事業の内容

証券業

2【関係業務の概要】

- (1) HSBCソウル支店(「受託会社」)(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, Seoul Branch)
有価証券等の購入代金の支給、有価証券等の売却による証券の引き渡し、投資有価証券等の利子及び配当の受領、受益証券の払戻代金及び利益金の支給等を行います。
- (2) 韓国預託決済院(「一般事務管理会社」)(Korea Securities Depository(KSD))
金融委員会が決めた会計基準によって、正確かつ公正に基準価格を算定し、間接投資財産に関する毎分期の営業報告書を金融委員会及び金融投資協会に提出します。
- (3) 新韓金融投資株式会社(「指定参加者」)(Shinhan Investment Corp.)
受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。
- (4) サムスン証券株式会社(「指定参加者」)(Samsung Securities Co., Ltd.)
受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。
- (5) 韓国投資証券株式会社(「指定参加者」)(Korea Investment & Securities Co., Ltd.)
受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。
- (6) シティグループ・グローバル・マーケット証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Citigroup Global Markets Korea Securities Limited)
受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。
- (7) ドイツ証券株式会社(「指定参加者」)(Deutsche Securities Korea Co.)
受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(8) 大宇証券株式会社(「指定参加者」)(Daewoo Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(9) 現代証券株式会社(「指定参加者」)(Hyundai Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(10) ユアンタ証券株式会社(「指定参加者」)(Yuanta Securities Korea Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(11) メリッツ総合金融証券株式会社(「指定参加者」)(Meritz Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(12) ハイ投資証券株式会社(「指定参加者」)(HI Investment & Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(13) SK証券株式会社(「指定参加者」)(SK Securities CO., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(14) ゴールドマン・サックス証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Goldman Sachs (Asia) L.L.C.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(15) ユジン投資証券株式会社(「指定参加者」)(Eugene Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(16) NH投資証券株式会社(「指定参加者」)(NH Investment & Securities Co., Ltd)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(17) ミレアセット証券株式会社(「指定参加者」)(Mirae Asset Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(18) LIG投資証券株式会社(「指定参加者」)(LIG Investment & Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(19) KTB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KTB Investment & Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(20) 東部証券株式会社(「指定参加者」)(Dongbu Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(21) ハナ金融投資証券株式会社(「指定参加者」)(Hana Financial Investment Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(22) KB投資証券株式会社(「指定参加者」)(KB Investment & Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(23) 教保証券株式会社(「指定参加者」)(Kyobo Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(24) 大信証券株式会社(「指定参加者」)(Daishin Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(25) JPモルガン証券ソウル支店(「指定参加者」)(JP Morgan Securities (Far East) Ltd, Seoul Branch)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(26) リーディング投資証券株式会社(「指定参加者」)(Leading Investment & Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(27) キウム証券株式会社(「指定参加者」)(Kiwoom Securities Co., Ltd.)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(28) ハンファ投資証券株式会社(「指定参加者」)(Hanwha Investment & Securities Co., Ltd)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(29) イーベスト投資証券株式会社(「指定参加者」)(EBEST Investment & Securities Co., Ltd)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(30) CLSAコリア証券株式会社(「指定参加者」)(CLSA Korea Securities Co., Ltd)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(31) クレディ・スイス証券株式会社ソウル支店(「指定参加者」)(Credit Suisse Seoul Office)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

(32) SG証券株式会社(「指定参加者」)(SG Securities Co., Ltd)

受益証券の募集・売出し、売却・買戻し、資産運用会社に対する上場指数投資信託の設定及び交換要求業務、払込金等を設定単位の資産へ変更するための払込金等の売買及び委託売買業務等を行います。

3【資本関係】

サムスン生命保険株式会社は、資産運用会社の株式の97.71%を保有しています。資産運用会社とその他の会社との間には、資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

序説

韓国の資産運用業は、集合投資を事業とし、2人以上に投資勧誘を行い、投資者より資金等を集め、集合投資機構を通じて証券、不動産、特別資産、派生商品等の金融投資商品に投資を行い、その成果を投資者に配分することを目的とする産業をいいます。投資者側からみると、集合投資機構への投資は自己の資金が他の投資者の資金とともに集められ(Pooling)、第三者により運用されるものです。それゆえ、多数の投資者が存在するという共同性及び受動性という性質をもちます。

韓国の資本市場法は、2007年7月に国会で議決され、2009年2月4日から施行されました。資本市場法は、資本市場に係る金融産業の競争及び革新を促し、資本市場における投資者保護制度を先進化させる目的で、制定されました。資本市場法は、これまで資本市場を規律していた15の法律のうち、証券取引法、先物取引法、間接投資資産運用業法、信託業法、総合金融会社に関する法律、韓国証券先物取引所法の6つの法律を統合し、残りの9つの法律は、関連規定を一括整備するなど、資本市場関連法令・規制を改革したものです。

資本市場法の主な特徴は、金融投資商品概念の包括的な規定、経済的実質による金融投資業の機能別規律、金融投資会社の業務範囲の拡大、強化された投資勧誘規制の導入等による投資者保護制度の先進化等です。

(注) 「第3 投資信託制度の概要」において引用される法令は、別段の記載のない限り、韓国における法令を意味します。

資産運用会社に対する規制

(イ) 資産運用会社の最低資本金

全ての集合投資機構(混合ファンド含む。)を運用する場合は80億ウォン、証券集合投資機構及びMMFのみを運用する場合は40億ウォン、不動産又は特別資産集合投資機構のみを運用する場合は20億ウォンと定められています。但し、資本市場法第9条第5項に基づき、専門投資者を対象とする場合は2分の1に軽減されます。

(ロ) 証券運用専門担当者に関する要件

金融投資業規定においては、運用する集合投資機構の種類により資産運用会社が必要とする専門担当者の種類及び最低保有人数について規定しています。全ての集合投資機構(混合ファンドを含む。)を運用するためには、証券運用専門担当者が5名、不動産運用専門担当者が3名必要であり、証券集合投資機構及びMMFのみを運用する場合は、証券運用専門担当者が4名必要です。不動産集合投資機構のみを運用する場合、証券運用専門担当者が2名、不動産運用専門担当者が3名必要であり、特別資産集合投資機構のみを運用する場合は、証券運用専門担当者3名を確保するように定められています。

証券運用専門担当者は、集合投資資産運用士試験に合格した者、資本市場法施行令第24条第1号より第3号までの金融機関、資本市場法による金融投資業関係機関(これに類似する外国の金融投資業関係機関を含む。)、金融委員会の設置等に関する法律第38条による検査対象機関、韓国投資公社法による韓国投資公社、国際金融機構への加入措置に関する法律第2条第1項各号の国際金融機構、国家財政法第8条第1項による基金管理主体が同法第77条第1項により設置した資産運用を専担する部署又は同法別表2による基金設置根拠法に基づき、基金の管理・運用を委託された年金管理公団等(以下「集合投資関係機関等」という。)で3年以上の勤務経験をもつ者で、集合投資財産(同法による信託財産を含む。)、運用規模が1,000億ウォン以上の固有財産又は国家財政法による基金を金融投資商品で運用する業務(以下「証券運用専門業務」という。)に2年以上従事した経歴がある者、経営学、経済学等、証券関係分野の修士課程修了以上の資格を持つ者又は金融委員会が証券運用専門業務に関連があると認める専門教育課程を履修した者で、集合投資関係機関等で証券運用専門業務に2年以上従事した経歴がある者、公認会計士で、集合投資関係機関等で証券運用専門業務に2年以上従事した経歴がある者、金融投資業に準ずる業務を営む外国金融機関で3年以上勤務した者で、集合投資財産・信託財産又は運用規模が1,000億ウォン以上の固有財産の証券運用専門業務に2年以上従事した経歴がある者、資本市場法第286条第1項第3号八による投資運用担当者をいいます。但し、金融投資会社等でない他の勤務機関で勤務した事実がある者で、当時遂行していた職務と関連し、当該勤務機関から懲戒を受けた事実がある場合は、懲戒の程度により、当該懲戒措置日から減俸1ヶ月の場合1年、減俸2ヶ月の場合2年、減俸3ヶ月以上(停職及び懲戒免職を含む。)の場合、3年が経過していなければなりません。

不動産運用専門担当者は、鑑定評価士として鑑定評価分野又は不動産関連分野に5年以上従事した経歴がある者、不動産関連分野の修士課程修了以上の資格保有者、又は金融委員会が不動産の取得・管理・開発又は諮問等、不動産の運用に関連する業務(以下「不動産運用業務」という。)に関連すると認める専門教育課程を履修した者で、不動産運用業務に3年以上従事した経歴がある者、不動産の投資・運用業務を主な業務とする外国の不動産投資会社で5年以上勤務した者で、不動産運用業務に3年以上従事した経歴がある者、不動産投資会社法に基づく不動産投資会社・不動産投資諮問会社・資産管理会社、不動産信託会社、資本市場法施行令第10条第2項第1号より第8号までの金融機関、その他金融委員会が認める不動産関係会社又は機関等において不動産運用業務に3年以上従事した経歴がある者、証券運用専門担当者として金融投資協会が定める不動産運用業務関連教育を履修した者をいいます。

（ハ）資産運用会社の不健全な営業行為の禁止

資本市場法は、資産運用会社が法に定める不健全な営業行為を行えないよう規定していますが、こうした制限は、投資者保護及び健全な取引秩序を維持するためのものです。即ち、集合投資財産を運用するにあたり、金融投資商品、その他の投資対象資産の価格に重大な影響を及ぼしうる売買の意思を決定した後、これを実行する前にその金融投資商品、その他の投資対象資産を資産運用会社が自己の計算で売買する行為、又は第三者に売買を勧誘する行為、自己又は資本市場法施行令で定める関係引受人(以下「関係引受人」という。)が引き受けた証券を集合投資財産として買取る行為、自己又は関係引受人が資本市場法施行令で定める引受業務を担当した法人の特定証券等(資本市場法第172条第1項の特定証券等をいい、以下同じ。)について、人為的な相場(資本市場法第176条第2項第1号の相場をいう。)を形成するために集合投資財産でその特定証券等を売買する行為、特定集合投資機構の利益を害しながら、自己又は第三者の利益を図る行為、特定集合投資財産を資産運用会社の固有財産又はその資産運用会社が運用する他の集合投資財産、投資一任財産(投資者から投資判断の一任を受け、運用する財産をいい、以下同じ。)又は信託財産と取引する行為、第三者との契約又は談合等により、集合投資財産で特定財産に投資する行為、投資運用担当者でない者に対して集合投資財産を運用させる行為、その他投資者保護又は健全な取引秩序を害する恐れがある行為として資本市場法施行令で定める行為(資本市場法施行令第87条第4項)がそのような行為にあたります。

集合投資資産の運用に関する行為規制

（イ）集合投資資産運用関連規制

（ ） 資本市場法における投資対象

韓国の金融商品は、銀行の預金のような貯蓄商品、災害又は各種事故発生時に経済的損失を補償する保険商品、そして金融投資商品等に区分されるようになりました。集合投資機構が投資する「金融投資商品」とは、利益を得る目的又は損失を回避する目的で、現在又は将来の特定時点で金銭、その他の財産的価値のあるもの(以下「金銭等」という。)を支払うことを約定することで取得する権利であり、その権利を取得するために支払った金銭等、又は支払わなければならない金銭等の総額(販売手数料等、資本市場法施行令で定める金額を除く。)がその権利により回収できた、又は回収できる金銭等の総額(ヘッジ手数料等、資本市場法施行令で定める金額を含む。)を超えるリスク(以下「投資性」という。)があるものをいいます。

従って、元本損失の可能性がある金融商品であれば、原則的に金融投資商品に該当し、資本市場法が包括する金融投資商品の範囲が大幅に拡大されました。但し、ウォン建て譲渡性預金証書及び受託者に信託財産の処分権限(韓国信託法第42条及び第43条による処分権限を除く。)が付与されていない信託の受益権に該当するものを除きます。

（ ） 集合投資機構別の資産運用対象

資本市場法では集合投資機構の区分を、主要投資対象資産(集合投資機構資産の50%を超える投資資産)を基準に証券集合投資機構、不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構、短期金融集合投資機構、混合資産集合投資機構等に分類しており、短期金融集合投資機構を除く全ての集合投資機構は、多様な投資対象の運用ができます。

証券集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて証券(資本市場法施行令で定める証券を除き、資本市場法施行令で定める証券以外の証券を基礎資産とする派生証券を含む。)に投資する集合投資機構であり、不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構に該当しない集合投資機構をいいます。

不動産集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて不動産(不動産を基礎資産とする派生商品、不動産開発に係る法人に対する貸出、その他資本市場法施行令で定める方法で不動産、及び資本市場法施行令で定める不動産に係る証券に投資する場合を含む。)に投資する集合投資機構をいいます。

特別資産集合投資機構は、集合投資資産の100分の50を超えて特別資産(証券及び不動産を除く投資対象資産をいう。)に投資する集合投資機構をいいます。

混合資産集合投資機構は、集合投資資産の運用関連証券、不動産、特別資産の最低投資比率の適用を受けない集合投資機構で、主な投資対象及び最低投資限度等について別途法令上の制限がないため、どのような資産であれ投資比率の制限なく投資が可能であるというメリットがあります。

短期金融集合投資機構は、集合投資資産の全部を資本市場法施行令に定める短期金融商品に投資する集合投資機構で、資本市場法施行令に定める方法で運用される集合投資機構です。

() 集合投資資産運用の指示及び実行

資産運用会社は、投資信託財産の運用において、その投資信託財産を保管・管理する信託業者に対して、その指示内容が電算システムにより客観的かつ正確に管理できる方法で、投資信託別に投資信託対象資産の取得・処分について必要な指示を行わなくてはならず、その信託業者は資産運用会社の指示に従って投資対象資産の取得・処分等を行わなければなりません。

() 資産運用会社の資産運用上の制限

A. 証券の場合

投資対象資産が証券の場合、各集合投資機構の資産総額の100分の10を超えて同一銘柄に投資する行為、各資産運用会社が運用する集合投資機構全体の資産総額でもって、同一法人等が発行した持分証券総数の100分の20を超えて投資する行為、又は各集合投資機構の資産総額で同一法人等が発行した持分証券総数の100分の10を超えて投資する行為、一定の適格要件を満たさない者と場外派生商品を売買する行為、派生商品の売買に伴うリスク評価額が各集合投資機構の資産総額から負債総額を引いた価額の100分の100を超えて投資する行為、派生商品の売買に係り、基礎資産のうち、同一法人等が発行した証券の価格変動によるリスク評価額が各集合投資機構資産総額の100分の10を超えて投資を行う行為、同じ取引相手との場外派生商品売買による取引相手のリスク評価額が各集合投資機構資産総額の100分の10を超えて投資を行う行為が禁止されています。

B. 不動産の場合

不動産の場合、まず不動産を取得した後、国内の不動産の場合は3年、海外の不動産は集合投資規約に定める期間以内にこれを処分する行為が禁じられています。但し、不動産開発事業により組成又は設置した土地・建築物等を分譲する場合、また、集合投資機構が合併又は解除又は解散する場合はこの限りではありません。

また、建築物、その他の工作物がない土地で、その土地について不動産開発事業を施行する前にこれを処分する行為も禁止されています。但し、集合投資機構の合併・解除又は解散、及び不動産開発事業を行うために土地を取得した後、関連法令の制定・改定又は廃止等により事業性が著しく低下し、不動産開発事業を遂行することが困難であると客観的に立証され、その土地の処分が避けられない場合は除きます。

C. 集合投資証券の場合

この投資信託資産総額の100分の50を超えて同一の資産運用会社(資本市場法第279条第1項の外国資産運用会社を含む。)が運用する集合投資機構(同法第279条第1項の外国集合投資機構を含む。)の集合投資証券に投資する行為及び投資信託資産総額の100分の20を超えて同一の集合投資機構の集合投資証券に投資する行為は禁じられています。

また、投資信託財産で同一の集合投資機構の集合投資証券総数の100分の20を超えて投資を行う行為(この場合、この比率の計算は投資する日を基準とする。)、投資信託財産で資産総額の100分の40を超えて他の集合投資証券に投資できる集合投資機構の集合投資証券に投資を行う行為、私募集合投資機構(私募集合投資機構と同一又は類似した外国私募集合投資機構を含む。)の集合投資証券に投資する行為、投資信託の受益証券を販売する投資売買業者又は投資仲介業者が受け取る販売手数料及び販売報酬とその投資信託が投資する他の集合投資機構の集合投資証券を販売する投資売買業者(外国投資売買業者を含む。)又は投資仲介業者(外国投資仲介業者を含む。)が受け取る販売手数料及び販売報酬の合計が資本市場法施行令第77条第4項の限度を超えて集合投資証券に投資する行為も禁止されています。

D. その他の場合

その他、投資者保護又は集合投資財産の安定的な運用等を阻害する恐れのある行為として禁止されている行為としては、各集合投資機構に属する証券のうち、証券総額の100分の50を超えて解約条件付き証券を売却する行為、証券の範囲で資産総額の100分の50を超えて証券を貸与する行為、各集合投資機構の資産総額の範囲で100分の20を超えて証券を借り入れる行為があります。

(ロ) 集合投資機構の構成

() 投資信託

A. 投資信託の設定：信託契約書による信託契約締結

投資信託を設定しようとする資産運用会社は、資産運用会社及び信託業者の商号、信託元本の価額及び受益証券の総口数に関する事項、投資信託財産の運用及び管理に関する事項、利益分配及び解約に関する事項、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の計算方法及び支払時期・方法に関する事項(但し、資産運用会社が基準価格算定業務を委託する場合、その手数料は当該投資信託財産により負担するという内容を盛り込まなければならない。)、受益者総会に関する事項、開示及び報告書に関する事項、その他受益者保護のために必要な事項として資本市場法施行令に定める事項が記載された信託契約書により、信託業者と信託契約を締結します。

B. 信託契約の変更

投資信託を設定した資産運用会社が信託契約を変更しようとする場合、信託業者と変更契約を締結しなければなりません。この場合、信託契約のうち、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の引上げ、受託会社の変更(合併、分割、分割合併、資本市場法施行令第216条に定めた事由及び資本市場法施行令第245条第5項によって二つ以上のファンドの資産を別のマザーファンドに移すことで、そのファンドの受託会社が変わる場合は除く。)、信託契約期間の変更(投資信託を設定した当時より、信託契約書にその期間変更が明記されている場合は除く。)、その他、受益者の利益に係る重要な事項(投資信託の種類、主な投資対象資産の変更、資産運用会社の変更、解約禁止型投資信託でない投資信託の解約禁止型投資信託への変更、解約代金支払日の延期、その他受益者を保護するために必要な事項として、金融委員会が定めて告示する事項のいずれか一つに該当する事項の変更など、主要事項を変更する場合は事前に受益者総会を経なければなりません。

C. 受益証券の発行

投資信託を設定した資産運用会社は、投資信託の受益権を均等に分割して受益証券として表示しなければなりません。受益者は信託元本の償還及び利益分配などについて受益証券の口数に従い、均等な権利をもちます。投資信託を設定した資産運用会社は、受益証券の発行価額の全額が払い込まれた場合、信託業者の確認を受けて資本市場法第309条第5項による方法で受益証券を発行します。受益証券は無額面記名式とします。

D. 受益者総会

投資信託は受益者全体で構成された受益者総会を置き、総会は資本市場法第190条又は信託契約に定めた事項についてのみ決議することができます。受益者総会は投資信託を設定した資産運用会社が招集します。但し、投資信託財産を保管・管理する信託業者又は発行済受益証券の総口数の5%以上を保有する受益者が受益者総会の目的と招集理由を記載した書面を提出することにより、受益者総会の招集をその資産運用会社に要請する場合、資産運用会社は1ヶ月以内に受益者総会を招集しなければなりません。

受益者総会の招集通知については韓国商法第363条第1項及び第2項に準じ、受益者総会を招集するにあたり会日を定め、2週間前に受益者に対して書面又は電子文書で通知書を送ります。但し、その通知書が受益者名簿上の受益者の住所に3年間続けて届かない時は、資産運用会社は当該受益者に対し総会の招集を通知しないこともあります。

受益者総会は、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の4分の1以上の数をもって決議します。但し、法令に定める受益者総会の決議事項以外であり、信託契約で定める受益者総会の決議事項については、出席した受益者の議決権の過半数と発行済受益証券総口数の5分の1以上の数をもって決議することができます。受益者は受益者総会に出席せずに書面で議決権を行使することができます。但し、次の要件を全て満たす場合は、受益者総会に出席した受益者が所有する受益証券の総口数の決議内容に影響を与えないように議決権を行使(以下「みなし議決権行使」という。)したものとみなします。

- a. 受益者のもとに、資本市場法施行令第221条第6項により、投資信託約款に記載されている内容を知らせる書面、電話・電信・ファックス、電子メール、又はこれに類する電子通信の方法で、議決権行使に関する通知があったものの、議決権が行使されていないこと
- b. みなし議決権行使の方法が投資信託約款に記載されていること
- c. 受益者総会で議決権を行使した受益証券の総口数が、発行済受益証券の総口数の10分の1以上であること
- d. そのほか、受益者の利益保護と受益者総会決議の公正性などのために、みなし議決権行使の結果を、金融委員会が定め告示する方法で受益者に提供すること

投資信託を設定した資産運用会社(資本市場法第190条第3項後段により受益者総会を招集する受託会社、又は発行済受益証券総口数の100分の5以上を所有する受益者を含む。)は、資本市場法第190条第5項による受益者総会の決議が成立しない場合、その日から2週間以内に延期された受益者総会(以下「延期受益者総会」という。)を招集しなければなりません。

受益者は、次のいずれかの場合、資産運用会社に対し、受益証券の数を記載した書面をもって、自己の所有する受益証券の買取りを請求することができます。

- a. 資本市場法第188条第2項各号以外の部分(本文)の後段による信託契約の変更又は第193条第2項による投資信託の合併についての受益者総会決議への反対(受益者総会の前に、当該資産運用会社に対し、その決議に反対する意思を書面で通知した場合に限る。)は、受益者がその受益者総会の決議日から20日以内に受益証券の買取りを請求する場合
- b. 資本市場法第193条第2項各号以外の部分(本文)の但書による投資信託の合併に反対する受益者が、大統領令に定める方法で受益証券の買取りを請求する場合

E. 投資信託の解約

資産運用会社は金融委員会の承認を得て投資信託を解約することができます。但し、受益者全員が同意した場合、当該投資信託の受益証券全てについて解約請求を受けて信託契約を解約しようとする場合、投資信託が最初に設定された後1年目となる日の元本額が50億ウォン未満の場合、又は、投資信託が最初に設定され1年が経過した後に、1ヶ月間続けて投資信託の元本額が50億ウォン未満の場合は、金融委員会の承認を得ずに解約することができ、解約後その事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。

また、資産運用会社は、信託契約に定める信託契約期間の終了、受益者総会の投資信託解約決議、投資信託の被吸収合併、投資信託の登録取消しがあった場合、又は、投資信託受益証券の上場が廃止される場合、遅滞なく投資信託を解約しなければならず、その解約事実を遅滞なく金融委員会に報告しなければなりません。

() 投資会社

A. 投資会社の設立

資本市場法第124条による役員欠格要件に該当しない発起人は、投資会社を設立(最低純資産額は10億ウォン)時に定款を作成し株式を引き受けた後、遅滞なく金銭で引受価額を払い込みます。発行する株式の引受価額の払込みが完了した時は、遅滞なく議決権過半数の賛成により理事を選任しなければならず、選任された理事は、投資会社の設立について法令や投資会社の定款に対する違反事項の有無を調査し、その結果を理事会に報告しなければなりません。理事は調査結果、法令又は投資会社の定款に違反する事項を発見した場合、すみやかにこれを発起人に報告します。発起人は報告を受けた日から2週間以内に資本市場法施行令に定める書類を添付して設立登記をしなければなりません。

B. 投資会社定款の変更

投資会社は理事会決議で定款を変更することを原則とします。但し、資産運用会社・信託業者などが受け取る報酬、その他の手数料の引上げ、資産運用会社又は信託業者の変更、存続期間又は解散事由の変更、投資会社の種類の変更、主な投資対象資産の変更、オープン型投資会社の解約禁止型投資会社への変更、解約代金支払日の延期及びその他株主保護のために必要な事項として金融委員会が定めて告示する事項の場合は、株主総会決議を経なければなりません。

() 投資有限会社

資産運用会社が投資有限会社を設立する場合、目的、商号、投資有限会社財産の運用及び管理に関する事項などを記載した定款を作成し、記名捺印又は署名をしなければなりません。定款作成後の投資有限会社設立時に出資金を金銭で払い込まなければなりません。出資金額が払い込まれた日から2週間以内に定款、出資金の払込銀行、その他の金融機関の出資金の払い込み・保管に関する証明書を添付して設立登記をしなければなりません。

() 投資合資会社

資産運用会社が定款を作成して無限責任社員1人と有限責任社員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。定款作成後に出資金を金銭で払い込まなければなりません。出資金額が払い込まれた日から2週間以内に定款、出資金額の払込銀行、その他の金融機関の出資金の払い込み・保管に関する証明書を添付して設立登記をしなければなりません。投資合資会社社員の出資の目的は金銭に限り、投資合資会社の登録前は社員以外の者を社員として加入させることはできません。

() 投資組合

資産運用会社が組合契約を作成して無限責任組合員1人と有限責任組合員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。投資組合は資本市場法第182条により登録前に第三の組合員の加入を禁止しており、組合員の出資の目的は金銭に限ります。投資組合の登録前は組合員以外の者を組合員として加入させることはできません。

() 投資匿名組合

資産運用会社が投資匿名組合を設立する場合、匿名組合契約を作成し、その匿名組合契約に営業者1人と匿名組員1人が記名捺印又は署名しなければなりません。匿名組員の出資の目的は金銭に限り、投資匿名組合の営業者は、登録前に匿名組員以外の者を匿名組員として加入させることはできません。投資匿名組合財産は資産運用会社である営業者1人が運用し、投資会社の法人理事に関する規定は投資匿名組合の営業者に準じます。

(ハ) 集合投資機構の業務遂行

() 集合投資財産運用の主体

- A. 集合投資財産の運用主体は、集合投資機構別に区分することが可能です(資本市場法第184条第2項)。
- B. 投資信託と投資匿名組合の場合は、資産運用会社が投資信託財産及び投資匿名組合財産を運用します。
- C. 投資会社・投資有限会社・投資合資会社・投資組合(以下「投資会社等」という。)の場合は、投資会社等の法人理事、業務執行社員又は業務執行組員である資産運用会社が集合投資財産を運用します。

() 集合投資財産に属する持分証券の議決権行使の主体

- A. 投資信託財産又は投資匿名組合財産に属する持分証券(その持分証券に係る証券預託証券を含む。)の議決権行使は、その投資信託又は投資匿名組合の資産運用会社が遂行します(資本市場法第184条第1項)。
- B. 投資会社等の集合投資財産に属する持分証券の議決権行使は、その投資会社等が遂行するものとされますが、投資会社等はその投資会社等の資産運用会社にその投資会社等の集合投資財産に属する持分証券の議決権の行使を委託することが可能です。

() 集合投資財産の保管・管理業務の信託業者への委託

- A. 投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等は、集合投資財産の保管・管理業務を信託業者に委託します(資本市場法第184条第3項)。
- B. 資産運用会社が自己の運用する集合投資財産を保管・管理する信託業者となることは禁止されています(資本市場法第184条第4項)。

() 集合投資証券販売契約又は委託販売契約

- A. 投資売買業者と販売契約又は投資仲介業者と委託販売契約を締結
投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等は、集合投資機構の集合投資証券を販売する場合、投資売買業者と販売契約を締結するか、投資仲介業者と委託販売契約を締結しなければなりません(資本市場法第184条第5項)。

B. 資産運用会社が集合投資証券を直接販売する場合

投資信託や投資匿名組合の資産運用会社が投資売買業者又は投資仲介業者として、集合投資機構の集合投資証券を販売する場合、販売契約又は委託販売契約は締結しません。

投資信託・投資匿名組合の資産運用会社が直接集合投資証券を販売する場合、資産運用会社自らが集合投資証券の販売のための投資売買業者又は投資仲介業者としての立場で集合投資証券を販売する(資産運用会社と集合投資証券販売社の地位を同時に保有)ため、集合投資証券の販売契約又は委託販売契約締結は要求されません。

() 投資会社業務の一般事務管理会社への委託

A. 投資会社は韓国商法上の株式会社の形態ですが、投資目的で設立された名目上の会社(Paper Company)に過ぎず、実質的業務を遂行する役員・従業員や本店・支店を置いていません。投資会社の特性を考慮し投資会社株式の発行及び名義書き換え、投資会社財産の計算、法令又は定款による通知及び公告、理事会及び株主総会の招集・開催・議事録作成などに関する業務、資本市場法第238条第8項に基づき委託された業務、投資会社の運営に関する業務を、一般事務管理会社に委託するよう義務付けています。

B. 投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等が法令を違反して虚偽の基準価格を算定した場合、金融委員会はその投資信託や投資匿名組合の資産運用会社又は投資会社等に対して基準価格算定業務を一般事務管理会社にその範囲を定めて委託するよう命ずることができます。この場合、当該資産運用会社及びその資産運用会社の系列会社、投資会社・投資有限会社・投資合資会社の系列会社はその受託対象から除かれます。

() 業務の委託

A. 認可を受けた業務又は登録を受けた業務又は付随業務の一部を第三者に委託することができます。しかし、遵法監査人の業務、内部監査業務、リスク管理業務、信用リスクの分析・評価業務などは、内部統制領域に該当する事項なので、委託を全面的に禁止しています。

B. 原則として、資産運用会社から業務委託を受けた第三者は再委託をしてはなりません。しかし、投資者保護を阻害しない範囲内で資産運用会社の円滑な業務遂行のため必要な場合、再委託を認めています。委託業務に付随する業務、外貨資産である集合投資財産の運用・運用指示業務、資本市場法第308条による預託対象証券など外貨資産の保管・管理業務などがこれにあたります。

() 信託業者の義務

A. 善管義務及び忠実義務

a. 韓国信託法第28条では、受託者が「信託財産を管理又は処分」する際、信託の本旨により善良な管理者の注意を注ぐべきであると定めています。信託の本旨とは、信託条項に明確な規定はなくとも、受託者は信託事務のために善良な管理者として信託財産を管理・処分しなければならないという意味と理解されます。

- b. 韓国信託法では忠実義務が明記規定されていませんが、「受託者と信託財産の間の取引を禁止」するなど「信託財産からの信託利益の享有を禁止」する規定により、間接的に受託者の忠実義務を認めています。
- c. 資本市場法第102条は「信託業者は受益者に対して善良な管理者の注意をもって信託財産を運用」しなければならない、「受益者の利益を保護するために当該業務を忠実に遂行」しなければならないと規定しています。
 - aa. 善管注意義務の内容：一般的に受託者が信託事務を処理するうえで払うべき善管注意は「通常の合理的な者が同一事項について自己の財産と等しい水準の管理業務」を果たすものと理解されます。
 - bb. 忠実義務の内容
 - aaa. 利害相反防止義務：韓国信託法第31条第1項は、受託者が信託財産を固有財産とすること、又は信託財産に係る権利を取得することを禁じています。これは「受託者と信託財産の間」で単純に自己取引のみならず、受託者が信託と利益相反が生じる他の種類の取引あるいは状況にも類推適用され、受託者が信託を管理する期間は、自己の利益や第三者の利益が受益者の利益と相反しないようにすべきという「信託との利益相反回避義務」と理解されます。
 - bbb. 信託利益の享有禁止：受託者は信託財産から信託の利益を享有することが禁止されており、第三者に信託の利益を享有させることも許されていません。同義務は、受託者が利益相反回避義務という事前の制御にもかかわらず、利益相反的地位に立つことで取得することとなる潜在的な利益を「事前に禁止」することで、受託者の信託違反を抑制するため認められる義務です。
 - ccc. 信託情報の秘密保持義務
 - ・受託者の信託情報の秘密保持義務は、信託に関連して取得した情報が重要情報である場合、受託者に発生する義務です。
 - 信託業者は金融実名法に基づく金融機関であるため、同法による秘密保持義務もまた遵守する義務を負います。
 - ・秘密保持義務は、消極的な側面における秘密保持義務と積極的な側面の使用禁止義務に区分されます。
 - 秘密保持義務は受託者が信託業務に関連して取得した情報を、受託者のみが保有しなければならないという意味です。
 - 使用禁止義務は、受託者が信託情報を受益者の利益のためにのみ使用しなければならない、他の目的に使用してはならないという意味です。
 - ・信託情報の秘密保持義務は、信託に係わる重要情報を受託者が取得することにより発生した義務であるため、関連情報の重要性が持続する限り、信託が終了した後も継続すると理解されます。

B. 信託財産に関する情報提供義務

受益者は信託業者に対し営業時間内に理由を記載した書面により、その受益者に関連した信託財産に関する帳簿・書類の閲覧や謄本又は抄本の交付を求めることができます（資本市場法第113条第1項、資本市場法施行令第115条）。信託業者は次の事由がある場合は、受益者の帳簿などの閲覧及び開示要求を断ることができます。この場合、信託業者は閲覧や交付が不可能な旨とその事由を記載した書面を受益者に提出しなければなりません。

- a. 信託財産の運用内訳などが記載された帳簿・書類を提供することにより、提供された者がその情報を取引又は業務に利用する恐れ、又は他人に提供する恐れが著しい場合
- b. 信託財産の運用内訳などが記載された帳簿・書類を提供することにより、他の受益者に損害を被らせることが明らかに認められる場合
- c. 信託契約に解約された信託財産に関する帳簿・書類で保存期限が経過するなどの事由により、受益者の閲覧提供要請に応じることが不可能な場合

(二) 集合投資証券の販売及び買戻規制(韓国の投資者にのみ適用するよう韓国の財政経済部が有権解釈をしています。)

() 販売

資本市場法では投資者保護を強調しています。販売者に対し、投資勧誘に係る説明を義務付け、適合性原則を取り入れています。それ以外にも会社の利益と顧客の利益の間に発生しうる利害相反防止体制を構築し、発行開示規制の適用範囲を銀行債・直接投資証券・受益証券にまで拡大しました。

A. 販売広告

金融投資業者は集合投資証券の投資広告をする場合、次の事項を含まなければならない、集合投資機構の名称、集合投資機構の種類に関する事項、集合投資機構の投資目的及び運用戦略に関する事項、その他に集合投資証券の特性などを考慮し、資本市場法施行令に定める事項以外の事項は投資広告に使用できません。

- a. 集合投資証券を取得する前に投資マニュアルを読むよう勧める内容。
- b. 集合投資機構は運用の結果によっては投資元本の損失が発生する可能性があり、その損失は投資者に帰属するという事実。
- c. 集合投資機構の運用成果を含めて投資広告をする場合、その運用成果が未来の収益率を保証するものではないという内容。

金融投資業者は投資広告をするにあたって、資本市場法第103条第3項により損失の補填又は利益の保証をする場合を除いては、損失補填又は利益保証と誤認させる表示をしてはなりません。投資広告において表示・広告の公正化に関する法律第4条第1項による表示・広告事項がある場合は、同法の定めに従います。その他に投資広告の方法及び手続きなどについて必要な事項は資本市場法施行令で定められています。

B. 販売価格及び手数料

- a. 金融投資業者は投資者から受け取る手数料の賦課基準と手続きに関する事項を定め、インターネットホームページ等を利用して開示しなければなりません。
- b. 金融投資業者は上記による手数料賦課基準を定める際、投資者を正当な事由なく差別してはなりません。

- c. 金融投資業者は上記 による手数料賦課基準と手続きに関する事項を金融投資協会に通知しなくてはなりません。
 - d. 金融投資協会は上記 により通知を受けた事項を金融投資業者別に比較し開示しなければなりません。
- C. 販売行為準則の制定
- a. 金融投資業者は投資勧誘をするにあたり、金融投資業者の役員・従業員が遵守すべき具体的な基準及び手続き(以下「投資勧誘準則」という。)を定めなければなりません。但し、派生商品等に関しては一般投資者の投資目的・財産状況及び投資経験などを考慮して、投資者等級別に差等化した投資勧誘準則を作成しなければなりません。
 - b. 金融投資業者は投資勧誘準則を定めた場合、インターネットホームページ等を利用して開示しなければなりません。投資勧誘準則を変更した場合も同じです。
 - c. 金融投資協会は投資勧誘準則と関連し、金融投資業者が共通で使用できる標準投資勧誘準則を制定することができます。

() 集合投資証券の買戻

- A. 投資者はいつでも集合投資証券の買戻を請求できます(買戻禁止型は除く。)(資本市場法第235条第1項)。
- B. 買戻手続き
- 通常の買戻手続は以下の通りです。
- a. 投資信託受益証券及び投資匿名組合持分証券
販売会社 → 資産運用会社 → 買戻
 - b. 投資会社、投資有限・合資会社、投資組合(「投資会社等」)の持分証券
販売会社 → 投資会社等 → 買戻
- C. 買戻方法
- a. 資産運用会社又は投資会社等は大統領令に定める場合を除き、買戻請求日から15日以内に規約に定める買戻日に買戻代金を支払います(資本市場法第235条第4項)。
大統領令に定める例外は、以下の場合です。
市場性のない資産に10%を超えて投資するファンド、又は外貨資産に50%を超えて投資するファンドで、規約に15日を超えて定めた場合
 - b. 資産運用会社又は投資会社等が買戻代金を支払う場合、集合投資財産として保有している金銭又は集合投資財産を処分して得た金銭によらなければなりません。但し、投資者全員の同意を得た場合は、集合投資財産で支払うことができます。
 - c. 買戻請求に応じる者は、買戻請求を受けた集合投資証券を、自己の計算で取得してはならず、また自己の計算で他人に取得させてはなりません。
以下の場合には、自己の計算による買戻制限は、例外として認められます。
 - ・MMFにおいて、ファンド別に100億ウォン以内で個人投資者に買戻請求日基準価格で買い取る場合
 - ・投資者が金額基準で買戻請求するため、販売会社がやむを得ず集合投資証券の一部を買い取る場合

D. 買戻価格

- a. 資産運用会社又は投資会社は買戻請求日以降に算定される基準価格で買い戻さなければなりません(資本市場法第236条第1項)。

以下の場合には、例外となります(資本市場法施行令第255条)。

- ・投資者との事前約定によりMMFの当日の買戻しの場合
 - ・年金基金投資プール又は外国換平衡基金によるMMFの当日の買戻しの場合
- b. 買戻請求日以降に算定される基準価格(資本市場法施行令第255条第3項)とは、買戻請求日から起算して第2営業日(基準時点以降の買戻の場合、第3営業日)以降に公告される基準価格で、集合投資規約で定めた基準価格をいいます。
- c. 資産運用会社又は投資会社等は集合投資財産の一部が買戻延期の事由に該当する場合、一部は買戻を延期し、残りについては買戻に応じることができ、買戻が延期された資産でのみ別途の集合投資機構を設定・設立することができます。

(ホ) 権利行使に対する規制

- () 資産運用会社は次に該当する場合、中立投票(Shadow voting)を行わなければなりません。但し、集合投資財産に属する株式を発行した法人の合併、営業の譲渡又は譲受、役員任免、定款の変更、その他集合投資財産に損失をもたらす恐れのある場合は、通常の議決権行使が可能です。(資本市場法第87条第1項、資本市場法施行令第89条)

A. 次に該当する者が株式発行人を系列会社に編入させるための場合

- a. 資産運用会社、その特殊関係人及び共同保有者
- b. 関係投資売買業者及びその系列会社
- c. 資産運用会社の大株主(筆頭株主の特殊関係人である株主を含む。)

B. 株式の発行人が資産運用会社と以下の関係にある場合

- a. 系列会社関係
- b. 関係投資売買業者及びその系列会社関係
- c. 資産運用会社の大株主(筆頭株主の特殊関係人である株主含む。)関係

(注) 中立投票(Shadow voting)とは、機関投資者以外の株主が議決した議決権の割合の通り

に、機関投資者の議決権数を分けることです。機関投資者の投資比率が高い会社は、機関投資者が株主総会に出席して議決権を行使することができない場合、総会参加株主数が一定の基準に満たず、株主総会自体が無効となる可能性があります。その場合、機関投資者が株主として決議に参加はするものの、議決結果そのものには影響を及ぼさないようにする方式が中立投票です。

- () 相互出資制限企業集団に属する企業集団の場合、原則として上記但書は適用されません(資本市場法第87条第2項)。

A. 但し、集合投資財産で資産運用会社の系列会社である株券上場法人が発行した株式を保有している場合で、合併、営業の譲渡又は譲受、役員任免及び定款の変更について中立投票を行う場合、集合投資財産に明らかに損失をもたらすことが予想される場合は、通常の議決権行使ができます。

B. この場合、通常の議決権行使の限度は、その法人の特殊関係人が行使できる株式数を合計し、その法人の発行株式総数の15%を超えてはなりません。

- () 同一銘柄投資限度(例外による限度超過を含む。)及び系列会社証券投資限度を超えて投資した株式の場合は中立投票をしなければなりません。
- () 資産運用会社は第三者との契約により議決権を交えて行使するなど、議決権行使制限規定を免れるための行為が禁止されています(資本市場法第87条第4項)。
- () 金融委員会は、資産運用会社が議決権行使制限規定に違反して議決権を行使した場合、6ヶ月以内の期間を定めて、その株式の処分を命じることができます。

特殊な形の集合投資機構

(イ) 買戻禁止型投資機構

投資した資金につき、集合投資機構で定めた一定条件に至るまで買戻ができない集合投資機構です。買戻が不可能なため、買戻資金を集めるためのポートフォリオ内の現金保有比率を抑えることができ、集合投資機構資産を安定的に運用することができます。このような閉鎖型集合投資機構は主に流動性の低い資産を運用する場合に主に利用され、投資者保護のために一定の条件が求められています。

- A. 集合投資機構資産総額の20%以上を不動産及び特別資産のような流動性の低い資産に投資する不動産集合投資機構、特別資産集合投資機構、混合資産集合投資機構は閉鎖型で設立することができます。
- B. 最初の設定日から90日以内に集合投資機構を取引所に上場しなければなりません。上場された集合投資機構は取引所で売買を通じて他の投資者に譲渡でき、最低限の買戻しの機会を投資に保障します。

(ロ) 種類型集合投資機構

マルチクラス集合投資機構と通称される集合投資機構です。販売報酬、販売手数料及び買戻手数料をそれぞれ異なるように適用した集合投資機構で、これにより基準価格に差が生じます。一般的に販売報酬設定と同時に優先的に付加する先取型、投資金額に応じて報酬が差等適用されるクラスなど、販売による様々な需要に応じて設立されます。

(ハ) 転換型集合投資機構

別名、アンブレラ集合投資機構ともいいます。投資者の判断により一つの集合投資機構で別の集合投資機構に転換投資を行うことができます。転換の際に買戻手数料を求められることはありません。

(ニ) 母子型集合投資機構

同一の投資対象と投資戦略をもつ多数の集合投資機構(子集合投資機構)の資産を一つの集合投資機構(母集合投資機構)に集め、統合運用を行う集合投資機構です。

(ホ) 上場指数集合投資機構

特定の指数又は価格と収益率が連動するように設立された集合投資機構で、取引所に上場され、株式売買と同じ方式で取引を行うことができる集合投資機構です。

第4【参考情報】

本ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
計算期間 第13期(自平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
平成27年4月27日関東財務局長に提出
- 2 半期報告書
計算期間 第14期中(自平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年9月30日関東財務局長に提出

第5 【その他】

該当事項はありません。

本ファンドの前期財務書類に対する監査報告書は、当期財務書類に対する監査報告書をご参照ください。

[次へ](#)

管理会社の前期財務書類に対する監査報告書は、当期財務書類に対する監査報告書をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

サムスンKODEX200証券上場指数投資信託[株式]
受益者及びサムスン資産運用株式会社 代表理事 殿

当監査人は、添付のサムスンKODEX200証券上場指数投資信託[株式]の財務諸表を監査しました。同財務諸表は、2015年12月31日及び2014年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了する各会計期間の損益計算書、資本変動表、及び有意的な会計方針の要約、その他の説明情報で構成されています。

財務諸表に対する経営陣の責任

資産運用会社の経営陣は、企業会計基準書第5003号「集合投資機構」に沿って財務諸表を作成し、公正表示する責任があり、不正や誤謬による重要な歪曲表示のない財務諸表を作成するために必要であると定められた内部統制についても責任があります。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査を根拠として、当該財務諸表について意見を表明することです。当監査人は韓国会計監査基準に沿って監査を実施しました。この基準は、当監査人が倫理的に求められている事項を順守し、財務諸表に重要な歪曲表示がないかについて、合理的な確信が得られる方法で監査を計画し実施することを求めています。

監査は、財務諸表の金額と開示についての監査証拠を入手する手続きを含みます。手続きの選択は、不正や誤謬による財務諸表の重要な歪曲表示リスクの評価など、監査人の判断によって変わります。監査人はこうしたリスクを評価する際、状況に適合する監査手続きを設計するために、企業の財務諸表の作成及び公正表示に関する内部統制も考慮に入れます。しかし、これは内部統制の効果についての意見を表明するためではありません。監査はまた財務諸表の全般的な表示に対する評価に加え、財務諸表を作成するために資産運用会社の経営陣が採用した会計方針の適合性、資産運用会社の経営陣が導出した会計推定値の合理性についての評価も含みます。

当監査人が入手した監査証拠は、監査意見のための根拠として十分かつ適合していると我々は確信しています。

監査意見

当監査人の意見では投資信託の財務諸表はサムスンKODEX200証券上場指数投資信託[株式]の2015年12月31日と2014年12月31日現在の財務諸表と、同日に終了する報告期間の財務成果を企業会計基準書第5003号「集合投資機構」に沿って重要性の観点から公正に表示しています。

大韓民国の企業会計基準の適用(注:本項目は原文の独立監査人の監査報告書には記載されておませんが、本報告書及び添付の財務諸表の表示内容に誤解を生じさせないため、当監査人の訳注として記載しております。)

会計原則及び監査基準とこれら実際の適用方法は各国により異なります。添付の財務諸表は、財務状態及び経営成績を、大韓民国以外の国で一般に公正妥当と認められた会計基準及び慣習に準拠・提示することは意図していません。また、これら財務諸表の監査において大韓民国で利用される手続き及び慣習は、その他の国で一般に公正妥当と認められ適用される基準及び原則とは異なります。この為、本報告書及び添付の財務諸表の利用にあたっては、大韓民国の会計手続き及び監査基準又これら実際の適用方法の十分な理解が必要です。

安 進 会 計 法 人

代 表 理 事

咸 鍾 浩

2016年 2月 5日

当監査報告書は監査報告書日(2016年2月5日)現在で有効なものです。従って、監査報告書日以後同報告書を閲覧する時点の間に、添付の投資信託の財務諸表に重大な影響を及ぼす事象又は状況が生ずる可能性があり、そのため当監査報告書が修正されることもあります。

[次へ](#)

原文は添付文書の独立監査人の監査報告書原文を参照のこと。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

サムスン資産運用株式会社
株主及び理事会 殿

当監査人は、添付のサムスン資産運用株式会社の財務諸表を監査しました。同財務諸表は、2015年12月31日及び2014年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了する各会計期間の包括損益計算書、資本変動表、及びキャッシュフロー計算書並びに有意的な会計方針の要約、その他の説明情報で構成されています。

財務諸表に対する経営陣の責任

経営陣は、韓国採択国際会計基準に沿って財務諸表を作成し、公正表示する責任があり、不正や誤謬による重要な歪曲表示のない財務諸表を作成するために必要であると定められた内部統制についても責任があります。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査を根拠として、当該財務諸表について意見を表明することです。当監査人は韓国会計監査基準に沿って監査を実施しました。この基準は、当監査人が倫理的に求められている事項を順守し、財務諸表に重要な歪曲表示がないかについて、合理的な確信が得られる方法で監査を計画し実施することを求めています。

監査は、財務諸表の金額と開示についての監査証拠を入手する手続きを含みます。手続きの選択は、不正や誤謬による財務諸表の重要な歪曲表示リスクの評価など、監査人の判断によって変わります。監査人はこうしたリスクを評価する際、状況に適合する監査手続きを設計するために、企業の財務諸表の作成及び公正表示に関する内部統制も考慮に入れます。しかし、これは内部統制の効果についての意見を表明するためではありません。監査はまた財務諸表の全般的な表示に対する評価に加え、財務諸表を作成するために経営陣が採用した会計方針の適合性、経営陣が導出した会計推定値の合理性についての評価も含みます。

当監査人が入手した監査証拠は、監査意見のための根拠として十分かつ適合していると我々は確信しています。

監査意見

当監査人の意見では会社の財務諸表はサムスン資産運用株式会社の2015年12月31日と2014年12月31日現在の財務諸表と、同日に終了する各報告期間の財務成果及びキャッシュフローを韓国採択国際会計基準に沿って重要性の観点から公正に表示しています。

大韓民国の企業会計基準の適用(注:本項目は原文の独立監査人の監査報告書には記載されておりませんが、本報告書及び添付の財務諸表の表示内容に誤解を生じさせないため、当監査人の訳注として記載しております。)

会計原則及び監査基準とこれら実際の適用方法は各国により異なります。添付の財務諸表は、財務状態及び経営成績を、大韓民国以外の国で一般に公正妥当と認められた会計基準及び慣習に準拠・提示することは意図していません。また、これら財務諸表の監査において大韓民国で利用される手続き及び慣習は、その他の国で一般に公正妥当と認められ適用される基準及び原則とは異なります。この為、本報告書及び添付の財務諸表の利用にあたっては、大韓民国の会計手続き及び監査基準又これら実際の適用方法の十分な理解が必要です。

安 進 会 計 法 人

代 表 理 事

咸 鍾 浩

2016年 3月 3日

当監査報告書は監査報告書日(2016年3月3日)現在で有効なものです。従って、監査報告書日以後同報告書を閲覧する時点の間に、添付の会社の財務諸表に重大な影響を及ぼす事象又は状況が生ずる可能性があり、そのため当監査報告書が修正されることもあります。

[前へ](#)

[次へ](#)

原文は添付文書の独立監査人の監査報告書原文を参照のこと。

[前へ](#)